

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局企業行動課）

項目名	印紙税のあり方の検討											
税目	印紙税											
要望の内容	<p>印紙税は経済取引における契約書や領収書等に対して課せられる文書課税であるが、近年の電子取引の増大等を踏まえ、制度の根幹からあり方を検討し見直す。</p> <table border="1" data-bbox="901 840 1487 1010"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（—	百万円）										
（改正増減収額）	（—	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>経済取引に伴う事務的負担及び税負担を公平かつ簡素にすることにより、国内経済の活性化を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 印紙税が創設された明治6年以降、経済実態の変化に伴い、金銭等の受取書については、中小企業の取引実務にも配慮して免税点（5万円未満）が設けられている。他方、経済取引の数は莫大に増えており、印紙税に係る事務コストや税負担が、中小零細企業を始め、企業にとって無視できないコストとなっているとの指摘がある。</p> <p>② また、電子取引などに対して印紙税は課税されないなど、取引手段の選択によって課税の公平性が阻害されているとの指摘もある。</p> <p>③ 特に、小売・物販業等においては、近年、カード決済が増大してきており、印紙税が取引実態の変化に対応できていないとの指摘も強い。</p> <p>上記の視点を踏まえ、制度の根底から、そのあり方を早急に検討することが必要である。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進
		政策の達成目標	経済取引に伴う事務的負担及び税負担を公平かつ簡素にすることにより、国内経済の活性化を実現する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	電子商取引など印紙税の対象とならない取引と、引き続き印紙税の対象となる取引との間の公平性について検証し、制度のあり方を見直すことは妥当である。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 22～令和 5 年度要望で検討事項として要望。</p>	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 企業行動課）

項目名	申告・納税手続に関する制度及び運用に係る所要の整備											
税目	—											
要望の内容	<p>申告・納税等の税務手続の一層のデジタル化の推進等の観点から、企業等の事務負担軽減やバックオフィス効率化に資するよう、利便性向上等を図るための所要の見直しを講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="901 840 1487 1010"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 申告・納税等の税務手続の一層のデジタル化の推進等の観点から利便性向上等を図るための所要の見直しを講ずることで、企業等の事務負担軽減やバックオフィス効率化等を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 骨太の方針等にも記載のとおり、行政のデジタル化の着実な推進が求められていることから、行政手続の1つである税務手続に関しても一層のデジタル化が必要である。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定） 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 （5）デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資 我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向け、デジタル庁を中心に、政府全体で、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、デジタル3原則30を基本原則としつつ、行政のデジタル化を着実に推進する。 （略） マイナポータルの利便性向上など、個人や法人の税務始め各種手続の負担軽減に向けた検討を進める。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	—	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業組織課）

項目名	スピノフの実施の円滑化のための税制措置の拡充		
税目	所得税・法人税 租税特別措置法第68条の2の2 租税特別措置法施行令第39条の34の3		
要望の内容	スピノフを行う企業に持分を一部残す場合の課税の特例措置について、段階的に事業を切り出そうとする企業の利便性向上に向けて、恒久化等の所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	ー 百万円 （ ー 百万円） （ ー 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>事業環境が大きく変化する中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するためには、企業が事業ポートフォリオの見直しを図ること等により、限られた経営資源を適切に配分していくことが重要。</p> <p>特に、スピノフについては、現在のグループの中では成長戦略の実現が難しい事業を分離・独立させることで、その潜在力を発揮させる重要な切出し手法であり、海外では大規模案件を中心に事業切出しの手段の一つとして活用されているが、我が国では、活用実績が限られている。</p> <p>スピノフを活用した事業の切出しを行いやすくするため、スピノフの実施の円滑化のための所要の措置を講ずることで、大企業発のスタートアップの創出や企業の事業ポートフォリオの最適化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>日本企業は、大規模化・多角化が進むほど利益率が低下する傾向があり、事業環境が急速に変化する中で、事業切出し等による、ポートフォリオの見直しの重要性が一層高まっている。</p> <p>令和3年6月にはコーポレートガバナンス・コードが改訂され、事業ポートフォリオ見直しに関する戦略の実行が取締役会の責務とされたこと等を受け、上場企業を中心に事業ポートフォリオ組替えの検討の加速が見込まれる。</p> <p>こうした中で、スピノフは、事業の売却先を必要とせず、企業が主体的に行うことができることから、事業ポートフォリオ見直しの一環として事業切出しを行う際の有望な選択肢の一つとなるとともに、大企業内の成長事業を切り出しスタートアップとして創出することにもつながる。</p> <p>特に、スピノフを行う企業に持分を一部残すパーシャルスピノフは、切り出される子会社が元親会社のブランドやシステムの継続利用等を必要とする等、事業切出し時点で完全に資本関係を解消することが難しい日本の大企業の実態と合致しており、事業切出しを促進する上で意義があることから、令和5年度税制改正においてパーシャルスピノフを適格株式分配とする1年間の特例措置が創設されたところ。今年に入り、パーシャルスピノフを含め、スピノフの検討を複数企業が公表する等、企業によるスピノフ検討が加速しており、本税制の創設は重要な契機となっている。</p> <p>他方、事業再編は通常、検討着手から実施までに数年単位の時間を要する。令和6年度以降も引き続き企業価値向上に向けた事業再編を促進するためには、子会社の段階的な分離・独立を検討する幅広い企業がスピノフを活用し、大企業が有する人材や技術等の資源の潜在能力を発揮できる環境を整備することが重要であることから、本税制措置について恒久化等の所要の措置を講ずる。</p>
<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>1. 経済構造改革の推進</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 (令和5年6月16日閣議決定)</p> <p>V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成 5 年計画の推進</p> <p>2. スタートアップ育成 5 年計画の推進</p> <p>(6) オープンイノベーションの推進</p> <p>③組織再編の更なる加速に向けた検討</p> <p>大企業が有する経営資源(人材、技術等)の潜在能力の発揮や大企業発のスタートアップ創出のため、スピノフを行う企業に持分を一部残す場合についても課税の対象外とした。</p>



今回の要望（租税特別措置）に関連する事項		政策の達成目標	スピノフを行う企業に持分を一部残す場合について所要の措置を講ずること、事業再編を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期限の定め無し
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	持分を一部残すスピノフに関する課税の特例措置は令和5年4月1日からの適用であり、現時点で、特例措置の適用要件である事業再編計画の認定に至った案件はない。
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現行制度は、大企業が有する経営資源（人材、技術等）の潜在能力の発揮や大企業発のスタートアップ創出を目的としており、切り離す事業の成長発展や新規性に関する要件が設けられた時限措置である。他方、事業再編は通常、検討着手から実施までに数年単位の時間が必要となり、1年間という時限措置では企業の検討が難しいことや、スピノフは様々な企業が実施し得る事業再編手法であることを踏まえ、本税制措置について恒久化等の所要の措置を講ずることが有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置は元親会社に一部持分を残すパーシャルスピノフ（株式分配に限る）について、一定の要件を満たせば再編時の譲渡損益課税を繰延べ、株主のみなし配当に対する課税を対象外とするものである。 本措置の存置によって、子会社の段階的な分離・独立を検討したい企業にもスピノフの活用が広がり、大企業が有する経営資源（人材、技術等）の潜在能力の発揮や大企業発のスタートアップ創出を加速することができる。 その上で、事業再編は通常、検討着手から実施までに数年単位の時間が必要となることから、制度の存続に関する企業の予見可能性を確保するため、恒久化が妥当。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和5年度：0件（令和5年8月時点）
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を講じた結果として、今年度に入って持分を一部残すスピンオフの検討を公表した企業が出てきており、手段として有効。
	前回要望時の達成目標	認定株式分配に係る事業再編計画の認定件数：1件以上 認定株式分配の検討を公表した企業数：3件以上
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	持分を一部残すスピンオフに関する課税の特例措置は令和5年4月1日からの適用であり、現時点で、特例措置の適用要件である事業再編計画の認定に至った案件はない。 他方、特例措置の適用を前提とした持分を一部残すスピンオフの検討を公表した企業が存在するため、今後の適用が見込まれる。
これまでの要望経緯	平成29年度 組織再編税制等に係る所要の見直しを要望。スピンオフのための税制創設。 平成30年度 スピンオフの実施の円滑化のための適格要件の見直し等組織再編税制における所要の措置を要望。要件の明確化等が実現。 令和4年度 スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充を要望。検討事項とされた。 令和5年度 スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充を要望。租税特別措置法で1年間の時限措置が実現。	

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業資金課）

項目名	特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストックオプション税制）の拡充		
税目	所得税 租税特別措置法第29条の2 租税特別措置法施行令第19条の3 租税特別措置法施行規則第11条の3		
要望の内容	○ 制度概要 スtockオプション税制は、取締役や従業員等に付与される新株予約権の一種であるストックオプションについて下記要件を満たす場合、権利行使時における取得株式の時価と権利行使価格との差額に対する所得課税を株式売却時まで繰り延べ、株式売却時に、売却価格と権利行使価格との差額を譲渡所得として課税する制度である。		
	現行制度の要件		
	1. 付与対象者の範囲	自社及び子会社（50%超）の取締役、執行役及び使用人（ただし大口株主及びその特別関係者、配偶者を除く）及び一定の要件を満たす社外高度人材	
	2. 所有株式数	発行済み株式の1/3を超えない	
	3. 権利行使期間	付与決議日の2年後から10年後まで（設立から5年未満の非上場企業においては、15年後まで）	
	4. 権利行使価額	権利行使価額が契約締結時の時価以上	
	5. 権利行使限度額	権利行使価格の合計額が年間で1,200万円を超えない	
	6. 譲渡制限	他人への譲渡禁止	
	7. 発行形態	無償であること	
	8. 株式の交付	会社法に反しないこと	
9. 保管・管理など契約	証券会社等と契約していること		
10. その他事務手続き	法定調書、権利者の書面等の提出		
○ 要望内容 株式保管委託要件の撤廃、社外高度人材への付与要件の緩和・認定手続の軽減、権利行使限度額の大幅な引き上げまたは撤廃その他の利便性向上のための所要の措置を講じる。			
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）		ー 百万円 （ ー 百万円） （ ー 百万円）	

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

スタートアップは、社会課題を成長のエンジンに転換し、持続可能な経済社会を実現する新しい資本主義の考え方を体現するものであり、新しい資本主義に向けた重点投資分野にも位置付けられている。

スタートアップを大きく成長させるためには、それを支える人材の獲得が不可欠だが、現状、我が国の人材は大企業に集中している状況。こうした中、資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップが人材を獲得するに当たってストックオプションは重要な役割を担っている。

このため、インセンティブを通じて業績向上への意欲を高めることに加え、スタートアップの成長に不可欠な国内外の有能な人材を機動的に確保できる環境を整備することで、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につなげる。

(2) 施策の必要性

ストックオプション税制は、資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップが人材を獲得するに当たって重要な役割を担うストックオプションの利便性・魅力を向上させるものであり、スタートアップの人材獲得に寄与している。

他方で、税制適格ストックオプションの株式保管委託要件が M&A 等の場面において制約になっている。また、社外高度人材への税制適格ストックオプション付与のためには、一定の要件を満たすスタートアップに限定され、かつ中小企業等経営強化法による計画認定が必要となるが、対象者の範囲が狭く、認定に伴う手続がスタートアップの負担になっているとの声がある。スタートアップ企業の人材獲得力向上のためには、税制適格ストックオプションの権利行使限度額の大幅引上げ又は撤廃が必要である。

このため、本制度について株式保管委託要件の撤廃、社外高度人材への付与要件の緩和・認定手続の軽減、権利行使限度額の大幅な引き上げまたは撤廃、その他の利便性向上のための所要の措置を講じることにより、スタートアップ企業のグローバルでの人材獲得競争力を更に高め、国内外の有能な人材を獲得しスタートアップの成長を実現する必要がある。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（2023年6月閣議決定）</p> <p>（4）スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築</p> <p>①ストックオプションの環境整備</p> <p>（ii）税制適格ストックオプションの制度見直し</p> <p>スタートアップの手續の簡素化の観点から、株券の保管委託義務を不要化することとしたところであるが、そもそも、税制適格ストックオプションの株式保管委託要件が M&amp;A 等の場面において制約になっている。これに対し、非公開会社では会社法の制約によって株式に譲渡制限が付されていること、また、発行会社及びストックオプション付与対象者によって税務処理が行われていることに着目し、非公開会社における税制適格ストックオプションの株式保管委託要件の撤廃を検討する。</p> <p>社外高度人材への税制適格ストックオプション付与のためには、一定の要件を満たすスタートアップに限定され、かつ中小企業等経営強化法による計画認定が必要となるが、この認定制度について調査を行った上で、認定に伴う手續負担なしで税制適格ストックオプションの付与を可能とするよう検討を行う。</p> <p>スタートアップの人材獲得力向上の観点から、税制適格ストックオプションの上限額の大幅引上げ又は撤廃を検討する。</p> <p>これらを含めて、スタートアップフレンドリーな制度となるよう税制適格ストックオプションの手續の簡素化や要件の更なる見直しを含めて利便性向上を図る。</p>
		政策の達成目標	人的資源の確保に資するインセンティブプランとしてストックオプション制度の利便性を高めることで、スタートアップの人材獲得に寄与し、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につなげる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期限の定めなし
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	本税制を利用することで、取締役や従業員等の業績向上への意欲が上昇し、企業は国内外の有能な人材を新たに確保できている。このため、本税制を通じてスタートアップ企業等の成長が促され、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長に寄与している。	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップにおいてストックオプションが有効な人材確保手段の一つとして普及する中、本制度の利便性向上のために所要の措置を講じることで、わが国のスタートアップの人材獲得競争力が高まり、スタートアップの更なる成長が図られる。

相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>スタートアップが大きく成長するには、それを支える人材が必要。資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップにとって、研究・開発等の未来投資を確保しながら人材を獲得する上で将来の成長（株価）に基づくインセンティブを与えるストックオプションは重要な手段であり、ストックオプション税制は、ストックオプションの利便性・魅力を向上させスタートアップの人材獲得に寄与するものである。</p> <p>したがって、スタートアップの実態に応じて本制度の利便性向上のための所要の措置を講じることは、スタートアップの成長に不可欠な国内外の有能な人材を機動的に確保できる環境を整備することに繋がるものであり措置として妥当である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>スタートアップにおいてストックオプションが有効な人材確保手段の一つとして普及する中、本制度の拡充はストックオプションの利便性等を更に向上させ、我が国スタートアップのグローバルでの人材獲得競争力を高めるものであり、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につながる。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>【前回要望時の達成目標（令和5年度税制改正要望）】</p> <p>人的資源の確保に資するインセンティブプランとしてストックオプション制度の利便性を高めることで、スタートアップの人材獲得に寄与し、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につなげる</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの 要望経緯	平成8年度 創設 平成10年度 拡充 (対象要件の拡充) 平成14年度 拡充 (対象要件の拡充) 平成18年度 拡充 (対象要件の拡充) 平成31年度 拡充 (対象要件の拡充) 令和5年度 拡充 (対象要件の拡充)
---------------	--

令和 6 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局産業創造課）

項 目 名	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の延長		
税 目	法人税（租税特別措置法第 66 条の 13）		
要 望 の 内 容	適用期限を令和 8 年 3 月 31 日まで延長する。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (▲2,000 百万円) (▲3,000 百万円)



(1) 政策目的

事業会社の有する経営資源を最大限活用したオープンイノベーションを促進し、自前主義の傾向が強い日本企業の行動変革を後押しするとともに、新しい資本主義の担い手であるスタートアップの出口戦略の多様化を図ることで、我が国企業の競争力を強化することを目的とする。

(2) 施策の必要性

我が国企業は欧米企業と比較して稼ぐ力が劣っている。企業の稼ぐ力を持続的に向上させるためには、①既存事業領域の収益性を高める「知の深化」と同時に、②将来の収益の柱となる新しい事業領域を開拓する「知の探索」を推進する、「両利きの経営」が重要。

日本の企業は自前主義の傾向が強く、オープンイノベーションの実施率が低い状況である。既存企業がスタートアップ等とのオープンイノベーションを進める際には、企業行動の変革を後押しすることが重要であり、オープンイノベーションを促進するため、一定の要件を満たしたスタートアップへの投資を行う事業会社を対象とした税制優遇措置を令和2年度税制改正で創設した。

日本の事業会社による国内スタートアップへの投資件数・金額は、2018年以降減少傾向にあったが、本税制を措置した2020年以降は再び増加しているなど、税制の効果が一定程度あったと推察される。そうした中、2022年はスタートアップの資金調達環境が悪化し、事業会社における国内スタートアップ投資は概ね横ばいであったのに対し、本税制の適用投資額は大幅増加しており、事業会社によるスタートアップ投資の増加に貢献している可能性が示唆された。

このように、事業会社とスタートアップによるオープンイノベーションは一定程度、促進されてきたが、スタートアップへの投資・オープンイノベーションを経営戦略として根付かせるためには、中長期的に一定の投資が必要である。また、スタートアップ育成5か年計画においてスタートアップへの投資額を5年で10倍にする目標を掲げている中、今後の事業会社のスタートアップへの投資方針は必ずしも前向きではない。こうした状況を踏まえ、事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しする措置が必要である。

また、令和5年度改正においては、スタートアップの出口戦略の多様化を図り、スタートアップが飛躍を遂げることができる環境を整備することを目的としてM&A型を創設した。日本のスタートアップの出口戦略はIPOが大半を占め、M&Aによる出口戦略の選択肢が限定的であることから、引き続き措置を講じる必要がある。

このため、本税制の適用期限を令和8年3月31日まで延長する必要がある。

新設・拡充又は延長を必要とする理由

<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>1. 経済構造改革の推進</p> <p>【スタートアップ育成5か年計画（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）】</p> <p>6. 第三の柱：オープンイノベーションの推進</p> <p>(1) オープンイノベーションを促すための税制措置等の在り方</p> <p>○スタートアップが事業会社の傘下で大きく成長する出口戦略となる M&amp;A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、特にスタートアップの成長に資するものに限定したうえで、既存発行株式の取得に対しても税制措置を講じる。その際、十分に実効的な税制措置とする。</p> <p>2. 目標</p> <p>目標については、創業の「数」（開業数）のみではなく、創業したスタートアップの成長すなわち「規模の拡大」にも、同時に着目することが重要である。そこで、創業の絶対数と、創業したスタートアップの規模の拡大を包含する指標として、スタートアップへの投資額に着目する。</p> <p>○この投資額は、過去5年間で2.3倍増（3,600億円（2017年）→8,200億円（2021年））であり、現在、8,000億円規模であるが、本5か年計画の実施により、5年後の2027年度に10倍を超える規模（10兆円規模）とすることを大きな目標に掲げて、官民一体で取組を進めていくこととする。</p> <p>3. パッケージの方向性</p> <p>○スタートアップのエグジットを考えた場合、M&amp;AとIPOの比率に着目すると、米国ではM&amp;Aが9割を占めるのに対し、我が国ではIPOが8割であり、圧倒的にIPOの比率が高い。M&amp;Aの比率を高めていくことが求められる。</p> <p>○このように、スタートアップを買収することは、スタートアップのエグジット戦略（出口戦略）としても、また既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要であり、既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションを推進するための環境整備を進めることは重要である。</p> <p>【統合イノベーション戦略 2023（令和5年6月6日閣議決定）】</p> <p>第1章 総論（国家的重要基盤を支え、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術・イノベーション）</p> <p>2. 科学技術・イノベーション政策の3つの基軸</p> <p>(3) イノベーション・エコシステムの形成</p> <p>③ 成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大（成長志向の資金循環形成）</p> <p>オープンイノベーション促進税制やエンジェル税制等について引き続き広報・周知等をはじめ活用促進に取り組み、スタートアップエコシステムの強化を図る。</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定）】</p> <p>第2章 新しい資本主義の加速</p> <p>2. 投資の拡大と経済社会改革の実行</p> <p>(3) スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進</p> <p>（スタートアップの推進と新たな産業構造への転換）</p> <p>さらに、既存大企業によるオープンイノベーションを推進するため、オープンイノベーションを促すための税制措置に関する検討、公募増資ルールの見直し、大企業が有する経営資源のカーブアウトの加速等を行うとともに、多数決により金融債務の減額を容易にする事業再構築法制の整備を進める。</p>
-----------------------------	------------	--------------------------	---

		<p>【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 年改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）】</p> <p>V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成 5 か年計画の推進</p> <p>2. スタートアップ育成 5 か年計画の推進</p> <p>(6) オープンイノベーションの推進</p> <p>①オープンイノベーションを促すための税制措置等</p> <p>スタートアップの出口戦略となる事業会社による M&amp;A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、従来は新規発行株式のみが対象であったが、スタートアップの成長に資するものについて、5 億円以上の取得で既存発行株式も対象化した。既存企業とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するため、オープンイノベーション促進税制の適用期間延長等を検討する。</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しすることで、スタートアップ育成 5 か年計画において掲げるスタートアップへの投資目標（2027 年度に 10 兆円規模とする）を実現する。</li> <li>・我が国スタートアップのエグジットに占める M&amp;A の比率を 2027 年度までに欧州並みの比率（IPO:M&amp;A=1:2）へ高める。</li> </ul>
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（2 年間）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	<p>○事業法人によるスタートアップ投資額（出典：INITIAL）</p> <p>2019 年 1,817 億円  2020 年 1,870 億円  2021 年 2,266 億円  2022 年 2,318 億円</p> <p>○国内スタートアップのエグジット状況  （出典：ベンチャーエンタプライズセンター）</p> <p>2021 年度 IPO：67%、M&amp;A：33%</p>
	要望の措置の適用見込み	<p>令和 6 年度 348 件 566 億円程度  令和 7 年度 546 件 865 億円程度</p> <p>※上記見込みは新規出資型と M&amp;A 型の合算値であり、金額は所得控除額を示す</p>
有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>2022 年の事業会社等による国内ベンチャー投資全体のうち約 17%が実際に本税制の適用を受けており、非常に活用割合が高い。また、本税制を利用した事業会社による国内スタートアップ投資の伸び率は、利用していない場合の投資の伸び率よりも大きく、本税制は事業会社によるスタートアップ投資の増加に一定程度貢献している。したがって、本税制の延長は、事業会社等によるスタートアップ投資の促進に大きく寄与するものと考えている。</p> <p>また、事業会社がスタートアップの M&amp;A をする際の構造的な阻害要因である買収価格の目線の差を埋めることで、事業会社によるスタートアップの M&amp;A が促進されるため、政策目的の達成に有効な手段である。</p>

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																
	要望の措置の妥当性	<p>事業会社の事業再構築と、スタートアップの更なる成長・出口戦略の多様化を実現するためには、事業会社とスタートアップとの出資を通じたオープンイノベーションを促進する必要がある。</p> <p>さらに、本特例措置では純投資ではなく、オープンイノベーションに向けた出資のみを対象を限定することで、必要最小限の措置となるよう制度設計がなされている。</p> <p>また、日本においてスタートアップの M&amp;A が進まない要因への対応策としてより有効な税制措置を講じ、投資判断を後押しするインセンティブを付与することは、政策手段として有効である。</p>																
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績	<p>【本特例措置の適用を受けた適用事業者数・所得控除額・推定減収額】（出資年度ベース）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">出資年度</th> <th style="text-align: center;">2020 年度</th> <th style="text-align: center;">2021 年度</th> <th style="text-align: center;">2022 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用事業者数</td> <td style="text-align: center;">53</td> <td style="text-align: center;">46</td> <td style="text-align: center;">70</td> </tr> <tr> <td>所得控除額 (億円)</td> <td style="text-align: center;">56</td> <td style="text-align: center;">88</td> <td style="text-align: center;">149(151)</td> </tr> <tr> <td>推定減収額 (億円)</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">35(35)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※推定減収額は法人税率を 23.2%として試算</p> <p>※上記実績は新規出資型の実績</p> <p>※2020 年度、2021 年度の適用事業者数及び所得控除額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 211 回国会提出）による</p> <p>※2022 年度の適用事業者数は経産省調査による。また、同調査で集計した投資額を基に所得控除額を推定（所得控除率 25%）</p> <p>※なお、前回要望時における 2022 年度の適用事業者数の見込みについて、当時は適用件数で実績を見込んでいたため、本表には記載していない</p>	出資年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	適用事業者数	53	46	70	所得控除額 (億円)	56	88	149(151)	推定減収額 (億円)	13	20	35(35)
		出資年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度													
適用事業者数	53	46	70															
所得控除額 (億円)	56	88	149(151)															
推定減収額 (億円)	13	20	35(35)															

	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>①根拠条文 租税特別措置法第 66 条の 13 租税特別措置法第 68 条の 98</p> <p>②適用件数 令和 2 年度 単体法人 35 社、連結法人 18 社</p> <p>令和 3 年度 単体法人 32 社、連結法人 14 社</p> <p>③適用総額 令和 2 年度 単体法人 2,899,960 千円、 連結法人 2,719,885 千円</p> <p>令和 3 年度 単体法人 7,051,927 千円 連結法人 1,740,431 千円</p>
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例措置を講ずることは、事業会社がスタートアップに投資をする際の財務リスクの軽減に繋がり、事業会社による投資判断の後押しとなるため、事業会社による出資を通じたスタートアップとのオープンイノベーションの促進という政策目的の達成に有効な手段である。</p> <p>2022 年はスタートアップの資金調達環境が悪化し、事業会社における国内スタートアップ投資は概ね横ばいであったのに対し、本税制の適用投資額は大幅増加しており、事業会社によるスタートアップ投資の増加に貢献しているものと推測される。</p> <p>M&amp;A 型については令和 5 年度に制度が創設されたところであり、事業年度末に申請を行う制度設計上、現時点での申請はないものの、事前相談等を受けている状況である。</p>
	前回要望時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業会社が出資を通じてスタートアップと経営資源を共有し、オープンイノベーションを実施するとともに、スタートアップが事業会社の経営資源を活用して更なる成長を遂げる。</li> <li>・スタートアップの出口戦略の選択肢として M&amp;A がより検討される環境を整備することで、世界に伍するスタートアップエコシステムを確立する。</li> </ul>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>日本の事業会社による国内スタートアップへの投資件数・金額は、2018 年以降減少傾向にあったが、本税制を措置した 2020 年以降は再び増加している。また、本税制を利用した事業会社による国内スタートアップ投資の伸び率は、利用していない場合の投資の伸び率よりも大きく、本税制は事業会社によるスタートアップ投資の増加に一定貢献した。他方、今後の事業会社のスタートアップへの投資方針は必ずしも前向きではないため、事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しする措置が必要である。</p> <p>M&amp;A 型については令和 5 年度に制度が創設されたところであり、事業年度末に申請を行う制度設計上、現時点での申請はないものの、事前相談等を受けている状況である。日本のスタートアップの出口戦略は IPO が大半を占め、M&amp;A による出口戦略の選択肢が限定的であることから引き続き措置を講じる必要がある。</p>

これまでの 要望経緯	令和2年度 創設 令和4年度 2年間延長及び拡充 令和5年度 拡充 (M&A型の創設)
---------------	---

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（経済産業省 経済産業政策局 産業人材課）

項目名	大企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長					
税目	法人税 租税特別措置法42条の12の5 租税特別措置法施行令第27条の12の5 所得税 租税特別措置法10条の5の4 租税特別措置法施行令第5条の6の4					
要望の内容	<p><b>【制度の概要（現行の要件）】</b>                  青色申告を提出する事業者が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度（個人の場合は令和5年から令和6年の各年）に、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額から3%以上増加している場合、その法人の雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除ができる。</p> <p>さらに、次の要件を満たす場合には、それぞれ税額控除率が上乘せされる。                  ① 継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額から4%以上増加している場合は10%上乘せ                  ② 教育訓練費の額が前期の教育訓練費の額から20%以上増加している場合は5%上乘せ</p> <p>なお、税額控除を受ける金額は当期の法人税額の20%を限度とする。                  ただし、その事業年度終了の時に、その法人の資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項を公表している場合として一定の場合に該当する場合に限る。</p> <p><b>【要望の内容】</b>                  今年の30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、少子化対策にもつながる「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、本税制の延長期間を長期化する。                  加えて、賃上げを行う企業の裾野の拡大に向けて、中堅企業に対する措置を強化するとともに、赤字等の厳しい業況の中にある中堅企業の賃上げを後押しする観点から、税額控除額が控除の上限額を超えた場合に、控除しきれなかった金額の繰越しを認める措置を創設する。                  さらに、仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する控除率の上乗せ措置を創設する。</p>					
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: center;">精査中 (▲98,000 百万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(改正増減収額)</td> <td style="text-align: center;">(▲164,000 百万円 の内数)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	精査中 (▲98,000 百万円)	(改正増減収額)	(▲164,000 百万円 の内数)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	精査中 (▲98,000 百万円)					
(改正増減収額)	(▲164,000 百万円 の内数)					

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的          企業の賃上げを促進することで、企業が上げた収益の労働者への分配が進み、消費の拡大につながり、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を実現し、日本経済を成長軌道に乗せていく。</p> <p>(2) 施策の必要性          今年の春闘の賃上げ率は30年ぶりの高水準となったが、一時的な物価上昇を理由にした賃上げも多いのが実態。今後物価上昇率が安定したとしても、今年の賃上げ率を一過性のものとせず、来年以降も高い水準の賃上げが必要。このため、本税制の延長期間を長期化することで、政府の長期的な方針を明確にし、賃上げに関する企業の計画的な検討を促し、「構造的・持続的な賃上げ」をより強力に進めることが必要。</p> <p>加えて、賃上げを行う企業の裾野を拡大する観点からは、地域経済のけん引役として良質な雇用を生み出すことが期待される中堅企業について、赤字等の厳しい業況の中にある企業も含めて賃上げを後押しすることが必要。</p> <p>さらに、我が国の最重要課題である少子化問題の根本原因である若者・子育て世代の所得の低さの改善を図る観点から、所得向上と、仕事と子育ての両立や女性活躍への支援の両方を追求する企業に対する賃上げを後押しすることが必要。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>1. 経済構造改革の推進</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2023（抜粋）          第1章 マクロ経済運営の基本的考え方          1. 本基本方針の考え方          「新しい資本主義」を通じて、経済の付加価値を高め、企業が上げた収益を構造的賃上げによって労働者に分配し、消費も企業投資も伸び、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を成し遂げる。また、社会全体でこども・子育てを支える社会の構築や全てのこどもがチャンスを得られる教育制度の確保、生活の安定や将来の安心の基盤となる社会保障制度の持続可能性の向上、多様な価値観が尊重される包摂社会の実現に向けた取組等を通じ、分厚い中間層を復活させていく。</p> <p>第2章 新しい資本主義の加速          1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成（家計所得の増大と分厚い中間層の形成）          中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（抜粋）          I. 資本主義のバージョンアップに向けて          1. 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の改訂の考え方          新しい資本主義を通じて、官民が連携し、社会課題を成長のエンジンへと転換することで、経済の付加価値を高めつつ、企</p>



		<p>業が上げた収益を労働者に分配し、消費も企業投資も伸び、更なる経済成長が生まれるという成長と分配の好循環を成し遂げ、分厚い中間層を復活させていく。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 「市場も国家も」による課題解決と新たな市場・成長、国民の持続的な幸福実現      新しい資本主義は一人ひとりの国民の持続的な幸福を実現するものでなければならない。官民連携による社会的課題の解決とそれに伴う新たな市場創造・成長の果実は、多くの国民・地域・分野に広く還元され、成長と分配の好循環を実現していく必要がある。</p> <p>Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」      (7) 多様性の尊重と格差の是正      ② 中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等      ii) 中小・小規模企業の生産性向上支援策の推進      中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。</p>																									
	政策の達成目標	個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う「成長と分配の好循環」の実現																									
	租税特別措置の適用又は延長期間	「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延長期間を長期化する等の措置を講ずる。																									
	同上の期間中の達成目標	個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う「成長と分配の好循環」の実現																									
	政策目標の達成状況	<p>平成 25 年度に創設された本税制措置の成果もあり、平成 26 年以降、平均給与額<sup>※</sup>は堅調に上昇。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(平成)</th> <th colspan="7">(令和)</th> </tr> <tr> <th>26 年</th> <th>27 年</th> <th>28 年</th> <th>29 年</th> <th>30 年</th> <th>元年</th> <th>2 年</th> <th>3 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>415</td> <td>420</td> <td>422</td> <td>432</td> <td>441</td> <td>446</td> <td>433</td> <td>443</td> </tr> </tbody> </table> <p>万円</p> <p>※国税庁「国民給与実態統計調査」における給与所得者 1 人当たりの平均給与額（各年における 1 年間の給料・手当及び賞与の合計額）。</p>	(平成)		(令和)							26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年	2 年	3 年	415	420	422	432	441	446	433	443
(平成)		(令和)																									
26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年	2 年	3 年																				
415	420	422	432	441	446	433	443																				
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中																									
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	「構造的・持続的な賃上げ」を実現し、個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う「成長と分配の好循環」の実現が図られる。																									

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																							
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																							
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																							
	要望の措置の妥当性	企業の賃上げを促進することで、企業が上げた収益の労働者への分配が進み、消費の拡大につながり、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を実現し、日本経済を成長軌道に乗せていく、という政策目的を達成するためには、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。																							
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	<p>○適用事業者数 令和元年度 11,248 件 令和2年度 6,126 件 令和3年度 6,546 件 (出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○減収額実績 令和元年度 1,136 億円 令和2年度 818 億円 令和3年度 980 億円 (出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p>																							
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項：42条の12の5第1項 適用件数：6,546件 適用額：980億円 ※令和3年度の適用状況																							
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>平成25年度に創設された本税制措置の成果もあり、平成26年以降、平均給与額※は堅調に上昇。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(平成)</th> <th colspan="5">(令和)</th> </tr> <tr> <th>26年</th> <th>27年</th> <th>28年</th> <th>29年</th> <th>30年</th> <th>元年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>415</td> <td>420</td> <td>422</td> <td>432</td> <td>441</td> <td>446</td> <td>433</td> <td>443</td> </tr> </tbody> </table> <p>万円</p> <p>※国税庁「国民給与実態統計調査」における給与所得者1人当たりの平均給与額(各年における1年間の給料・手当及び賞与の合計額)。</p>	(平成)		(令和)					26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	415	420	422	432	441	446	433	443
	(平成)		(令和)																						
26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年																		
415	420	422	432	441	446	433	443																		
前回要望時の達成目標	—																								

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 25 年度 創設： 所得拡大促進税制（給与等支給額の平成 24 年度からの増加額の 10%を税額控除）の創設。適用期限は平成 27 年度末。</li> <li>・ 平成 26 年度 拡充及び延長： 給与等支給額の総額増加要件の緩和及び適用期限の 2 年延長。</li> <li>・ 平成 27 年度 拡充： 給与等支給額の総額増加要件の緩和。</li> <li>・ 平成 29 年度 拡充： 給与等支給額の平均額増加要件の厳格化。</li> <li>・ 平成 30 年度 創設： 大企業分の所得拡大促進税制廃止及び賃上げ・生産性向上のための税制（給与等支給額の前年度からの増加額の 15%又は 20%を税額控除）の創設。適用期限は令和 2 年度末。</li> <li>・ 令和 2 年度 延長・見直し： 設備投資の減価償却費割合要件の厳格化。</li> <li>・ 令和 3 年度 延長・見直し： 継続雇用者給与等支給額の増加要件を新規雇用者給与等支給額の増加要件へ改組。設備投資の減価償却費割合要件を廃止。</li> <li>・ 令和 4 年度 延長・見直し： 新規雇用者給与等支給額の増加要件を継続雇用者給与等支給額の増加要件へ改組。控除率の拡充。</li> </ul>

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業創造課）

項目名	成長志向の中堅企業等の成長を促進する税制措置の検討		
税目	—		
要望の内容	<p>中堅企業は、大企業を上回る売上高・従業員数等の伸びがあるなど、日本経済の成長の担い手であり、地域経済のけん引役として良質な雇用を生み出すことが期待される企業群であるが、中堅企業から大企業への成長割合は国際的に低い状況にある。</p> <p>成長志向の中堅企業等の成長を支援すべく、新たな需要獲得等に資する設備投資や、規模拡大・高付加価値化を目的としたグループ化等を促進する措置を検討する。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>— 百万円 ( — 百万円) ( — 百万円)</p>	

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 成長志向の中堅企業等が直面する経営課題に対応した所要の措置を行い、成長を後押しするとともに、当該企業の成長を通じた日本経済・地域経済への波及効果が図られることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 中堅企業は、大企業を上回る売上高・従業員数等の伸びがあるなど、日本経済の成長の担い手であり、地域経済のけん引役として良質な雇用を生み出すことが期待される企業群である。</p> <p>他方で、中堅企業から大企業へと成長した中堅企業の割合を国際的に比較してみると、欧米を下回る状況にあり、そのポテンシャルを十分に生かすことができていない状況にある。</p> <p>この要因の1つとして、我が国の産業政策の支援対象が、中小企業と中小企業以外の企業に二分されたものがほとんどであり、成長志向にある中堅企業が直面する経営課題に対応した支援が十分ではなかったことが考えられる。</p> <p>このため、成長志向の中堅企業等の成長を支援すべく、新たな需要獲得等に資する設備投資や、規模拡大・高付加価値化を目的としたグループ化等を促進する措置を検討する。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>1. 経済構造改革の推進 7. 中小企業及び地域経済の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2023[令和5年6月16日閣議決定] 第2章 新しい資本主義の加速 5. 地域・中小企業の活性化 (中堅・中小企業の活力向上) 地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高100億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 [令和5年6月16日閣議決定] Ⅷ. 経済社会の多極化 1. デジタル田園都市国家構想の実現 (2) デジタル田園都市国家を支える地域交通、ヘルスケア、教育の整備 ⑤中堅・中小企業の振興 地域の良質な雇用を支える成長意欲のある中堅・中小企業を振興するため、人手不足の解消に向けた省人化投資や経営戦略作り、人材の獲得・育成・定着に向けた取組や外需獲得、M&amp;A、イノベーション等の取組について、予算・税制等により、集中支援を行う。</p>

		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省地域経済産業グループ中心市街地活性化室）

項 目 名	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減の延長		
税 目	登録免許税（租税特別措置法第81条 租税特別措置法施行規則第31条）		
要 望 の 内 容	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づく事業の用に供するため、不動産の取得又は建物の建築をした場合に、所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の税率を軽減する措置の適用期限（令和6年3月31日）を2年間延長する。		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有権の保存登記 1,000分の2（本則1,000分の4）</li> <li>・所有権の移転登記 1,000分の13（本則1,000分の20）</li> </ul>		
	平年度の減収見込額	-	百万円
	（制度自体の減収額）	（	百万円）
	（改正増減収額）	（	百万円）



<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>改正中心市街地活性化法により創設された特定民間中心市街地経済活力向上事業のもと、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済波及効果の高い民間プロジェクトに絞り込んで、従来より手厚い支援を重点的に行うことにより、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>中心市街地が地域の経済及び社会の発展に重要な役割を果たす一方で、人口減少や少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会情勢の変化に十分に対応できるものとなっていないという問題が全国的に深刻化している状況に鑑みると、中心市街地の活性化は、単に一地域の問題ではなく国として取り組むべき重要課題である。</p> <p>こうした考え方のもと、平成10年に中心市街地活性化法を制定して以来、国の施策として政府が一体となって中心市街地の活性化を推進する事業に取り組んでおり、平成18年には、国としての取組を一層強化すべく、国の責任主体として中心市街地活性化本部を内閣府に設置するとともに、当該本部を中心に関係省庁が緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に施策を展開するための法改正を行った。</p> <p>さらに、平成26年の法改正では、少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における空き店舗や未利用地の増加等による商機能の衰退に歯止めが掛からない状況を踏まえ、「日本再興戦略」において定められた取組の実施に向けて、民間投資の喚起を軸とした中心市街地の活性化を図るため、中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指す民間事業者による事業計画を認定し、重点支援を行う制度を創設した。</p> <p>平成26年の法改正においては、附則に「(前略)平成36年(令和6年)3月31日までの間に、この法律による改正後の中心市街地の活性化に関する法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されたことを踏まえ、本年5月、内閣府において中心市街地活性化評価・推進委員会を設置。法の施行状況をレビューするとともに、中心市街地に係る現状と課題等を踏まえ「まちの顔」とも言うべき中心市街地の更なる活性化方策の検討を行うため、中間論点整理を行ったところ。全国の地方自治体が中心市街地の活性化に取り組みやすくなるよう、中心市街地の認定の仕組みそのものを、実情を踏まえつつ大胆に見直しを行うとして、引き続き検討を行っている。</p> <p>上記のような制度見直しを念頭に、本制度に基づく重点支援施策により、魅力ある商業施設等の整備を強力に促し、民間投資を喚起させ、中心市街地の活性化に繋げるため、重点支援施策の一翼である本租税特別措置を延長する必要がある。</p>				
<p>今回の要望(租税特別措置)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="331 1420 550 1621"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="550 1420 1509 1621"> <p>7. 中小企業及び地域経済の発展</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1621 550 2033"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="550 1621 1509 2033"> <p>本措置の適用対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業(S特事業)は、中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指すものである。本事業の認定に際しては、①来訪者数、②売上高、③雇用人数のいずれかについて数値目標を達成する取組を行うことが要件となっている。</p> <p>法制度上は上記3指標のいずれかの達成を求めているところであるが、上記3指標はいずれも中心市街地活性化に重要な要素であるため、S特事業の実施者は、商業施設等を整備した次年度から5年間、経済産業大臣に対して3指標を報告することが義務付けられている。本措置の適用については、「年間来訪者数」「年間売上高」「年間平均雇用人数」の基準を全てクリアする事業者の割合を100%とすることを目標としている。</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>7. 中小企業及び地域経済の発展</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>本措置の適用対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業(S特事業)は、中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指すものである。本事業の認定に際しては、①来訪者数、②売上高、③雇用人数のいずれかについて数値目標を達成する取組を行うことが要件となっている。</p> <p>法制度上は上記3指標のいずれかの達成を求めているところであるが、上記3指標はいずれも中心市街地活性化に重要な要素であるため、S特事業の実施者は、商業施設等を整備した次年度から5年間、経済産業大臣に対して3指標を報告することが義務付けられている。本措置の適用については、「年間来訪者数」「年間売上高」「年間平均雇用人数」の基準を全てクリアする事業者の割合を100%とすることを目標としている。</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>7. 中小企業及び地域経済の発展</p>				
<p>政策の達成目標</p>	<p>本措置の適用対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業(S特事業)は、中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指すものである。本事業の認定に際しては、①来訪者数、②売上高、③雇用人数のいずれかについて数値目標を達成する取組を行うことが要件となっている。</p> <p>法制度上は上記3指標のいずれかの達成を求めているところであるが、上記3指標はいずれも中心市街地活性化に重要な要素であるため、S特事業の実施者は、商業施設等を整備した次年度から5年間、経済産業大臣に対して3指標を報告することが義務付けられている。本措置の適用については、「年間来訪者数」「年間売上高」「年間平均雇用人数」の基準を全てクリアする事業者の割合を100%とすることを目標としている。</p>				

		租税特別措置の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標欄に同じ。
		政策目標の達成状況	政策の達成目標欄にて記載。
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和5年度以降：25件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置で事業のイニシャルコストを軽減し、中心市街地全体の魅力向上と賑わい創出を目的とする事業を実施することで、民間事業者による経済波及効果の高いプロジェクトの効果を高め、更なる民間投資を呼び込む効果が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	現在、特定民間中心市街地経済活力向上事業に関して、当該要望項目以外の税制上の支援措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	・日本政策金融公庫企業活力強化貸付（低利融資）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本措置は、中心市街地に民間投資を喚起するために事業を実施する事業者への重点支援施策の一つとして、政策金融（低利融資）と一体となって措置されることで、効果的な事業の推進を図るものである。
		要望の措置の妥当性	中心市街地への民間投資が依然として低迷したままである場合、空き店舗、未利用地の活用は進まず、より一層の中心市街地の商機能の衰退が懸念される。地域経済を牽引する中心市街地において、高度な機能を有し魅力ある商業施設等を整備するような取組に対して集中的に、政策金融（低利融資）と一体となった本措置を重点支援施策の一つとして講ずることは、民間投資の喚起を図る中心市街地全体への波及効果の創出に不可欠。 なお、本措置は、中心市街地のプロジェクト全てを対象とするものではなく、地域住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済波及効果の高い民間プロジェクトに絞り込んで適用するものであり、必要最低限の措置となっていることから、要望は妥当であると考えます。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	平成27年度：6件 平成28年度：1件 平成29年度：1件 平成30年度：1件 令和元年度：3件 令和2年度：1件 令和3年度：0件 令和4年度：0件 令和5年度：1件（見込）
租特透明化法に基づく			

	適用実態 調査結果	
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	<p>現在までに特定民間中心市街地経済活力向上事業として認定された19件の案件のうち、13件が本措置を活用、R5年度中に1件が活用見込みとしており、またほぼ全ての認定事業者が活用予定であったことから非常に重要で必要不可欠な措置と位置づけられている。</p> <p>本措置の適用により、民間投資を喚起させ、経済波及効果の高い民間プロジェクトの実現に寄与しており、有効性は非常に高い。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>S特事業の実施者は、商業施設等を整備した次年度から5年間、経済産業大臣に対して「年間来訪者数」「年間売上高」「年間平均雇用人数」の3指標について、毎年度、報告することが義務付けられている。本措置の適用については、「年間来訪者数」「年間売上高」「年間平均雇用人数」の基準を全てクリアする事業者の割合を100%とすることを目標としている。</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>S特事業の実施者は、商業施設等を整備した次年度から報告することが義務づけられており、令和5年4月1日現在、10事業者について報告書の提出が必要とされている。</p> <p>令和5年度に提出されたR4年度分報告書によれば、この10事業のうち「年間来訪者数」の目標を達成した事業者数は9事業(90%)、「年間売上高」の目標を達成した事業者数は6事業(60%)、「年間平均雇用人数」の目標を達成した事業者は3事業(30%)という達成状況であった。</p> <p>同報告書によれば、目標に達しなかった理由として、新型コロナウイルスの感染拡大による影響が最も多く挙げられおり、コロナの影響により商業施設等は、営業時間の短縮、営業の中止又は休業を余儀なくされた。そのため、令和元年度では「年間来訪者数」「年間売上高」「年間平均雇用人数」のすべての指標において、目標の達成又は目標の達成に向けて順調に増加する傾向にあったが、令和2年度以降では減少傾向が続いている。ただし、コロナ禍による各種規制が緩和される中、R4年度報告においては、目標の達成には至らないものの、各指標について一部の事業では回復傾向も見られている。</p>
これまでの要望経緯		<p>平成26年度創設 平成28年度延長 平成30年度延長 令和2年度延長 令和4年度延長</p>

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課）

項目名	外国子会社合算税制の見直し		
税目	法人税（租税特別措置法第66条の6～9） 所得税（租税特別措置法第40条の4～6）		
要望の内容	<p>経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策として国際的に合意されたグローバル・ミニマム課税は、我が国でも令和5年度税制改正において、所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）の法制化が行われ、適用開始時期は諸外国の動向や対象企業の準備に要する期間を確保する観点から、2024年4月以後に開始する対象会計年度とされた。さらに、OECDにて実施細目の議論が継続している論点については、国際的な議論を踏まえ、令和6年度税制改正以降での法制化が検討されている。グローバル・ミニマム課税の導入により、対象企業に追加的な事務負担が生じること等から、こうした更なる法制化を踏まえて、既存の外国子会社合算税制について引き続き必要な見直しを検討し、企業の事務負担を軽減する。具体的には、確認対象企業の絞り込みや簡素化、経済活動基準の簡素化、CFC税制とグローバル・ミニマム課税の申告時期等の関係整理、両制度間における情報の利活用等について検討する。</p>		
	平年度の減収見込額	-	百万円
（制度自体の減収額）	（	-	百万円）
（改正増減収額）	（	-	百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応等に関して、OECD/G20を中心に国際的な議論が進展している。2021年10月には、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）において2つの柱からなる解決策（市場国への課税権配分、グローバル・ミニマム課税）が最終合意された。このうちグローバル・ミニマム課税については、各国での法制化作業が進められており、我が国でも令和5年度税制改正にて、所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）に係る法制化が行われ、2024年4月以後に開始する対象会計年度より適用が開始される予定である。また、OECDにて実施細目の議論が継続している論点については、国際的な議論を踏まえ、令和6年度税制改正以降での法制化が検討されている。</p> <p>グローバル・ミニマム課税の導入にあたっては対象企業に追加的な事務負担が生じること等が見込まれているが、今後予定されている更なる法制化によっても事務負担が生じること等を踏まえて、既存の外国子会社合算税制について引き続き必要な見直しを検討し、簡素な制度とすることで、日本企業への過度な事務負担を防止する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国経済の活性化のためには、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらにその海外で得た利益を我が国に還元することが重要である。一方で、経済のデジタル化が加速する中、日本企業は諸外国企業との間で激化する競争に直面している。こうした状況を踏まえ、税制面からも、日本企業と外国企業との公正な競争条件を確保していくことが必要であり、国際合意に基づいたグローバル・ミニマム課税の導入は、国際的な法人税の引下げ競争に歯止めをかけるとともにこれに資するものである。</p> <p>他方で、同課税の導入にあたっては新たな事務負担が生じること等が見込まれていることから、日本企業への過度な事務負担とならないように、既存の外国子会社合算税制を簡素な制度にする必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久的措置
		同上の期間中の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	日本企業の海外での健全な事業活動における課税リスクや事務コストを低減し、海外展開を円滑化することが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	本要望項目以外の税制上の支援措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	令和6年度改正以降に見込まれる更なる「第2の柱」の法制化を踏まえて、外国子会社合算税制について必要な見直しを行うことを求めるものであり、対象企業の事務負担軽減を図るものとして、当該税制の見直しによる措置が妥当。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	世界的なビジネス環境の変化等に応じた制度の適正化が図られてきたことによって、日本企業の海外展開の円滑化等に一定の効果が得られた。
	前回要望時の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>平成 22 年度 拡充 (合算対象を判定する租税負担割合(トリガー税率)の引下げ(25%→20%)) (統括会社特例の導入)</p> <p>平成 25 年度 拡充 (無税国所在外国子会社の外国税額控除の見直し)</p> <p>平成 27 年度 拡充 (被統括会社の範囲の見直し) (税務申告時の別表添付要件の見直し)</p> <p>平成 28 年度 拡充 (外国税額控除の適正化)</p> <p>平成 29 年度 拡充 (外国関係会社の判定方法における少数株主排除基準の導入) (航空機の貸付けの取扱いの見直し)</p> <p>平成 30 年度 拡充 (日本企業による外国企業買収後の組織再編における株式譲渡益に対する合算課税の見直し) (その他外国子会社合算税制について日本企業の経済実態を踏まえた見直し)</p> <p>令和元年度 拡充 (ペーパーカンパニーの範囲等の見直し)</p> <p>令和 2 年度 拡充 (部分合算課税制度における受取利子等の範囲の見直し)</p> <p>令和 5 年度 拡充 (特定外国関係会社の適用免除基準の見直し) (書類添付義務の見直し)</p>	

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課）

項目名	経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応											
税目	法人税（法人税法第82条～第82条の10、150条の3） 地方法人税（地方法人税法第24条の2～第24の8）											
要望の内容	<p>経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応等に関して、OECD/G20を中心に国際的な議論が進展している。2021年10月には、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）において2つの柱からなる解決策（市場国への新たな課税権の配分、グローバル・ミニマム課税）が最終合意された。</p> <p>市場国への新たな課税権の配分については、2023年7月にOECDよりステートメントが公表され、2023年後半に多数国間条約が公表、同年末の署名、2025年の発効が目標とされた。今後、多数国間条約等の規定を基に国内法制化される際には、OECDでの議論状況や諸外国の動向を踏まえながら、対象となる日本企業に過度な事務負担を課さないように配慮しつつ、課税のあり方等について検討を行う。</p> <p>グローバル・ミニマム課税については、各国での法制化作業が進められており、我が国でも令和5年度税制改正にて、所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）に係る法制化が行われており、2024年4月以後に開始する対象会計年度より適用が開始される予定である。</p> <p>令和6年度以降の税制改正において、軽課税所得ルール（UTPR：Undertaxed Profits Rule）や国内ミニマム課税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）を含め、グローバル・ミニマム課税の実施細目に係る国際的な議論を踏まえた法制化が実施される際には、国際ルールに合わせた同制度の簡素化やガイダンスの提供等による明確化を図ることで、日本企業の事務負担軽減を図る。</p>											
		<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）	
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>国境を越えたグローバルな取引が進展する中で、経済のデジタル化に対応した国際課税ルールのあり方を巡る新たな課税上の課題等が生じ、それらに対応した措置を講ずるため、OECD/G20を中心に、現行の国際課税ルールの見直しについて国際的な議論が進められている。2021年10月には、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）において2つの柱からなる解決策（市場国への新たな課税権の配分、グローバル・ミニマム課税）が最終合意された。</p> <p>市場国への新たな課税権の配分については、2023年7月にOECDよりステートメントが公表され、2023年後半に多数国間条約が公表、同年末の署名、2025年の発効が目標とされた。</p> <p>グローバル・ミニマム課税については、実施に向けて各国での法制化作業が進められており、我が国でも令和5年度税制改正にて、所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）に係る法制化が行われており、2024年4月以後に開始する対象会計年度より適用が開始される予定である。</p> <p>今後、市場国への新たな課税権の配分に係る国内法制化が行われる場合や、グローバル・ミニマム課税の更なる国内法制化作業が進められる場合は、各制度の対象となる日本企業の過度な事務負担とならないようにするとともに、国内外の企業間の公平な競争環境を確保し、日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものとする必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>OECD/G20を中心に議論されている国際課税ルールの見直しの議論やそれに基づく国内法制化の作業は、国際的な法人税の引下げ競争に歯止めをかけるとともに、日本企業の公正な競争環境の確保に資するものである。</p> <p>各制度の導入にあたっては日本企業への過度な事務負担とならないよう、国際ルールに合わせて簡素化や明確化を行うとともに、既存制度との関係に配慮する必要がある。こうした施策を通じた国内外における競争条件のイコールフティングの実現は、日本企業の海外展開を推進し、特に成長が見込まれる新興国市場等でのシェア獲得に資するものである。このように外需を取り込み、海外で得た利益を最終的に我が国に還元することは、我が国経済の活性化にとって重要である。</p>
--------------------------	---



今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の達成目標	日本企業の海外事業活動の円滑化及び日本の立地環境の改善
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	海外で事業活動を行う日本企業、我が国で事業活動を行う外国企業等への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	日本企業の国際的な競争条件のイコールフットィング、我が国立地環境の改善及び国際的な租税回避の防止が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	同一の目的である他の措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	国際合意に基づく市場国への新たな課税権の配分に係る国内法制化及びグローバル・ミニマム課税の導入にあたり、日本企業への過度な負担とならないよう、国際ルールに合わせて制度の簡素化や明確化を行うとともに、既存制度との関係に配慮することは、国内外の企業間の公平な競争環境の確保と日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものであるため、妥当。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	令和5年度 新設（グローバル・ミニマム課税の導入）	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課）

項目名	租税条約ネットワークの拡充		
税目	—		
要望の内容	<p>日本企業による取引や投資の実態、要望等を踏まえ、我が国の経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、租税条約ネットワークを迅速に拡充すべくその内容や交渉相手国の選定について、各省庁が連携して具体的な検討を行う。</p>		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
		(改正増減収額)	(— 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国経済の活性化のためには、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらにその海外で得た利益を我が国に還元することが重要である。</p> <p>しかし、日本企業の進出先国においては、高税率な源泉課税により十分な収益の国内還流が損なわれる、課税権を決定する重要な指標である PE (Permanent Establishment: 恒久的施設) の認定範囲が不明確なため予見されていない課税を受ける、税務紛争に発展した場合の税務当局間の相互協議等の実効的な法的枠組みが構築されていない、等の課題がある。</p> <p>また昨今、新興国等において日本企業が不当な課税を受けるケースが増加しているところ、今後、新興国等が BEPS プロジェクト最終報告書の本来の主旨に反して、制度改正等を実施する場合には、不適切な課税が助長されることが懸念される。</p> <p>加えて、租税条約の新規締結・改正は、海外から国内への投資環境を税制面から整備することにつながるため、海外企業や外国人による我が国への投資拡大を促進する観点からも租税条約ネットワークの拡充は重要といえる。こうした点を踏まえ、租税条約の新規締結・改正を促進し、そのネットワークの迅速な拡充を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>租税条約は、投資所得（配当・利子・使用料）の源泉税率の上限の設定や、PE の範囲の明確化、両国税務当局間の相互協議メカニズムの確立等の機能がある。こうした機能は、日本企業の投資予見性の拡大、進出先国における利益の我が国への還元の促進や、進出先国での課税問題の改善のために極めて重要な役割を果たす。</p> <p>日本企業の海外投資が積極的に行われている現在において、他国とのイコールフットィングを確保するため、租税条約ネットワークの質・量の充実を通して、日本企業の進出先国における事業環境の整備は大きな課題である。</p> <p>さらに、海外企業や外国人による我が国への投資拡大を促進する観点から、租税条約の新規締結・改正を通じて、我が国への投資環境の整備を図ることも重要である。</p> <p>よって、今後も引き続き、投資の動向、我が国の産業界のニーズ、他国との競争条件等を踏まえ、租税条約のネットワークを拡充すべくその内容や交渉相手国の選定について具体的な検討を加速することが必要である。</p>
--------------------------	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	対外経済関係の円滑な発展
		政策の達成目標	日本企業の海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題の改善
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	海外に進出する日本企業及び我が国に進出する外資系企業等への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	租税条約ネットワークの拡充により、日本企業の海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題の改善等が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	同一の目的である他の措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	同一の目的である他の措置はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		日本企業の海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題の改善等の効果が見込まれるため、租税条約ネットワークを拡充することは妥当。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和5年8月1日現在、我が国は、80カ国・地域との間で租税条約等(※)を適用済み。今後も日本企業の更なる海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題への対応のため、引き続き、租税条約ネットワークの拡充が必要。 ※二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を主たる内容とする条約(いわゆる「租税条約」)及び「日台民間租税取決め」
これまでの要望経緯	平成25年度以降、租税条約ネットワークの拡充を要望。	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課）

項目名	高度外国人材の受入れ拡大に向けた検討											
税目	—											
要望の内容	<p>「高度外国人材の受入れ拡大」の政策的重要性に鑑み、関係省庁とも連携のうえ、産業界のニーズや課題を抽出し、受入れ拡大に資する施策を包括的に検討する。</p> <table border="1" data-bbox="901 790 1495 958"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的                  経済のグローバル化、デジタル化が進む中、世界的に高度人材の需要が高まっており、各国間の人材獲得競争が激化している。                  他方、日本の高度人材のうち国外で生まれた者の割合は1%に過ぎず、英国23%、米国16%、ドイツ13%と比べ、著しく低い水準にある。その要因として、外国企業や外国人駐在員を対象とした調査では、言語の壁に加え、行政手続も含めた生活インフラの使いにくさ、税率等の課題が指摘されている。                  こうした課題を踏まえつつ、我が国の強靱性（レジリエンス）という優位性を活かし、高度外国人材の受入れ拡大を進める。</p> <p>(2) 施策の必要性                  高度外国人材は、事業者にとって、商機の拡大に加え、人員構成の多様化を通じて、組織の活性や、イノベーションの促進をもたらすとされている。                  我が国経済の持続的成長を実現する観点から、高度外国人材が活躍できる環境整備は重要な政策課題であり、国際的な高度人材の獲得競争に鑑み、世界に伍する受入れ体制を構築する必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>2. 対外経済関係の円滑な発展</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日閣議決定）</p> <p>IV. GX・DX等への投資</p> <p>1. レジリエンス上の日本の優位性と国内企業立地促進・高度外国人材の呼び込み</p> <p>(4) 高度外国人材の呼び込み （中略）高度外国人材呼び込みに向けた税制や規制等の制度面も含めた課題の把握・検討を行い、必要な対応を行う。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定）</p> <p>第2章 新しい資本主義の加速</p> <p>2. 投資の拡大と経済社会改革の実行</p> <p>(5) インバウンド戦略の展開 （高度人材等の受入れ） 世界に伍する水準の新たな在留資格制度（特別高度人材制度（J-Skip）・未来創造人材制度（J-Find））の活用を進めるとともに、「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」を踏まえ、税制や規制などの制度面も含めた課題の把握・検討を行い、必要な対応を行うことを含め、高度外国人材等の呼び込みに向けた制度整備を推進する。</p>
		政策の達成目標	国際的な高度人材の獲得競争に鑑み、世界に伍する受入れ体制を構築すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	高度外国人材への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	高度外国人材の受入れ拡大が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	同一の目的である他の措置はない。



		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>予算上の措置等はない。</p>
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>—</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>我が国経済の持続的成長を実現する観点から、高度外国人材が活躍できる環境整備は重要な政策課題であり、国際的な高度人材の獲得競争に鑑み、世界に伍する受入れ体制を構築する必要があり妥当。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
		<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
		<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
		<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
		<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
	<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課、商務情報政策局 デジタル取引環境整備室）

項目名	国境を越えたサービスの提供に係る消費課税のあり方の見直し								
税目	消費税								
要望の内容	<p>国内外の事業者間における課税の公平性や競争条件の中立性確保の観点から、プラットフォームを介したデジタルサービスの提供者である国外事業者に代わり、プラットフォーム運営事業者が消費税を納税するプラットフォーム課税の導入など、国境を越えたサービスの提供に係る消費課税のあり方について検討する。</p> <table border="1" data-bbox="900 792 1501 958"> <tr> <td data-bbox="900 792 1230 853">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1230 792 1501 853">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="900 853 1230 913">(制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1230 853 1501 913">(－ 百万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="900 913 1230 958">(改正増減収額)</td> <td data-bbox="1230 913 1501 958">(－ 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	－ 百万円	(制度自体の減収額)	(－ 百万円)	(改正増減収額)	(－ 百万円)
平年度の減収見込額	－ 百万円								
(制度自体の減収額)	(－ 百万円)								
(改正増減収額)	(－ 百万円)								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>経済のデジタル化・グローバル化に伴い、国内に一切拠点を有しない国外の事業者が、インターネット等を通じて国内の消費者に対して役務提供を行うビジネスが急速に拡大している。</p> <p>こうした国外事業者が提供するデジタルサービスに対する消費税の課税のあり方については、諸外国では、適切な課税を確保する観点から、プラットフォーム運営事業者に申告・納税を求める制度が既に導入されている。</p> <p>我が国においても、諸外国における制度や執行上の課題、プラットフォーム運営事業者の役割等を踏まえ、事業者の事務負担や税務当局の執行可能性に配慮しつつ、国内外の事業者間の競争条件の公平性と中立性の観点から、国外事業者の適切な課税を確保するための方策の導入に向けた具体的な検討を進める。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>経済のデジタル化・グローバル化に伴い、国内に一切拠点を有しない国外の事業者が、インターネット等を通じて国内の消費者に対して役務提供を行うビジネスが急速に拡大している。</p> <p>プラットフォーム運営事業者が取引の仲介のみを行う消費者向け電気通信利用役務の提供については、プラットフォーム運営事業者の背後にいる国外事業者自身が納税義務を負うことになっているが、日本国内に一切拠点を持たない場合、納税義務者の捕捉や調査・徴収には自ずと限界があり、税務執行上大きな課題が生じている。</p> <p>今後も我が国のデジタルサービス市場は大きく成長していくことが見込まれている中、国外事業者の適切な納税を担保し、国内外の事業者間における課税の公平性を実現することによって、国内外の競争条件の中立性を確保することは喫緊の課題である。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	—	—

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

経済産業省 産業技術環境局 総務課 産業技術法人室  
資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課

項目名	国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充							
税目	所得税（所得税法第42条第1項、同施行令第89条第1項第2号・第3号・4号） 法人税（法人税法第42条第1項、同施行令第79条第1項第2号・第3号・4号）							
要望の内容	<p>法人税法の本則において措置されている国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入及び所得税法の本則において措置されている国庫補助金等の総収入額不算入について、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第3号（業務の範囲）及び福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第7条第1号（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）並びに特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第29条第1号（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金の適用対象に令和6年度等の新規補助事業を追加する。</p> <p>&lt;令和6年度等新規補助事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー熱の面的利用システム構築に向けた技術開発事業</li> <li>・ディープテック・スタートアップ支援事業</li> <li>・研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業</li> <li>・バイオものづくり革命推進事業</li> </ul> <p>また、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第42条第1項（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務）に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の助成金（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の助成金は、鉱産物に係るものに限る。）について、圧縮記帳の適用対象となるよう、所得税法施行令第89条第1項及び法人税法施行令第79条第1項において、圧縮記帳の適用対象として位置付ける。</p> <table border="1" data-bbox="890 1447 1487 1608"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲32,945 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額	▲32,945 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	▲32,945 百万円							
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）							
（改正増減収額）	（ — 百万円）							

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>民間企業等の研究開発及び技術開発等に対し助成を行うことにより、我が国の産業技術力を強化し、新市場の開拓を可能とする創造的技術革新を促進し、新規産業の創出を図り経済社会の持続的な発展を達成する。また、市場創出につながる社会的ニーズに対応する技術課題への重点的な取組を促進し、技術開発の成果を実用化することにより国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。加えて、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給を図るため、経済安全保障上重要な物資の製造に向けた設備投資等に対し助成を行うことにより、当該重要物資の安定的な供給を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国庫補助金等の交付を受けた者においては、課税所得の計算上、国庫補助金等の額が益金の額又は総収入金額に算入され、法人税又は所得税負担が生じることになる。その結果、国庫補助金等をもって実施する研究用機器の取得や試作品の製作等における資金に課税額分の不足が生じることとなり、研究開発等に支障をきたすことになる。</p> <p>このため、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、NEDO）を通じた補助事業（「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第3号」及び「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第7条第1号」並びに「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第29条第1号」に基づくNEDO補助事業）については、法人税法及び所得税法の本則により、固定資産等の圧縮額の損金算入及び総収入金額不算入が認められているところであるが、令和6年度予算等においても補助事業の新規追加が見込まれるため、本税制において当該新規補助事業の追加措置が必要。</p> <p>加えて、経済安全保障上重要な物資の製造に向けた設備投資等における資金に課税額の不足が生じ、重要物資の安定供給に支障を来すことがないように、NEDO及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が行う安定供給確保支援業務についても固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の措置の対象となるよう追加措置が必要。</p>			
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及  6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
			政策の達成目標	民間企業等による実用化のため、応用技術開発の一層の促進を図る。  国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給を図る。
			租税特別措置の適用又は延長期間	—
			同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
政策目標の達成状況	—			

	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	—		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減収額（経済産業省試算）</li> <li>平成27年度： 712百万円</li> <li>平成28年度： 925百万円</li> <li>平成29年度： 742百万円</li> <li>平成30年度： 1,303百万円</li> <li>令和元年度： 976百万円</li> <li>令和2年度： 1,575百万円</li> <li>令和3年度： 3,285百万円</li> <li>令和4年度： 165,034百万円</li> <li>令和5年度： 37,305百万円</li> </ul>	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 13 年度税制改正において、法人税法施行令及び所得税法施行令が改正され、NEDO の補助事業が本税制の対象となった。以降、各年度の税制改正において新規補助事業を対象に追加。現在継続中の事業については以下の通り。</p> <p>平成 20 年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー革新技術開発事業(平成 24 年度から戦略的省エネルギー技術革新プログラムに統合)</li> </ul> <p>平成 22 年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新エネルギーベンチャー技術革新事業(平成 29 年度からベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業に、令和元年度から新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業に名称変更)</li> </ul> <p>平成 24 年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略的省エネルギー技術革新プログラム(令和 3 年度より脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラムに名称変更)</li> </ul> <p>平成 25 年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固体酸化物形燃料電池等実用化推進技術開発</li> </ul> <p>平成 26 年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素社会を実現する次世代パワーエレクトロニクスプロジェクト</li> <li>・風力発電等導入支援事業</li> </ul> <p>平成 27 年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未利用エネルギーを活用した水素サプライチェーン構築実証事業</li> <li>・次世代燃料電池の実用化に向けた低コスト化・耐久性向上等のための研究開発事業</li> <li>・研究開発型スタートアップ支援事業</li> <li>・課題解決型福祉用具実用化開発支援事業</li> <li>・ロボット活用型市場化適用技術開発プロジェクト</li> <li>・未利用熱エネルギーの革新的活用技術研究開発</li> <li>・地熱発電技術研究</li> </ul> <p>平成 28 年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト</li> <li>・国際研究開発／コファンド事業</li> <li>・クリーンコール技術開発(平成 29 年度から次世代火力発電等技術開発に統合)</li> <li>・エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業</li> <li>・国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業(平成 29 年度からエネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業に名称変更)</li> <li>・高温超電導実用化促進技術開発</li> <li>・次世代火力発電等技術開発</li> <li>・アジア省エネルギー型資源循環制度導入実証事業</li> <li>・バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業</li> <li>・植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発</li> </ul>



平成 29 年度税制改正

- ・ ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト
- ・ ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業（令和元年度より新エネルギーシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発に名称変更）

平成 30 年度税制改正

- ・ 海洋エネルギー発電実証等研究開発事業
- ・ 高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減技術開発
- ・ 超高压水素インフラ本格普及技術研究開発事業
- ・ AI チップ開発加速のためのイノベーション推進事業
- ・ 環境調和型プロセス技術の開発
- ・ 宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業

令和元年度税制改正

- ・ 超先端材料高速開発基盤技術プロジェクト
- ・ 高効率・高速処理を可能とする AI チップ・次世代コンピューティングの技術開発
- ・ Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AI システム開発促進事業
- ・ 再生可能エネルギーの大量導入に向けた次世代電力ネットワーク安定化技術開発・再生可能エネルギー熱利用にかかるコスト低減技術開発
- ・ 省エネ化・低温室効果を達成できる次世代空調技術の最適化及び評価手法の開発
- ・ 未利用熱エネルギーの革新的活用技術研究開発
- ・ 地熱発電技術研究開発

令和 2 年度税制改正

- ・ 燃料電池等利用の飛躍的拡大に向けた共通課題解決型産学官連携研究開発事業
- ・ バイオジェット燃料生産技術開発事業
- ・ 太陽光発電主力電源化推進技術開発
- ・ 官民による若手研究者発掘支援事業（産業技術分野）
- ・ 官民による若手研究者発掘支援事業（エネルギー・環境分野）
- ・ 次世代複合材創製・成形技術開発
- ・ 炭素循環社会に貢献するセルロースナノファイバー関連技術開発
- ・ 革新的ロボット研究開発等基盤構築事業

令和 3 年度税制改正

- ・ 水素社会構築技術開発事業
- ・ 地熱発電導入拡大研究開発
- ・ 木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業
- ・ カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発
- ・ 5G 等の活用による製造業のダイナミック・ケイパビリティ強化に向けた研究開発事業
- ・ 航空機エンジン向け材料開発・評価システム基盤整備事業
- ・ 自動走行ロボットを活用した新たな配送サービス実現に向けた技術開発事業
- ・ ポスト 5G 情報通信システム基盤強化研究開発事業
- ・ 炭素循環型セメント製造プロセス技術開発
- ・ 安全安心なドローン基盤技術開発

令和 4 年度税制改正

- ・ 産業 DX のためのデジタルインフラ整備事業
- ・ IOT 社会実現に向けた次世代人工知能・センシング等中核技術開発
- ・ プラスチック有効利用行動化事業
- ・ グリーンイノベーション基金事業

	<p>令和5年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業</li><li>・チップレット設計基盤構築に向けた技術開発事業</li><li>・省エネ AI 半導体及びシステムに関する技術開発事業</li><li>・次世代低 GWP 冷媒を使用した高効率中小型冷凍空調基盤技術の開発</li><li>・宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業（超小型衛星の汎用バスの開発・実証支援）</li><li>・日本企業のグローバル化推進のための戦略的国際研究開発推進プログラム事業</li><li>・量子・AI ハイブリッド技術のサイバー・フィジカル開発事業</li><li>・サプライチェーン強靱化に資する革新的磁性材料開発事業</li><li>・IoT 社会実現のための革新的センシング技術開発</li><li>・特定半導体基金事業</li></ul>
--	--

令和6年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局産業創造課 産業技術環境局環境政策課／GX推進企画室）

項目名	戦略物資生産基盤税制（GX分野等の成長分野における戦略物資を生産・販売した場合の税額控除）の創設		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>・中長期的な経済成長を牽引するGX分野を中心に、DXや経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資（戦略物資）について、その生産・販売量に応じた税額控除措置を新たに講じる。</p> <p>・本税制について、税額控除の繰越制度を講じる。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p> <p>（改正増減収額）</p>	<p>（－ 百万円）</p> <p>（－ 百万円）</p>	<p>精査中</p>
<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>“世界に伍して競争できる投資支援パッケージ”の一環として、中長期的な経済成長を牽引するGX分野を中心に、DXや経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産等に対し、中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間で、生産・販売活動に応じた税額控除措置を講じることで、これら戦略物資の生産コストを押し下げ、企業の収益性を高めるとともに、国内生産基盤を強化することによって、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>近年、欧米を中心とする先進各国では、GXやDX等の中長期的成長が見込まれる戦略分野について、政府が大規模・長期・包括的な支援を行うことにより、自国内への企業の立地・投資を誘致する動きが強まっている。例えば、米国では、インフレ削減法等の枠組みを通じて、10年間にわたる生産・販売量に応じた税制措置をはじめとした投資促進政策を導入しており、実際に国内外の企業の事業検討に影響を及ぼしつつある。こうした動きも踏まえ、フランス、ドイツ、カナダ、韓国等においても、予算・税制をはじめとした投資促進政策の新設・拡充が検討または措置されている。このような状況下、海外と比べて遜色ない事業環境を整備するため、我が国としても、成長の見込まれる戦略分野を中心に、国内外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間での包括的な対策を講じる必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進</p> <p>○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和5年6月16日）</p> <p>各国では、戦略分野について、5年から10年にわたる初期投資にとどまらないランニングコストを含めた包括的支援が、既に実施又は予定されている。米国では、インフレ削減法等の枠組みを通じて、予算・減税措置を行うこととした。欧州企業の中にはこれを踏まえて米国内での事業を検討する企業も出てきたことから、EUはこれに対抗する形で、EU域内での国家補助規制をGX分野の投資については緩和する方向で改正することを発表した。我が国としても、成長の見込まれる戦略分野を中心に、国内外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間での包括的な支援を行うことが必要である。</p>
		政策の達成目標	中長期的な経済成長を牽引するGX分野を中心に、DXや経済安保等の観点踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産基盤を強化するとともに、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	長期間にわたる適用期間を措置する。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	長期にわたる生産・販売量に応じた税額控除は、企業にとって、戦略物資の国内生産に係る収益性を高め、日本国内における戦略物資の生産・販売体制を強化する上での大きなインセンティブとなる。本租税特別措置を講じることによって、日本国内への企業立地・投資を促進するとともに、国内生産物資の世界市場でのシェア拡大を図ることで、経済波及効果が期待でき、我が国の産業競争力・経済成長につながる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本税制は、生産活動の初期段階にある設備投資減税等ではなく、その後の生産・販売の段階に着目し、それを拡大すべく措置を講じるものである。</p> <p>GX 分野等における設備投資減税等は、生産基盤を保有する上では意義はあるものの、先進各国が自国内への企業の立地・投資を誘致する動きを強める中で、日本の経済成長や産業競争力強化のためには、国内における生産の拡大や需要開拓を通じた販売の拡大を行うことが重要である。</p> <p>例えば、蓄電池等の戦略物資について、米国においては、インフレ削減法等の枠組みを通じて、10年間にわたる生産・販売量に応じた税制措置をはじめとした投資促進政策を導入しており、こうした海外の政策動向の変化に対応することができなければ、国際的な競争に大きく劣後し、わが国の産業競争力や立地拠点としての競争力を喪失することになりかねない状況。各国と遜色ない措置を講じることで、対象商品の国内での生産を維持・拡大することが、我が国の産業競争力強化・経済成長に資する。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省産業技術環境局環境政策課GX推進機構設立準備室）

項目名	脱炭素成長型経済構造移行推進機構に係る税制上の所要の措置		
税目	所得税 （所得税第11条第1項） 法人税 （法人税法第2条第6号） 消費税 （消費税法第60条第8項） 印紙税 （印紙税法第5条第3号） 登録免許税 （登録免許税法第4条第2項）		
要望の内容	<p>○特例措置の対象                      脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）の設立に伴い、所得税、法人税、消費税、印紙税及び登録免許税について、税制上の所要の措置を講ずるもの。</p> <p>○特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税（公共法人等（所得税法別表第一））として非課税措置を適用</li> <li>・法人税（公益法人等（法人税法別表第二））として非課税措置を適用</li> <li>・消費税（消費税法別表第三に掲げる法人）として課税の特例措置を適用</li> <li>・印紙税（印紙税法別表第三に掲げる者）として非課税措置を適用</li> <li>・登録免許税（登録免許税法別表第三に掲げる者）として非課税措置を適用</li> </ul>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

(1) 政策目的

化石燃料賦課金等の徴収や、排出量取引制度の運営、債務保証等の金融支援業務を担う機構を新たに設立することにより、2050年カーボンニュートラルの達成等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長の同時実現に貢献する。

(2) 施策の必要性

世界規模でグリーン・トランスフォーメーション（以下「GX」という。）実現に向けて投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要である。

令和4年12月にGX実行会議で取りまとめられた「GX実現に向けた基本方針」（令和5年2月10日閣議決定）及び「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和5年5月12日成立）により、機構の設立含め「成長志向型カーボンプライシング構想」等の新たな政策が具体化されることとなった。

具体的には、カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブとして、2028年度から化石燃料賦課金、2033年度から発電部門に対する排出量取引制度を導入することとされているが、排出量取引制度の運営や賦課金等の徴収等（先行投資支援の一部を含む）に係る業務を実施する機関として、機構を創設する。排出量取引制度と炭素に対する賦課金制度との「ハイブリッド型」のカーボンプライシングを導入するため、両制度に関する調整・管理及び徴収業務を、機構が一体的に実施する。

また、GX分野の中には、大規模かつ長期的な資金供給が必要である一方、技術や需要の不透明性が高く、民間金融だけではリスクを取り切れないケースも存在するため、公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法（ブレンデッド・ファイナンス）の確立が重要である。欧米では、これまでに対処したことのない不確実性を克服するため、公的機関と民間機関が、案件ごとにリスクに応じて、補助金、出資、債務保証などの財政支援と金融手法を提供する方向でGX投資促進策を整備しつつあり、我が国においても、新たなファイナンス手法を開発・確立していくことが必要である。

具体的には、公益性・公平性・中立性を持った公的機関である機構が、民間金融機関等が取り切れないリスク（通常の投融資よりも長期の期間、莫大な資金量等）を特定した上で、GX技術の社会実装段階における金融手法によるリスク補完策（債務保証等）を検討・実施していく。

機構の業務を円滑に実施するため、今般、税制上の措置を設けることを要望するものである。

新設・拡充又は延長を必要とする理由

<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進</p> <p>【背景となる閣議決定・法律】  ○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号）  （機構の目的）  第二十条 脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）は、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の徴収に係る事務、特定事業者排出枠の割当て及び入札の実施に関する業務、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する債務保証その他の支援等を行うことにより、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進することを目的とする。</p> <p>○GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）  3. 「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行  （3）カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ  ④カーボンプライシングの実施等を担う「GX推進機構」の創設  排出量取引制度の運営や負担金・賦課金の徴収等（先行投資支援の一部を含む）に係る業務を実施する機関として、「GX推進機構」を創設する。排出量取引制度と炭素に対する賦課金制度との「ハイブリッド型」のカーボンプライシングを導入するため、両制度に関する調整・管理及び徴収業務を、本機構が一体的に実施する。  また、2026年度の「排出量取引制度」本格稼働に向けて、本制度に係る各種実務を円滑に進め、中長期にわたり産業競争力強化と効率的かつ効果的な排出削減の両立が可能な形で制度を安定的に運営するため、排出実績や取引実績の管理、有償オークションの実施、取引価格安定化に向けた監視等を実施する。</p> <p>（4）新たな金融手法の活用  1) 基本的考え方  同時に、GX分野の中には、大規模かつ長期的な資金供給が必要である一方、技術や需要の不透明性が高く、民間金融だけではリスクを取り切れないケースも存在するため、公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法（ブレンデッド・ファイナンス）の確立が重要である。  2) 今後の対応  ②公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法（ブレンデッド・ファイナンス）の開発・確立  具体的には、公益性・公平性・中立性を持った公的機関である「GX推進機構」が、必要に応じて、案件関係者（事業者、公的・民間金融機関等、技術開発支援を行った国立研究開発法人等、機関投資家、弁護士や会計士等の専門家等）を集め、各主体におけるリスク許容度をヒアリング・分析し、民間金融機関等が取り切れないリスク（通常の投融資よりも長期の期間、莫大な資金量等）を特定した上で、GX技術の社会実装段階における金融手法によるリスク補完策（債務保証等）を検討・実施していく。この際、民間金融機関に加え、株式会社日本政策金融公庫や株式会社日本政策投資銀行、株式会社産業革新投資機構、株式会社脱炭素化支援機構などの公的金融機関等とも連携しつつ、民間投資の拡大を図る。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日閣議決定）  2. GX・エネルギー安全保障  （2）「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行  ②カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ  iv) カーボンプライシングの実施等を担う「GX推進機構」の創設</p>
-----------------------------	------------	--------------------------	--



		<p>排出量取引制度の運営や負担金・賦課金の徴収等（先行投資支援の一部を含む）に係る業務を実施する機関として、「GX推進機構」を創設する。</p> <p>③新たな金融手法の活用</p> <p>官民 150 兆円超のGX投資の実現に向けて、民間の積極的なファイナンスを引き出すため、グリーン・ファイナンスの拡大に加えて、トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成へ向けた取組を強化する。</p> <p>また、公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法（ブレンデッド・ファイナンス）を確立すべく、「GX推進機構」が、民間金融機関等が取り切れないリスク（通常の投融資よりも長期の期間、莫大な資金量等）の補完策（債務保証等）を実施していく。</p> <p>○脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（令和5年7月28日閣議決定） 「GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）」と同様</p>
	政策の達成目標	2050年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、今後10年間で官民150兆円超のGX投資を実現するため、機構は債務保証等の金融支援業務等を行う。
	租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
	同上の期間中の達成目標	2050年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長の同時実現。
	政策目標の達成状況	令和5年6月30日 脱炭素成長型経済構造移行への円滑な移行の推進に関する法律 施行  (今後の予定) 令和6年度中 機構の設立
有効性	要望の措置の適用見込み	1法人（機構）
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び政府以外の者が出資できることとされている極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に金融支援業務、化石燃料賦課金の徴収、排出量取引制度の運営といった業務を実施することが可能となる。</p> <p>仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、機構の目的である脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に支障を及ぼしかねない。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>(地方税)</p> <p>○法人住民税（地方税法第24条第5項） （法人税法別表第二の公益法人等として非課税措置を要望）</p> <p>○事業税（地方税法第72条の5第1項の非課税の法人として要望）</p> <p>○地方消費税 ※消費税（国税）と連動した要望</p> <p>○事業所税 ※法人税（国税）と連動した要望</p>

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>令和6年度予算要求</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>税制上の措置に加えて、国の予算措置を一体的に実施することにより、機構において、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進が可能となる。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>機構は、業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び政府以外の者が出資できるとされている極めて公共性の高い法人である。          なお、機構と同様の業務を行う認可法人等は税制上の優遇を受けていることから、機構だけ別の扱いをすることは均衡を欠くこととなる。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>	

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省）

経済産業省製造産業局  
資源エネルギー庁資源・燃料部

素材産業課  
金属課金属技術室  
鉱物資源課  
燃料供給基盤整備課

項目名	原料用石油製品等の非課税化（原料用途免税の本則化）	
税目	揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税	
要 望 の 内 容	<p>現行制度上、石油化学製品等の原料用途にかかる揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税については、あくまでも租税特別措置として、免税又は還付とされているところ、諸外国においては、特別措置による免税・還付ではなく、非課税措置とされている。</p> <p>課税環境の国際的なイコールフットィングを確保しつつ、我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図るため、以下に掲げる揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税について、非課税とする。</p> <p>①石油化学製品製造用揮発油の免税等 ・石油化学製品の製造のために消費される揮発油の免税等 （租税特別措置法第99条の2、租税特別措置法施行令第47条～第47条の6、租税特別措置法施行規則第38条～第38条の4）</p> <p>②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 ・移出に係る揮発油の特定用途免税 （租税特別措置法第99条の3、租税特別措置法施行令第47条の7～第47条の9、租税特別措置法施行規則第39条） ・引取りに係る揮発油の特定用途免税 （租税特別措置法第99条の4、租税特別措置法第47条の10） ・移出に係るみなし揮発油の特定用途免税 （租税特別措置法第100条、租税特別措置法施行令第48条～第48条の3、租税特別措置法施行規則第39条、第39条の2） ・引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税 （租税特別措置法第100条の2、租税特別措置法施行令第48条の4）</p> <p>③引取りに係る石油製品等の免税 ・引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税 （租税特別措置法第100条の4、租税特別措置法施行令第48条の9）</p> <p>④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税 ・引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税 （租税特別措置法第100条の4の2、租税特別措置法施行令第48条の10）</p> <p>⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 （租税特別措置法第100条の5、租税特別措置法施行令第49条、租税特別措置法施行規則第39条の6）</p> <p>⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 （租税特別措置法第100条の6の2、租税特別措置法施行令第50条の2、租税特別措置法施行規則第39条の7～9）</p>	
	平年度の減収見込額	— 百万円
（制度自体の減収額）	（▲3,419,000 百万円）	
（改正増減収額）	（— 百万円）	

新  
設  
・  
拡  
充  
又  
は  
延  
長  
を  
必  
要  
と  
す  
る  
理  
由

(1) 政策目的

諸外国において、原料用途の揮発油、石油、石炭が非課税とされていることを踏まえ、課税環境の国際的なイコールフットイングを確保しつつ、我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図る。

なお、令和4年度税制改正大綱において、本措置は検討事項として位置づけられている。

[令和5年度 税制改正大綱（与党）]（抜粋）

第三 検討事項

5 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。

(2) 施策の必要性

石油化学製品等の原料用途への課税が特例として措置とされている我が国においては、原則非課税化されている諸外国とは異なり、予見可能性に乏しいため企業の中長期的な投資判断が困難な状況となっている。

万が一、こうした特例が措置されなくなった場合には、下記のとおり広範な影響を及ぼすことになる。

① 石油化学製品製造用揮発油の免税等

揮発油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラスチック等の製品の原料であり、石油化学産業の基礎となるものである。

仮に、現行の揮発油税（53,800円/KL）がそのまま課税されることになれば、全体で約3.1兆円もの巨額な追加負担が発生することになる。原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増は、無税の原料により作られた輸入製品への置き換えを招く可能性がある。また、石油化学産業のサプライチェーンには、中小企業も多く含まれており、こうした中小企業の経営も圧迫することになる（プラスチック製品製造業で約1万2千事業所）。

② 移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税

揮発油及びみなし揮発油は、エチレンやプロピレン等の基礎化学品だけではなく、ゴムや接着剤、塗料等の原料にもなる。

仮に、現行の揮発油税（53,800円/KL）がそのまま課税されることになれば、全体で約33億円の負担増になる。これらの産業は中小企業も多く含まれており（中小企業比率：ゴム製品約98.2%、接着剤70.9%、塗料85.0%）、こうした中小企業の経営を圧迫することになる。

③ 引取りに係る石油製品等の免税

揮発油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラスチック等の原料になる。仮に、現行の石油石炭税（2,800円/KL）がそのまま課税されることになれば、全体で約716億円の負担増となり、①の揮発油とあわせて巨額な追加負担となる。

原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増により、輸入製品への置き換えやサプライチェーン上の中小企業の経営の圧迫を招く可能性がある。

なお、本措置は輸入されるナフサ等の揮発油に係る石油石炭税の特例であるが、石油化学製品は、国内で原油から連産品として精製される揮発油を原料として使用することもあるので、⑤の措置とあわせて国内での課税環境を整合させることも必要である。

④ 引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税  
石炭は、我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス、セメントの原料になる。仮に、現行の石油石炭税がそのまま課税された場合には、下記のとおり追加負担が生じることになる。  
また、原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増は、無税の原料により作られた他国の製品との競争力を失わせ、川下産業にも悪影響を及ぼすことになる。

○鉄鋼

仮に課税された場合、粗鋼1トン当たり約740円、全体で約659億円の負担増になる。その結果、関連産業含めて22万人の雇用に重大な影響を及ぼすことになる。

○コークス

仮に課税された場合、コークス1トン当たり約1,800円、全体で約72億円の負担増になる。コークスは製品価格に占める原料価格の割合が高く（約90%）、関連産業を含めて、約7,900人の雇用に重大な影響を及ぼすことになる。

○セメント

仮に課税された場合、セメント1トン当たり約90円、全体で約47億円の負担増になる。その結果、関連産業を含めて1.3万人の雇用にも影響を及ぼすことになる。また、セメント産業は、全国で発生する廃棄物の約1割を処理しており、セメント産業の縮小は、こうした地域の廃棄物処理にも波及することになる。

⑤ 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付

本措置は③と同様に、石油化学製品の原料になる揮発油にかかる石油石炭税の特例であるが、国内で原油から精製される揮発油にかかるものである。現行の石油石炭税（2,800円/KL）が還付されない場合、全体で約391億円の追加負担となり、国際競争力の低下や国内化学産業のサプライチェーンへの悪影響を招く可能性がある。

なお、本措置は国内で原油から精製されるナフサ等の揮発油に係る課税の特例であるが、石油化学製品は、輸入される揮発油を原料として使用することもあるので、③の措置とあわせて国内での課税環境を整合させることも必要である。

⑥ 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付

現行の石油石炭税（2,800円/KL）が還付されない場合、全体で約100億円の追加負担となり、国際競争力の低下を招く可能性がある。

なお、本措置は、国内で原油から生産される石油アスファルト等に係る課税の特例であるが、石油アスファルト等は輸入されるものもある。輸入の石油アスファルト等には石油石炭税が課税されていない一方で、国産の石油アスファルト等の原料である原油には石油石炭税が課されているため、課税環境を整合させることが必要である。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進														
		政策の達成目標	諸外国において、原料用途の揮発油、石油、石炭が非課税とされていることを踏まえ、課税条件の国際的なイコールフットディングを確保するとともに我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図る。														
		租税特別措置の適用又は延長期間	揮発油税法、地方揮発油税法及び石油石炭税法の本則における恒久的な非課税措置														
		同上の期間中の達成目標	本則における恒久的な非課税措置を要望するものであり、期間中の達成目標は「政策の達成目標」欄に記載内容と同様である。														
	政策目標の達成状況	現行制度においては、租税特別措置法において、あくまで特例として措置されているがゆえに、課税の議論にさらされ易い。このため、企業にとっては、事業基盤が安定せず、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。															
有 効 性	要望の措置の適用見込み	令和5年度の適用事業者数の見込みは下記のとおり。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用事業者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①石油化学製品製造用揮発油の免税等</td> <td>エチレン製造者 11 社 芳香族製造者 21 社 ナフサ製造者 10 社</td> </tr> <tr> <td>②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税</td> <td>ゴム製品製造企業 131 社 接着剤製造企業 8 社 塗料製造企業 113 社</td> </tr> <tr> <td>③引取りに係る石油製品等の免税</td> <td>エチレン製造者 11 社 芳香族製造者 21 社</td> </tr> <tr> <td>④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税</td> <td>鉄鋼製造企業 12 社 コークス製造企業 9 社 セメント製造企業 13 社</td> </tr> <tr> <td>⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付</td> <td>国産ナフサ等製造企業 7 社</td> </tr> <tr> <td>⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付</td> <td>石油アスファルト等製造企業 8 社</td> </tr> </tbody> </table> <p>※経済産業省（②④）、石油化学工業協会（①③）、石油連盟（⑤⑥）調べ</p>		適用事業者数	①石油化学製品製造用揮発油の免税等	エチレン製造者 11 社 芳香族製造者 21 社 ナフサ製造者 10 社	②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税	ゴム製品製造企業 131 社 接着剤製造企業 8 社 塗料製造企業 113 社	③引取りに係る石油製品等の免税	エチレン製造者 11 社 芳香族製造者 21 社	④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税	鉄鋼製造企業 12 社 コークス製造企業 9 社 セメント製造企業 13 社	⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付	国産ナフサ等製造企業 7 社	⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付	石油アスファルト等製造企業 8 社
		適用事業者数															
①石油化学製品製造用揮発油の免税等	エチレン製造者 11 社 芳香族製造者 21 社 ナフサ製造者 10 社																
②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税	ゴム製品製造企業 131 社 接着剤製造企業 8 社 塗料製造企業 113 社																
③引取りに係る石油製品等の免税	エチレン製造者 11 社 芳香族製造者 21 社																
④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税	鉄鋼製造企業 12 社 コークス製造企業 9 社 セメント製造企業 13 社																
⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付	国産ナフサ等製造企業 7 社																
⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付	石油アスファルト等製造企業 8 社																
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置の適用事業者及び適用実績は、ここ数年ほぼ一定であり、特例の適用が受けられる事業者が毎年度安定的に利用している実態がある。 また、本措置は、石油化学製品等の原料に対する課税の国際的なイコールフットディングを確保することで国際競争力の確保・維持を図るものであり、この効果は、直接、本措置が適用される者のみならず、関連産業にも及ぶこととなる。																

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	無し			
	予算上の措置等の要求内容及び金額	無し			
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—			
	要望の措置の妥当性	諸外国において、原料用途の揮発油、石油、石炭が非課税とされていることを踏まえ、課税条件の国際的なイコールフットイングを確保するためのものであり、補助金等の代替手段ではなく、税制措置として非課税化することは妥当である。			
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績	① 石油化学製品製造用揮発油の免税等			
			適用件数 (件)	適用数量 (千KL)	免税額 (億円)
		令和元年度	845	62,812	33,793
		令和2年度	832	57,516	31,211
		令和3年度	851	60,843	32,734
		令和4年度	843	54,552	29,349
		令和5年度	842	57,637	31,009
		※令和元～3年度は国税庁統計年報、令和4年度は石油化学工業協会ほか業界推計、令和5年度は経済産業省試算			
		② 移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税			
		○免税額 (百万円)			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ゴム	294	233	256	261	250
塗料	2,081	1,863	1,848	1,931	1,881
印刷用インキ	97	96	112	102	103
接着剤	265	232	234	244	237
その他	852	803	874	843	840
合計	3,589	3,227	3,324	3,380	3,310
○適用数量 (KL)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ゴム	5,470	4,334	4,767	4,857	4,653
塗料	38,687	34,621	34,357	35,888	34,955
印刷用インキ	1,802	1,785	2,073	1,887	1,915
接着剤	4,921	4,305	4,355	4,527	4,396
その他	15,830	14,920	16,241	15,664	15,608
合計	66,710	59,965	61,793	62,823	61,527
※令和元～3年度は国税庁統計年報、令和4年度は業界推計、令和5年度は経済産業省試算					

③ 引取りに係る石油製品等の免税

	適用者数 (社)	適用数量		免税額 (億円)
		ナフサ等 (千KL)	LPG (千トン)	
令和元年度	32	25,204	371	713
令和2年度	32	27,044	299	763
令和3年度	32	26,622	353	755
令和4年度	32	22,374	410	634
令和5年度	32	25,347	354	716

※令和元～4年度は石油化学工業協会及び石油連盟調べ、令和5年度は経済産業省試算

④ 引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税

（鉄鋼）

	適用件数 (件)	適用数量 (千トン)	免税額 (億円)
令和元年度	11	56,199	770
令和2年度	10	46,709	640
令和3年度	11	52,504	719
令和4年度	10	47,435	650
令和5年度	12	48,023	658

（コークス）

	適用件数 (件)	適用数量 (千トン)	免税額 (億円)
令和元年度	11	6,470	89
令和2年度	9	6,759	93
令和3年度	9	7,065	97
令和4年度	9	5,783	79
令和5年度	9	6,205	85

（セメント）

	適用件数 (件)	適用数量 (千トン)	免税額 (億円)
令和元年度	14	4,087	56
令和2年度	13	4,321	59
令和3年度	13	4,048	55
令和4年度	12	3,845	53
令和5年度	13	3,444	47

※用途証明申請者提出の実績報告書等。令和5年度は経済産業省試算

⑤ 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付

	適用者数 (社)	適用数量 (千KL)	還付額 (億円)
令和元年度	7	19,681	551
令和2年度	7	15,799	442
令和3年度	7	19,170	537
令和4年度	7	13,953	391
令和5年度	7	17,709	497

※石油連盟調べ



		<p>⑥ 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付</p> <table border="1" data-bbox="587 212 1425 461"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用者数 (社)</th> <th>適用数量 (千 KL)</th> <th>還付額 (億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>8</td> <td>4,372</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>8</td> <td>3,263</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>8</td> <td>4,086</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>7</td> <td>3,580</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>7</td> <td>3,537</td> <td>126</td> </tr> </tbody> </table> <p>※石油連盟調べ</p> <p>※本措置は、該当する全ての事業者が適用対象となっているため、適用者数は想定以上に僅少ではなく、また、特定の者に偏ったものでない。</p>		適用者数 (社)	適用数量 (千 KL)	還付額 (億円)	令和元年度	8	4,372	122	令和2年度	8	3,263	91	令和3年度	8	4,086	114	令和4年度	7	3,580	100	令和5年度	7	3,537	126
	適用者数 (社)	適用数量 (千 KL)	還付額 (億円)																							
令和元年度	8	4,372	122																							
令和2年度	8	3,263	91																							
令和3年度	8	4,086	114																							
令和4年度	7	3,580	100																							
令和5年度	7	3,537	126																							
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>																								
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>石油化学製品等の原料用途への免税・還付措置は、諸外国との競争環境を整える観点に置いて有効。しかし、あくまでも特例として免税・還付を図る措置であるため、課税の議論にさらされ易く、企業にとって中長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p> <p>非課税化(本則恒久化)が実現されることで、企業の予見可能性が向上し、課税環境の国際的なイコールフットィングが図られることを通じて、我が国企業の国際競争力の維持・強化等に貢献できる。</p>																								
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>																								
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>石油化学製品等の原料用途への免税・還付措置は、諸外国との競争環境を整える観点に置いて有効。しかし、あくまでも特例として免税・還付を図る措置であるため、課税の議論にさらされ易く、企業にとって中長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p>																								
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>①石油化学製品製造用揮発油の免税等 昭和32年度 創設</p> <p>②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 昭和32年度 創設(揮発油) 昭和59年度 創設(みなし揮発油)</p> <p>③引取りに係る石油製品等の免税 昭和52年度 創設 石油化学製品等製造用輸入ナフサに係る免税措置の創設(1年毎に免税措置を延長) 昭和59年度 石油化学製品等製造用輸入LPGに係る免税措置の創設(1年毎に免税措置を延長) 昭和61年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPGに係る本税を2年間の免税措置として延長 昭和63年度 同上 平成2年度 同上 平成4年度 同上 石油化学製品製造用輸入原油(重質NGL)に係る免税措置の創設</p>																								

平成 6 年度	石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油（重質 NGL）に係る本税を 2 年間の免税措置として延長
平成 8 年度	以降 2 年ごとに延長
平成 16 年度	同上
平成 18 年度	石油化学製品製造用輸入ガスオイル（粗製灯油、粗製軽油）に係る免税措置の創設 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油（重質 NGL）・ガスオイル（粗製灯油、粗製軽油）に係る本税を 2 年間の免税措置として延長
平成 20 年度	同上
平成 22 年度	同上
平成 24 年度	「当分の間」の免税が措置
<b>④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税</b>	
平成 15 年度	創設
平成 17 年度	2 年延長 以降 2 年ごとに延長
平成 24 年度	「当分の間」の免税が措置
<b>⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付</b>	
平成元年度	創設 （石油化学製品製造用国産ナフサに係る還付制度創設）
平成 2 年度	以降 2 年ごとに延長
平成 16 年度	拡充・延長（対象に石油化学製品製造用国産ガスオイル（粗製灯油及び粗製軽油）を追加）
平成 18 年度	以降 2 年ごとに延長
平成 24 年度	「当分の間」の還付が措置
<b>⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付</b>	
平成 9 年度	創設
平成 11 年度	以後 2 年ごとに延長
平成 24 年度	「当分の間」の還付が措置

令和 6 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(経済産業省製造産業局自動車課)

項目名	自動車関係諸税のあり方の検討							
税目	自動車重量税 自動車重量税法全文 自動車重量税法施行令全文 自動車重量税法施行規則全文 租税特別措置法第 90 条の 10～15 自動車重量譲与税法全文 自動車重量譲与税法施行規則全文							
要望の内容	<p>令和 5 年度与党税制改正大綱における検討事項を踏まえ、自動車関係諸税について、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASE に代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。</p> <p>その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時まで検討を進める。</p> <p>また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。</p>							
		<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>( — 百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>( — 百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	— 百万円	(制度自体の減収額)	( — 百万円)	(改正増減収額)	( — 百万円)
平年度の減収見込額	— 百万円							
(制度自体の減収額)	( — 百万円)							
(改正増減収額)	( — 百万円)							

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

自動運転をはじめとする技術革新や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がりなど、自動車を取り巻く環境は大きく変化しており、また、自動車産業として2050年カーボンニュートラルの実現に向け積極的な貢献が求められる中で、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図るため、自動車関係諸税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

(2) 施策の必要性

① 自動車産業は日本経済や雇用創出に大きく貢献する基幹産業であるが、世界的なカーボンニュートラルの動きを受けた自動車の電動化の急速な進展、自動運転をはじめとする技術革新、シェアリング等の保有から利用への変化など、GX（グリーン・トランスフォーメーション）やDX（デジタル・トランスフォーメーション）による100年に一度の大きな変革期に直面している。こうした動きは、グローバル競争を激化させる一方で、新たなビジネスの拡大や社会変革の大きなチャンスであり、GX・DXを取り込むことで、「自動車産業」は「モビリティ産業」に大きく進化し、日本経済全体の成長の源泉となるとともに、様々な社会課題の解決に貢献することが可能となる。

② 令和5年度与党税制改正大綱の検討事項においては、

「自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までに検討を進める。

また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。」

とされたところ。

③ 上記を踏まえ、モビリティがもたらす新たな経済・社会像の具体化、その実現に向けた包括的・骨太な政策枠組みの検討を進め、その中で受益の広がりを踏まえた受益と負担の関係の再構築も含め、自動車関係諸税のあり方について、税制の簡素化等の視点も踏まえた検討を行う必要がある。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>
	<p>1. 経済構造改革の推進</p> <p>① 自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本産業全体の活性化を図る。  ② 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030年までに次世代自動車の割合を5～7割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割）、2035年までに電動車の割合を100%とすることを目指す。</p> <p>（関連する与党税制改正大綱、閣議決定等）  ○令和5年度与党税制改正大綱（令和4年12月23日）  第三 検討事項  5 自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。  その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健</p> <p>合理性</p> <p>政策の達成目標</p>

全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める。  
 また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。

○未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日）

第 2 具体的な施策

I [2] 1. エネルギー・環境

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目指す。

(参考) 次世代自動車戦略 2010（平成 22 年 4 月 12 日）

2030 年の乗用車車種別普及目標（政府目標）

次世代自動車	50～70%
ハイブリッド自動車	30～40%
電気自動車 プラグイン・ハイブリッド自動車	20～30%
燃料電池自動車	～3%
クリーンディーゼル自動車	5～10%

○GX 実現に向けた基本方針（令和 5 年 2 月 10 日）

参考資料

【今後の道行き】事例 7：自動車産業

■自動車産業のカーボンニュートラル化（例. 2035 年乗用車の新車販売で電動車 100%）を実現するため、今後 10 年で省エネ法などで電動車の開発・性能向上・車両導入への投資を促しつつ、国際ルールへの対応を着実に進めることによりグローバル市場への展開を進める。

○経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和 5 年 6 月 16 日）

第 2 章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

(2) グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の加速  
 （グリーントランスフォーメーション（GX））

（前略）

自動車については、2030 年代前半までの商用化を目指す合成燃料（e-fuel）の内燃機関への利用も見据え、2035 年までに新車販売でいわゆる電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）を 100%とする目標等に向け、蓄電池の投資促進・技術開

		<p>発等や、車両の購入、充電・水素充てんインフラの整備、中小サプライヤー等の業態転換を支援する。</p>
	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>—</p>
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>国内自動車市場はバブル期をピークに縮小している。自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることが必要。</p> <p>&lt;国内自動車販売台数の推移&gt;  平成 29 年度 520 万台  平成 30 年度 526 万台  令和元年度 504 万台  令和 2 年度 466 万台  令和 3 年度 422 万台  令和 4 年度 439 万台</p> <p>エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、2030 年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5~7 割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2~3 割）とすることを目指す、2035 年までに乗用車新車販売で電動車 100%を実現するという政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。</p> <p>&lt;新車販売台数に占める電動車の割合&gt;  平成 29 年度 33.1%  平成 30 年度 34.3%  令和元年度 35.0%  令和 2 年度 37.2%  令和 3 年度 41.7%  令和 4 年度 46.6%</p>
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>国内の自動車販売台数は 400~500 万台前後で推移しており、これら自動車ユーザーへの課税のあり方を検討する。</p> <p>&lt;国内自動車販売台数の推移&gt;  平成 29 年度 520 万台  平成 30 年度 526 万台  令和元年度 504 万台</p>

		令和2年度 466万台 令和3年度 422万台 令和4年度 439万台
	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	<p>令和5年度与党税制改正大綱においては、          「自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。</p> <p>その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時まで検討を進める。</p> <p>また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。」とされており、この方針の実現を図る。</p>
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—



		<p>要望の措置 の妥当性</p>	<p>令和5年度与党税制改正大綱においては、 「自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。</p> <p>その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時まで検討を進める。</p> <p>また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。」 とされていることを踏まえ、検討を行うものである。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別 措置の 適用実績</p>	<p>&lt;新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合&gt; 平成29年度 83.3% 平成30年度 74.7% 令和元年度 72.6% 令和2年度 62.7% 令和3年度 68.8% 令和4年度 67.2%</p> <p>&lt;エコカー減税（自動車重量税（財務省試算））&gt; 平成29年度 ▲720億円 平成30年度 ▲660億円 令和元年度 ▲620億円 令和2年度 ▲600億円 令和3年度 ▲510億円 令和4年度 ▲400億円</p>	
	<p>租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果</p>	<p>—</p>	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用件数を満たす全ての自動車を対象であるため、特定の者に偏ってはいない。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省商務・サービスグループ消費経済企画室）

項目名	リース会計基準の変更に伴う所要の措置											
税目	所得税、法人税、消費税											
要望の内容	<p>企業会計基準委員会は、我が国リース会計基準について国際的な整合性の観点等から、借り手側におけるオペレーティング・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を廃止する方針で検討を進めている。また、リース取引に係る延払基準の廃止等についても検討している。</p> <p>今般、同委員会において、リース会計基準の見直しについて上記内容とした草案が令和5年5月に公表されており、これを踏まえて会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置について要望するものである。</p> <table border="1" data-bbox="901 875 1495 1041"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国のリース取引は、設備導入を容易にするビジネスツールとして広く定着しており、我が国企業の競争力維持のため、企業経営に必要なものである。</p> <p>今般のリース会計基準の見直しにより税務処理が変更となる場合、リース利用者をはじめ関連業界への影響が想定される。このため、リース取引の存立基盤へ大きな影響を与えないことがないよう、当該会計基準の変更に向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>当該会計基準の見直しにより税務処理が変更される場合、変更内容によってはリース取引の利用者等に過度な負担がかかる可能性がある。リース取引は我が国産業の設備投資の重要なツールであり、リース取引の存立基盤に大きな影響を与えないよう、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることが必要である。</p> <p>なお、リース会計基準の見直しは国際的な整合性の観点等から検討されたものであるが、リース会計基準は税制と密接に関係しているため、リース会計基準の変更に向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引の健全な発展に資することができる。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
		政策の達成目標	リース会計基準の変更に向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引の健全な発展を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	リース会計基準の変更に向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引の健全な発展を促進する上で有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		リース取引の存立基盤へ大きな影響を与えないよう、当該会計基準の変更に向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引の健全な発展に資することを目的としており、政策目的達成手段として妥当である。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	—	

令和 6 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部資源開発課）

項 目 名	海外投資等損失準備金の延長		
税 目	法人税 租税特別措置法第 55 条 租税特別措置法施行令第 32 条の 2 租税特別措置法施行規則第 21 条		
要 望 の 内 容	適用期限を 2 年間延長し、令和 8 年 3 月 31 日までとする。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	-	百万円 (▲2,000 百万円) ( - 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

## (1) 政策目的

エネルギー政策において、石油・天然ガスは2030年度の一次エネルギー供給においても合計約5割を占める見通しであり、重要な燃料である。他方、世界的な脱炭素化によりダイベストメントが進行し、気候変動対策への社会的な関心・要請の高まりにより事業者のリスクテイクが乏しくなっている。また、世界的なカーボンニュートラルの流れを受けて、石油・天然ガスに関する供給国の政策予見性の低下や、価格ボラティリティの増大等が生じている。

こうした中、ロシアによるウクライナ侵略によって世界の供給余力は減少し、世界的にも油価・ガス価格の高騰等が生じた。我が国においても、燃料価格や電気料金等の高騰、これらに伴う物価高騰など大きな影響を受けている。これらにより、エネルギー・セキュリティの重要性が再認識されたところ。

2023年5月に開催されたG7広島首脳サミットにおいても、各国のエネルギー事情、産業・社会構造及び地理的条件に応じた多様な道筋を認識しつつ、ネット・ゼロという共通目標につなげることや、ガス部門への投資が現下の危機及びこの危機により引き起こされる将来的なガス市場の不足に対応するために適切であることが認識されている。

我が国においても、いかなる情勢変化へ柔軟に対応するための基盤をより強固なものとするため、石油・天然ガスの権益取得や調達先の多角化を進め、自主開発比率を可能な限り高めていくことがこれまで以上に重要となっている。

また、金属鉱物についても、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。

エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期かつ持続的な安定供給を維持・確保する必要がある。

## (2) 施策の必要性

資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う自主開発の推進を図ることが極めて重要である。

他方で、石油・天然ガスや鉱山における探鉱・開発といった資源開発事業は、多い場合は数兆円規模の巨額の資金が必要となる上、数多くのリスクが存在する。例えば、探鉱を開始したにもかかわらず資源が見つからないといった探鉱リスク、コスト上昇やスケジュール遅延といった操業リスク、政情不安や為替変動といったカントリーリスクが代表的なものである。

国営企業を持たない我が国において、エネルギーの安定供給と鉱物資源の供給源確保を実現するためには、リスクの高い資源開発事業に対する民間企業の投資を促進することが不可欠である。このため、民業補完として独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構や株式会社国際協力銀行による出資や融資等の量的支援を行うことに留まらず、本制度により事業失敗等の将来損失に備えるとともに、民間企業のキャッシュフローを改善することで、継続的な探鉱・開発活動を後押しすることが引き続き必要である。

<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定） 第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応 1. 国際環境変化への対応 (3) エネルギー安全保障の強化 ロシアのウクライナ侵略によって国際的なエネルギー市場が混乱する中、我が国では、エネルギー価格の高騰や国内における電力やガスの需給ひっ迫の懸念など、エネルギー危機が危惧される緊迫した状況にある。安定的で安価なエネルギー供給は、国民生活、社会・経済活動の根幹であり、脱炭素化の取組とともに、エネルギー危機に耐え得る強靱なエネルギー需給構造に転換していく必要がある。</p> <p>世界の資源・エネルギー情勢がより複雑かつ不透明となる中、資源の大部分を海外に依存する我が国においては、石油・天然ガス、金属鉱物資源の安定供給確保のため、国が前面に立って資源外交を行うほか、政府系機関を通じた支援強化の取組を進める。加えて、アジア各国と連携したLNGの確保などアジア全体でのエネルギーの安定供給を図るとともに、同志国等との協調などを通じて重要鉱物の安定供給の確保に取り組む。</p> <p>また、レアメタル権益の確実な確保に向けた支援措置など安定供給体制の強化や、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の国産海洋資源の確保に取り組む。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日閣議決定） IV. GX・DX等への投資 2. GX・エネルギー安全保障 (1) エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組 ⑥ 資源確保に向けた資源外交など国の関与の強化 i) 資源の安定供給確保 不確実性が高まるLNG市場の動向を踏まえ、長期間の備蓄が困難というLNGの性質を考慮し、民間企業の調達力を活かす形で、戦略的余剰LNGを構築する等、政策を総動員して安定供給確保を目指す。</p> <p>○G7 広島首脳コミュニケ（2023年5月20日）（仮訳） &lt;エネルギー&gt; パリ協定の我々のコミットメントに合致した形で、エネルギー節減及びガス需要の削減を通じたものを含め、ロシアのエネルギーへの依存からのフェーズアウトを加速すること、及びエネルギー供給、ガス価格及びインフレーション、並びに人々の生活へのロシアによる戦争の世界的な影響に対処することが必要である。この文脈において、我々は、液化天然ガス（LNG）の供給の増加が果たすことのできる重要な役割を強調するとともに、ガス部門への投資が、現下の危機及びこの危機により引き起こされ得る将来的なガス市場の不足に対応するために、適切であり得ることを認識する。</p> <p>○GX 実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定） 2. エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組 (2) 今後の対応 6) 資源確保 に向けた資源外交 など国の関与の強化</p>
-----------------------------	------------	--------------------------	--



ロシアによるウクライナ侵略を契機に世界のLNG供給余力がより減少するなど、世界の資源・エネルギー情勢がより複雑かつ不透明となる中、資源の大部分を海外に依存する我が国においては、化石燃料と金属鉱物資源等の安定供給確保のため、国が前面に立って資源外交を行う必要がある。

○エネルギー基本計画（令和3年10月22日閣議決定）

5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

(9) エネルギー安定供給とカーボンニュートラル時代を見据えたエネルギー・鉱物資源確保の推進

カーボンニュートラルへの道筋に様々な不確実性が存在する状況においても、エネルギー・セキュリティの確保に際しては一切の妥協は許されず、必要なエネルギー・資源を安定的に確保し続けることが国家の責務である。昨今の中東情勢の変化や新興国の需要拡大、シーレーンの不安定化、戦略物資を巡る国際的な緊張の高まり等も踏まえ、石油・天然ガスや金属鉱物資源等の海外権益獲得や国内資源開発を通じた安定供給確保は、国民生活及び経済活動の観点から重要であり、引き続き確実に達成する必要がある。

こうした状況を踏まえ、①足下で必要な石油・天然ガス等の更なる安定的な確保、②電化等で需要が拡大するレアメタル等の金属鉱物資源の更なる安定的な確保、③脱炭素燃料・技術の導入・拡大について、資源・燃料政策として一体的に捉え、我が国が資源・エネルギーの安定供給に万全を期しつつ、カーボンニュートラルへの円滑な移行を実現するための包括的な政策を推進する。

②石油・天然ガス等の自主開発の更なる推進

石油・天然ガスのほぼ全量を輸入に依存する我が国は、輸入依存度が高いことによる調達における交渉力の限界や、中東情勢等により影響を受けやすいという構造的課題を抱えている。こうした中で、石油・天然ガスの安定供給確保のためには、我が国企業が直接その開発・生産に携わる海外の上流権益確保と国内資源開発を通じた自主開発を進めることが極めて重要である。そのため、我が国として、内閣総理大臣を筆頭とした資源外交やJOGMECによるリスクマネー供給等を通じて、我が国企業による自主開発を推進してきた。

一方、新型コロナウイルス感染拡大に端を発した油価低迷による上流投資の減少、中東情勢の不安定化や南シナ海・東シナ海での緊張の高まりに伴うシーレーンリスクの高まり、さらには2020年10月の2050年カーボンニュートラル宣言や2021年4月の2030年度の新たな温室効果ガス排出削減目標の表明など、石油・天然ガスを取り巻く国内外の情勢は大きく変化した。

こうした中であっても、石油・天然ガスの安定供給確保の重要性は全く変わるものではなく、むしろ、いかなる情勢変化にも柔軟に対応するための基盤として、世界的な環境意識の高まりも踏まえつつ、自主開発比率を可能な限り高めることの重要性が一層増している。このため、石油・天然ガスの安定供給確保に向けて、引き続き資源外交の推進やJOGMECによるリスクマネーの供給等により、自主開発を推進し、石油・天然ガスの自主開発比率（2019年度は34.7%）を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げることを目指す。

⑥鉱物資源の確保

鉱物資源は、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であり、カーボンニュ

			<p>一トラルに向けて需要の増加が見込まれる再生可能エネルギー関連機器や自動車等の製造に不可欠である。特に、工ネルギーの有効利用の鍵となる蓄電池、モーター、半導体等の製造には、銅やレアメタル等の鉱物資源の安定的な供給確保が欠かせない。他方、鉱物資源は、鉱種ごとに埋蔵・生産地の偏在性、中流工程の寡占度、価格安定性等で状況が異なり、上流の鉱山開発から下流の最終製品化までに多様な供給リスクが存在している。</p> <p>これまで国は、JOGMEC を通じた海外権益確保へのリスクマネー供給や資源探査等を通じて、我が国企業による鉱物資源の安定的な供給確保を支援してきた。他方、資源ナシヨナリズムの高まりや開発条件の悪化等により、資源開発リスクは引き続き上昇傾向にある。また、一部のレアメタルについては、上流のみならず中流工程についても特定国による寡占化が進みつつあるという課題もある。このため、引き続き JOGMEC を通じた継続的な資源探査や開発に係る正確な情報の収集・発信等に取り組みつつ、特に需要の急増が見込まれ、供給途絶が懸念される鉱種については、リスクマネー支援を強化する。</p> <p>国内非鉄製錬所は、鉱物資源のサプライチェーンの要として、高品質な金属地金供給、鉱石等の副産物であるレアメタル回収、使用済製品のリサイクルによる資源循環等重要な機能を担っている。他方、鉱石等の品位低下や新興国の需要拡大に伴う国際的な競争激化等を経て、この非鉄製錬所を取り巻く環境は厳状なりと見られる。このため、国内製錬所における鉱石等の調達強化や需要の急激な変動リスク等を低減するための支援を強化することにより、特定国に依存しない強靱なサプライチェーンの構築に取り組み。また、各非鉄製錬所の得意分野を活かしたリサイクル資源の最大限の活用、製錬等のプロセス改善・技術開発による回収率向上、企業間連携・設備導入等による生産性向上等のための投資を促進していく。さらに、海外からの供給リスクを大きく低減するため、レアメタルの使用量低減技術やその機能を代替する新材料開発に向けた取組の更なる支援を行う。</p> <p>レアメタルの短期的な供給途絶対策である備蓄制度については、需要家のニーズの変化や鉱種ごとの供給動向等も踏まえ、必要な備蓄量を確保するとともに、備蓄鉱種を柔軟に入れ替えるなど、機動的な対応が可能となるよう、不断に制度の改善を行っていく。</p> <p>こうした施策に加え、首脳・閣僚レベルを始めとする包括的資源外交を重層的に展開することにより、ベースメタルの自給率（2018年度は50.1%）については、引き続き2030年までに80%以上を目指す。さらに、リサイクルによる資源循環を促進することによって、我が国企業が権益を有する海外自山鉱等からの調達確保を合わせて2050年までに国内需要量相当のベースメタル確保を目指す。なお、レアメタルについては、ベースメタル生産の副産物であることが多く、権益比率とは関係なくオフテイク権が設定されることが多いことから、一律の自給率目標は設けず、鉱種ごとに安定供給確保に取り組んでいく。</p>
--	--	--	---

		政策の達成目標	<p>○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる。</p> <p>○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる」を設定）。</p> <p>※石油・天然ガスの自主開発比率 輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。</p> <p>※鉱物資源（ベースメタル）の自給率 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。「金属需要量」については、鉄鉱・非鉄金属・金属製品統計（経産省）及び貿易統計（財務省）による。「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、事業者からの聞き取り調査による。</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）
		同上の期間中の達成目標	<p>○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を引き上げる。</p> <p>○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する。</p>
	政策目標の達成状況	<p>○石油・天然ガスの自主開発比率 平成29年度：26.6% 平成30年度：29.4% 令和元年度：34.7% 令和2年度：40.6% 令和3年度：40.1% 令和4年度：33.4%</p> <p>○鉱物資源（ベースメタル）の自給率 平成29年度：50.6% 平成30年度：50.2% 令和元年度：52.1% 令和2年度：50.4% 令和3年度：45.8%</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>今後、中東、東南アジア、中南米等の地域で本税制を活用した探鉱・開発が行われる見込み。</p> <p>○適用事業者（法人）数 令和6年度：2社 令和7年度：2社</p> <p>○適用事業者（法人）の範囲 令和6年度：鉱業、石油製品製造業等 令和7年度：鉱業、石油製品製造業等</p> <p>※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第211回国会提出）における令和元年度～令和3年度実績の平均値を算出し、この水準が令和6年度～令和7年度についても継続するものと推定。</p>	

		<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)</p>	<p>本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p> <p>租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第211回国会提出）によると、本制度の適用事業者（法人）数は、令和元年度～令和3年度の平均で2社、また、本制度の適用額は、令和元年度～令和3年度の平均で約54億円となっている。この間、法人実効税率は約30%で推移していたことを踏まえると、単純計算で、1社あたり年間で約8億円ものキャッシュフロー改善効果が生じることが見込まれる。</p> <p>資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト（生産段階）からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならないフェーズであるが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。</p> <p>石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては上昇傾向にあり、本制度は政策目標の達成に関して有効であると考えられる。</p>
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>		<p>探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>		<p>○石油・天然ガス ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構海外探鉱等事業への出資（令和5年度予算額：479億円） ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構海外の天然ガス資産開発・液化等出資（令和5年度予算額：1,270億円）</p> <p>○金属鉱物・ウラン ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の海外探鉱等事業への出融資（令和5年度予算額：117億円） ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の海外ウラン探鉱支援事業（補助金）（令和5年度予算額：4.3億円）</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>		<p>我が国企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さいため、単独での権益取得や探鉱・開発事業の実施が困難となる場合がある。独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による出資等は、こうした巨額の資金が必要な場合において、我が国企業と共同で出資等を行うものである。</p> <p>一方、海外投資等損失準備金制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、キャッシュフロー改善効果から、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p> <p>予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要することが一般的であるが、税制措置は、税法上の要件を満たすことによりそのインセンティブが直ちに確定することから、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、より機動的で的確な政策手段となっている。</p> <p>また、海外投資等損失準備金制度では、プロジェクトが失敗した場合は一括で取崩し（益金算入）、プロジェクトが失敗することなく据置期間（5年）を経過した場合、その後5年にわたり均等に取崩し（益金算入）をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。</p> <p>なお、リスクの高い探鉱・開発事業は、新規企業の参入障壁が高いものであり、また、我が国では、国際競争力の強化とい</p>

		<p>った観点から、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に本制度の適用者数が少なくなっているという事情がある。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○適用事業者（法人）数  平成 29 年度： 5 社  平成 30 年度： 2 社  令和元 年度： 3 社  令和 2 年度： 2 社  令和 3 年度： 2 社</p> <p>○損金算入額  平成 29 年度： 2,574 百万円  平成 30 年度： 18,093 百万円  令和元 年度： 6,620 百万円  令和 2 年度： 1,253 百万円  令和 3 年度： 8,473 百万円</p> <p>○減収額  平成 29 年度： 602 百万円  平成 30 年度： 4,198 百万円  令和元 年度： 1,536 百万円  令和 2 年度： 291 百万円  令和 3 年度： 1,966 百万円</p> <p>○適用事業者（法人）の範囲  平成 29 年度： 鉱業、石油製品製造業等  平成 30 年度： 鉱業、石油製品製造業等  令和元 年度： 鉱業、石油製品製造業等  令和 2 年度： 鉱業、石油製品製造業等  令和 3 年度： 鉱業</p> <p>※適用事業者（法人）数、損金算入額、適用事業者（法人）の範囲については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 211 回国会提出）における令和元年度～令和 3 年度実績をもとに作成。  ※減収額については、上記損金算入額に対して各年度の法人税率を乗じることで算出。</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>租税特別措置法第 55 条、第 68 条の 43  適用件数： 2 件  適用額： 8,473 百万円</p> <p>※令和 3 年度の適用状況</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>石油・天然ガスの自主開発比率は、平成 29 年度の 26.6%から、令和 4 年度には 33.4%に上昇している。  鉱物資源（ベースメタル）の自給率は、平成 29 年度は 52.1%であり、令和 3 年度は 45.8%となっている。過去数年間の資源価格低迷により上流権益獲得が進まず、直近の自給率が低下している。  石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>我が国企業による探鉱・開発事業のため投資活動の促進を図ることにより自主開発比率を引き上げる。</p>

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>○石油・天然ガスの自主開発比率の達成度 令和4年度時点で66.8% (=33.4%/50%)</p> <p>○鉱物資源（ベースメタル）の自給率の達成度 令和3年度時点で57.3% (=45.8%/80%)</p> <p>※資源開発は、初期探鉱から生産開始に至るまで最低でも10年程度を要する。また、資源の輸入量は景気動向や資源価格の変動の影響を受ける場合がある。したがって、石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率の推移については、このような事象を考慮する必要がある。</p> <p>※いずれにせよ、石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>【年度】 【要望等の内容】</p> <p>昭和39年度 「海外投資損失準備金」創設（3年間）</p> <p>昭和42年度 延長（2年間）</p> <p>昭和44年度 延長（2年間）</p> <p>昭和45年度 「石油開発投資損失準備金」創設（2年間）</p> <p>昭和46年度 石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組（3年間）</p> <p>昭和48年度 海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組</p> <p>昭和49年度 延長（2年間）</p> <p>昭和51年度 延長（2年間）（開発の積立率：50%→40%）</p> <p>昭和53年度 延長（2年間）</p> <p>昭和55年度 延長（2年間）</p> <p>昭和57年度 延長（2年間）</p> <p>昭和59年度 延長（2年間）</p> <p>昭和61年度 延長（2年間）</p> <p>昭和63年度 延長（2年間）</p> <p>平成2年度 延長（2年間）</p> <p>平成4年度 延長（2年間）</p> <p>平成6年度 延長（2年間）</p> <p>平成8年度 延長（2年間）</p> <p>平成10年度 延長（2年間）（開発の積立率：40%→30%）</p> <p>平成12年度 延長（2年間）</p> <p>平成14年度 延長（2年間）</p> <p>平成16年度 延長（2年間）</p> <p>平成18年度 延長（2年間）</p> <p>平成20年度 延長（2年間）</p> <p>平成22年度 延長（2年間）（探鉱の積立率：100%→90%） （石炭、木材を除外）</p> <p>平成24年度 延長（2年間）</p> <p>平成26年度 延長（2年間）</p> <p>平成28年度 延長（2年間）（探鉱の積立率：90%→70%）</p> <p>平成30年度 延長（2年間）（探鉱の積立率：70%→50%） （開発の積立率：30%→20%）</p> <p>令和2年度 延長（2年間）</p> <p>令和4年度 延長（2年間）</p>

令和 6 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課）

項目名	電力広域的運営推進機関が行う金銭貸付業の収益事業からの除外											
税目	法人税 法人税法施行令第 5 条第 3 項											
要望の内容	<p>電力広域的運営推進機関（以下、電力広域機関）が広域系統整備計画を実施する事業者に対して行う金銭貸付（電気事業法第二十八条の四十第一項第五号の三に掲げる業務として行う金銭貸付業）について、法人税法施行令第 5 条第 3 項に規定する「金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの」に追加し、収益事業に該当する金銭貸付業から除外する。</p> <table border="1" data-bbox="890 831 1495 999"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>精査中</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>( -</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>( -</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	精査中	百万円	(制度自体の減収額)	( -	百万円)	(改正増減収額)	( -	百万円)
平年度の減収見込額	精査中	百万円										
(制度自体の減収額)	( -	百万円)										
(改正増減収額)	( -	百万円)										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>再生可能エネルギーの大量導入や電力の安定供給確保に必要な大規模系統整備を実現するため、多額の資金及び長期の整備期間を要する大規模連系線の増強に係る資金調達環境を整備し、我が国における大規模電力系統整備を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>2050 年カーボンニュートラル実現も見据え、再生可能エネルギーの大量導入や電力供給網のレジリエンス強化を推進するためには、長期の整備期間を要する大規模な連系線の増強が必要。このため、電力広域機関は 2023 年 3 月に「広域連系系統のマスタープラン」を策定し、今後、将来の系統整備計画を具体化していく方針。</p> <p>このような全国での系統整備は、同マスタープランの試算によれば総額 6～7 兆円もの大規模事業となることが見込まれるが、多額の費用を要し、事業期間も長期に及ぶこと等により、民間事業者だけで長期間にわたり多額の資金を調達することは困難。このため、特に重要性の高い系統整備については、建設段階において当該計画の実現可能性を高めるため、民間事業者の円滑な資金調達を可能とするための環境整備が必要。こうした状況を踏まえ、第 211 回通常国会で成立した「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」に基づき、電力広域機関の業務に、系統増強に係る建設資金の貸付業務を追加することとした。</p> <p>電力広域機関が電気事業法に基づき実施する貸付は、電力の安定供給及び再生可能エネルギー大量導入の観点から公共性が高いと経済産業大臣が認定する系統整備事業にのみ実施するものである。すなわち、電力広域機関の収益性を目的とするものではなく、極めて公共性の高い業務である。このため、電力広域機関が広域系統整備計画を実施する事業者に対して実施する金銭貸付について、法人税法施行令において収益事業に該当しない金銭貸付業として位置付ける。</p>											

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進</p> <p>○改正電気事業法（第二十八条の四十九・第二十八条の四十）（整備等計画の認定）</p> <p>第二十八条の四十九 広域系統整備計画（前条第三項又は第五項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）に定められた電気工作物であつて経済産業省令で定める規模以上のものの整備又は更新を実施しようとする一般送配電事業者又は送電事業者は、単独で又は共同して、その整備又は更新に関する計画（以下「整備等計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（業務）</p> <p>第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～五の二（略）</p> <p>五の三 第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、第二十八条の五十第一項に規定する認定整備等事業者に対し、同条第二項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。</p> <p>○GX 実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）</p> <p>2. エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX に向けた脱炭素の取組</p> <p>5) カーボンニュートラルの実現に向けた電力・ガス市場の整備</p> <p>マスタープランに基づき、費用便益分析を行い、地元理解を得つつ、道路、鉄道網などのインフラの活用も検討しながら、全国規模での系統整備や海底直流送電の整備を進める。地域間を結ぶ系統については、今後10年間程度で、過去10年間と比べて8倍以上の規模で整備を加速すべく取り組み、北海道からの海底直流送電については、2030年度を目指して整備を進める。さらに、系統整備に必要な資金調達を円滑化する仕組みの整備を進める。</p>
		政策の達成目標	広域連系システムのマスタープランに基づき、我が国における大規模電力系統整備を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期限の定めなし
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	電力広域機関は、2050年カーボンニュートラル実現も見据えた将来的な電力系統の絵姿として、2023年3月にマスタープランを策定した。今後、マスタープランを踏まえて整備内容を具体化し、個別の計画を策定しながら、中長期的に複数の計画に基づく系統整備を行っていく。現時点では、このうち最初の計画として、北海道と本州をつなぐ海底直流送電網等の整備計画の具体化を進めている。



	有効性	要望の措置の適用見込み	現時点で電力広域機関から民間事業者への金銭貸付が予定されている計画は1件（北海道～本州間の海底直流送電） 今後、その他の地域においても計画策定が完了次第、系統整備が進んでいくものと見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本制度の措置により、広域系統整備計画を実施する民間事業者の資金調達が円滑に進むことで、大規模系統整備の促進に繋がる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	電力広域機関による金銭貸付は、電気事業法に基づく電力の安定供給及び再生可能エネルギー大量導入の観点から公共性が高いとして経済産業大臣による認定を受けた整備事業者を対象を限定して実施されることとしており、公共性の観点から著しく効果が見込まれる系統整備に限定して支援を行うための制度設計がなされている。		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項目名	小規模企業等に係る税制のあり方の検討		
税目	所得税		
要望の内容	<p>持続的経営や成長志向の活動を行う個人事業主を含む小規模事業者が直面する事業承継や事業主報酬などの課題を踏まえ、その振興を図る観点から、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</p> <p>なお、令和5年度税制改正大綱においても、小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税バランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。」とされている。</p>		
内容		<p>平年度の減収見込額</p> <p>（制度自体の減収額）</p> <p>（改正増減収額）</p>	<p>— 百万円</p> <p>（ — 百万円）</p> <p>（ — 百万円）</p>

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>例えば、法人の場合は、一定の条件を満たす事業主給与の損金算入が認められ、かつ給与所得控除の額が所得金額に応じて遡増する仕組みになっていることに比べ、個人の場合は、青色申告特別控除は所得金額に関わらず定額の控除であり、事業所得を得るために要する個人事業主の「勤労」への評価を反映していないとの指摘がある</p> <p>そのため、個人事業主の事業主報酬に係る勤労性に配慮しつつ、その振興を図る観点から、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>上記「政策目的」に同じ。</p>		
	今回の要望（租税特別措置）に関	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>7. 中小企業及び地域経済の発展</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>—</p>	
		<p>同上の期間中の達成目標</p> <p>—</p>	

		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	<p>シャウブ勧告においては、当時給与所得者に認められていた勤労控除について、「所得の大部分が財産の所有に起因するのではなく、個人の努力によって得られたという点において、農業所得および中小商工所得にも同様に適用されるべきである」とされている。</p> <p>また、令和5年度税制改正大綱においても、小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税バランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。」とされており、妥当である。</p>
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁創業・新事業促進課）

項目名	産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長																	
税目	登録免許税 租税特別措置法第80条第2項 租税特別措置法施行規則第30条の2第4項																	
要望の内容	産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置を令和8年3月31日まで延長する。																	
	(1) 対象者 創業支援等事業計画の認定を受けた市区町村において、特定創業支援等事業の支援を受けた創業前の個人及び創業後5年未満の個人																	
	(2) 軽減措置 ①事業を営んでいない個人が株式会社、合同会社、合資会社、合名会社の設立に要する登録免許税の軽減措置																	
	②創業5年未満の創業者が株式会社、合同会社、合資会社、合名会社の設立に要する登録免許税の軽減措置																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 958 619 1055">租税特別措置法第80条第2項</th> <th data-bbox="619 958 810 1055">措置の内容</th> <th data-bbox="810 958 983 1055">通常の税率・額</th> <th data-bbox="983 958 1474 1055">強化法の特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 1055 619 1151">1号</td> <td data-bbox="619 1055 810 1151">株式会社の設立</td> <td data-bbox="810 1055 983 1151">0.7%</td> <td data-bbox="983 1055 1474 1151">0.35% (当該金額が7.5万円に満たない場合は1件につき7.5万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1151 619 1247">2号</td> <td data-bbox="619 1151 810 1247">合名会社 合資会社の設立</td> <td data-bbox="810 1151 983 1247">6万円</td> <td data-bbox="983 1151 1474 1247">3万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1247 619 1346">3号</td> <td data-bbox="619 1247 810 1346">合同会社の設立</td> <td data-bbox="810 1247 983 1346">0.7%</td> <td data-bbox="983 1247 1474 1346">0.35% (当該金額が3万円に満たない場合は1件につき3万円)</td> </tr> </tbody> </table>	租税特別措置法第80条第2項	措置の内容	通常の税率・額	強化法の特例	1号	株式会社の設立	0.7%	0.35% (当該金額が7.5万円に満たない場合は1件につき7.5万円)	2号	合名会社 合資会社の設立	6万円	3万円	3号	合同会社の設立	0.7%	0.35% (当該金額が3万円に満たない場合は1件につき3万円)	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>－ 百万円 ( ▲5,000 百万円の内数) ( － 百万円)</p>
租税特別措置法第80条第2項	措置の内容	通常の税率・額	強化法の特例															
1号	株式会社の設立	0.7%	0.35% (当該金額が7.5万円に満たない場合は1件につき7.5万円)															
2号	合名会社 合資会社の設立	6万円	3万円															
3号	合同会社の設立	0.7%	0.35% (当該金額が3万円に満たない場合は1件につき3万円)															

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>日本の開業率は、令和元年度時点で4.2%と、米国・英国の半分以下となっており、引き続き更なる創業の促進に向けた施策が必要である。特に地方の開業率は大都市圏と比較して低く、地域経済の活性化に繋がっていない。そのため、地域の需要を捉え、地域に密着した創業者を増やし、地域経済を活性化させていくことが重要である。</p> <p>令和2年7月17日に閣議決定されている成長戦略フォローアップ2020では、開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指すことが示されている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画は、令和5年6月末で1,320計画、1,479自治体が国の認定を受けており、全国に広がっている。</p> <p>本認定計画は、潜在的創業希望者を掘り起こして地域内の創業を促進し、伴走型支援により創業者の事業の成長や経営を安定させることで、地域内に創業者のロールモデルを創出し、その結果新たな創業者を創出する好循環の構築を目的としている。</p> <p>本措置は、創業時の設立手続にかかるコストを軽減するとともに、本認定計画を活用した地域の創業を促進するものであり、政策目標の達成に向けて、本措置を講ずることで、我が国創業者の事業拡大や経営安定を早期に促し、地域経済の活性化を推進していく必要がある。</p>																												
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>7. 中小企業及び地域経済の発展</p>	<p>開業率が米国・英国レベルの10%台になることを目指す。</p> <p>『成長戦略フォローアップ2020』（令和2年7月17日閣議決定） 《KPI》開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す</p> <p>※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）</p> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>政策目標の達成状況</p> <table border="1" data-bbox="560 1641 855 2051"> <tr><td>・開業率</td><td></td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>4.4%</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>5.1%</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>4.2%</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>4.4%</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>5.6%</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>5.6%</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>5.2%</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>4.9%</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>4.8%</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>4.6%</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>4.5%</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>4.5%</td></tr> </table>	・開業率		令和3年度	4.4%	令和2年度	5.1%	令和元年度	4.2%	平成30年度	4.4%	平成29年度	5.6%	平成28年度	5.6%	平成27年度	5.2%	平成26年度	4.9%	平成25年度	4.8%	平成24年度	4.6%	平成23年度	4.5%	平成22年度	4.5%
・開業率																													
令和3年度	4.4%																												
令和2年度	5.1%																												
令和元年度	4.2%																												
平成30年度	4.4%																												
平成29年度	5.6%																												
平成28年度	5.6%																												
平成27年度	5.2%																												
平成26年度	4.9%																												
平成25年度	4.8%																												
平成24年度	4.6%																												
平成23年度	4.5%																												
平成22年度	4.5%																												



		<p>平成 21 年度 4.7%  (出典：厚生労働省資料 雇用保険事業年報)</p> <p>・開業率</p> <p>令和 2 年 4.4%  令和 元 年 4.4%  平成 30 年 4.4%  平成 29 年 4.5%  平成 28 年 4.4%  平成 27 年 4.3%  平成 26 年 4.2%  平成 25 年 3.8%  平成 24 年 3.6%  平成 23 年 3.5%  平成 22 年 3.4%</p> <p>(出典：法務省資料 民事・訟務・人権統計年報 及び 国税  庁資料 国税庁統計年報書)</p>
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>(適用期間内における適用事業者数)</p> <p>令和 6 年度 3,085  令和 7 年度 3,761</p>
	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>我が国の開業率は米国・英国と比較すると半分程度にとどまっている中で、創業期における大きな課題として、資金調達が挙げられている。</p> <p>一般的に、創業者は信用力も低く資金調達が困難なケースが多い。また我が国における創業手続きにかかるコストは他の先進国と比べて高いことから株式会社等設立時の登録免許税の軽減措置を講じることにより、創業期の資金調達コストを低減させるとともに、予算措置、金融措置等を合わせて講じること、他の先進国並みでの創業を可能とする環境を整備し、創業を促進する。</p>
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>	<p>—</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>○創業支援等事業計画機能強化事業（中小機構運営費交付金）  ○地域創業等支援事業（中小機構運営費交付金）  ○地域中小企業普及啓発事業（中小機構運営費交付金）</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>上記の予算は、将来的に創業者となる人材を輩出するため、教育現場での起業家教育を推進する事業及び創業支援等事業計画の認定自治体における創業支援の質の向上等を図る事業、成長を目指す企業をアクセラレーションする事業、創業機運を醸成する普及啓発事業であり、本措置や金融措置等を含め、一体となって政策目標の達成を目指すものである。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>k</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>【適用件数】          令和2年度 1,388件          令和3年度 1,958件          (出典：法務省資料 第3表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額)          令和4年度 2,078件          (出典：経済産業省調べ 法務省報告から算出 令和5年7月時点)</p> <p>【減収額】          令和2年度 89.2百万円          令和3年度 127.3百万円          (出典：法務省資料 第3表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額)          令和4年度 137.3百万円          (出典：経済産業省調べ 法務省報告から算出 令和5年7月時点)</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>登録免許税の軽減措置を講ずることにより、新たな事業を行う際に要する費用を軽減し、創業を促進することは、我が国産業の競争力強化に有効な手段である。</p> <p>本措置は、今後より多くの市区町村の創業支援体制の整備を後押しし、且つ全国に広がる「特定創業支援等事業」を通じ、継続性の高い創業者等を生み出す効果が期待でき、創業数の一定の増加が見込まれる。</p> <p>これにより、地域経済の活性化、ひいては我が国の経済の活性化につながる。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>・中長期的に開業率を英米並に増加させる。</p> <p>※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>雇用保険事業年報に基づく開業率は、平成29年度までは増加傾向にあったが、平成30年度以降減少に転じている。特に、全体に占める割合が大きい建設業においては、震災復興やオリンピックに関連する事業者数の増加が落ち着いたこと等を背景に、新規開業者の数が減少したことによる影響が大きい。</p> <p>また、民事・訟務・人権統計年報及び国税庁統計年報に基づく開業率は、2017年までは上昇傾向であったが、2018年はほぼ横ばいとなっている。</p> <p>一方で、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体は、令和5年6月末時点で、全国1,724市区町村の内1,479市区町村となり、認定自治体の割合は85.8%、総人口カバー率は98%となっており、全国で創業支援体制の整備が進んでいる。本認定計画において位置づけている特定創業支援等事業を受けた創業者数及び本措置の適用件数は増加し続けており、開業率の下支えにつながっている。</p>
これまでの要望経緯	<p>平成26年度 創設          平成28年度 拡充(地域の創業の好循環効果を生み出すという観点から、対象者に創業後5年未満の者を追加、合同会社、合資会社、合名会社の設立を追加)          平成30年度 2年間延長          令和2年度 2年間延長          令和4年度 2年間延長</p>	

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（経済産業省中小企業庁事業環境部企画課）

項目名	中小企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長		
税目	法人税 租税特別措置法42条の12の5 租税特別措置法施行令第27条の12の5 所得税 租税特別措置法10条の5の4 租税特別措置法施行令第5条の6の4		
要望の内容	<p><b>【制度の概要（現行の要件）】</b>                  青色申告を提出する中小企業者等が国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額から1.5%以上増加している場合、その中小企業者等の雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できる。                  さらに、次の要件を満たす場合には、それぞれ税額控除率が加算される。                  ① 雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額から2.5%以上増加している場合は15%加算                  ② 教育訓練費の額が前期の教育訓練費の額から10%以上増加している場合は10%加算                  なお、税額控除を受ける金額は当期の法人税額の20%を限度とする。</p> <p><b>【要望の内容】</b>                  今年の30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、少子化対策にもつながる「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、本税制の延長期間を長期化する。                  加えて、赤字の中小企業者等や黒字が十分でない中小企業者等の賃上げを促進するため、税額控除額が上限を超えた場合に、控除しきれなかった金額の繰越しを認める措置を設ける。                  さらに、仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する控除率の上乗せ措置を創設する。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	精査中 百万円 (▲145,051 百万円) (▲164,000 百万円の内数)	

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 我が国雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むことで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大に取り組む。</p> <p>(2) 施策の必要性 今年の春闘の賃上げ率は30年ぶりの高水準となったが、これを一過性のものとすることなく、構造的・持続的な賃上げにつなげることが重要。 中小企業が優秀な人材を確保し、生産性の向上や将来の成長につなげていくためには、赤字や黒字が十分でないなど足元の業況が厳しい中でも賃上げを行うインセンティブを高める必要がある。 さらに、我が国の最重要課題である少子化問題の根本原因である若者・子育て世代の所得の低さの改善を図る観点から、所得向上と、仕事と子育ての両立や女性活躍への支援の両方を追求する企業に対する賃上げを後押しすることが必要。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する</p>	<p>合理性</p>	<p>7. 中小企業及び地域経済の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2023 第2章 新しい資本主義の加速 1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成 (家計所得の増大と分厚い中間層の形成) 今年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなった。この賃上げの流れの維持・拡大を図り、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む。 中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計</p>

画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や価格交渉の支援を行う。

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」

(7) 多様性の尊重と格差の是正

② 中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等

中小・小規模企業の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。

i) 適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進

中小・小規模企業の賃上げ実現には、物価上昇に負けない、適切な賃上げ原資の確保を含めて、適正な価格転嫁の慣行をサプライチェーン全体で定着させていく必要がある。このため、優越的地位の濫用に関する 11 万名を超える規模の特別調査の実施、重点 5 業種に対する立入調査の実施等、より一層、転嫁対策、下請取引の適正化に取り組む。業界団体にも、自主行動計画の改定・徹底を求める。また、特に労務費の転嫁状況については、政府は、公正取引委員会の協力の下、業界ごとに実態調査を行った上で、これを踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。

ii) 中小・小規模企業が生産性向上支援策の推進

中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。

また、自動車産業において行われている「ミカタ」プロジェクト等を参考に、サプライヤーの人材に対するリ・スキリングの実施とこれらの中小・小規模企業向け補助金による一体的な支援の他分野への横展開を図る。

政策の達成目標

赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど、我が国雇用の 7 割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大を目指す。

租税特別措置の適用又は延長期間

「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延長期間を長期化する等の措置を講ずる。

同上の期間中の達成目標

赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど、我が国雇用の 7 割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大を目指す。

政策目標の達成状況

○雇用者報酬、名目／内閣府「GDP 統計」

年度	平成 28	29	30	令和元	2	3
雇用者報酬 (兆円)	268	274	282	288	284	289

年度	平成 22	23	24	25	26	27
雇用者報酬 (兆円)	251	252	251	253	258	262

(参考1：達成目標の一要素としての「賃上げ率」)  
 平成25年度に創設された本税制措置の成果もあり、平成26年度以降は、従来の低水準の賃上げ率から脱却し、高水準の賃上げが行われてきた。令和5年度は30年ぶりの高水準となったが、これを一過性のものにすることなく、構造的・持続的な賃上げにつなげる必要がある。

※春季生活闘争による賃上げ率／従業員数300人未満企業／日本労働組合総連合会「第7回(最終)回答集計」

年	令和元	2	3	4	5
賃上げ率(%)	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23

年	平成26	27	28	29	30
賃上げ率(%)	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99

年	平成22	23	24	25
賃上げ率(%)	1.47	1.53	1.52	1.53

(参考2：達成目標の一要素としての「雇用者数」)  
 総務省の労働力調査によると、従業員数500人未満企業の雇用者数はコロナ禍の影響から回復の途上にある。着実な雇用の回復はマクロの所得にプラスであることから、賃上げだけでなく、雇用も支える必要性がある。

※雇用者数／従業員数500人未満企業※非農林業／総務省「労働力調査」

年度	平成28	29	30	令和元	2	3	4
雇用者(万人)	3,496	3,510	3,535	3,546	3,522	3,491	3,501

年度	平成22	23	24	25	26	27
雇用者(万人)	3,477	3,460	3,427	3,435	3,443	3,468

○個人消費の拡大  
 ※家計最終消費(除く持ち家の帰属家賃)名目／内閣府「GDP統計」

年度	平成28	29	30	令和元	2	3
家計最終消費(兆円)	243	249	252	250	231	240

年度	平成22	23	24	25	26	27
家計最終消費(兆円)	230	230	232	242	242	245

有効性  
 要望の措置の適用見込み  
 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)

精査中  
 「構造的・持続的な賃上げ」を実現し、個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う「成長と分配の好循環」の実現が図られる。

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	「赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど、我が国雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大を目指す」という政策目的を達成するには、赤字や黒字が十分でない企業を含め、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	○適用事業者数 令和元年度 118,583 件 令和2年度 93,229 件 令和3年度 131,517 件 (出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」)  ○減収額実績 令和元年度 1,153 億円 令和2年度 833 億円 令和3年度 1,451 億円 (出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」)
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項：42条の12の5第2項 適用件数：131,517 件 適用額：1,451 億円 ※令和3年度の適用状況
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本税制措置の成果もあり、多くの企業において、平成26年度以降高水準の賃上げが行われている。また雇用者報酬の増加、消費拡大が確認できる。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

<p>これまでの 要望経緯</p>	<p>平成25年度 新設 平成26年度 延長 平成27年度 拡充 平成28年度 拡充 平成29年度 拡充 平成30年度 延長 令和3年度 延長 令和4年度 延長 令和4年度 拡充</p> <p>(平成29年度末まで)、 (雇用者給与等支給増加割合の要件緩和等) (雇用者給与等支給増加割合の要件緩和) (雇用促進税制との併用禁止解除) (中小企業に対する控除率の強化) (令和2年度末まで)、 (要件見直し、基準年度の撤廃) (令和4年度末まで) (継続雇用者要件から給与総額要件に変更) (令和5年度末まで) (要件見直し、控除率の強化)</p>
<p>担当部局 (課)及び 担当者</p>	<p>中小企業庁事業環境部企画課 担当課長 宮部 勝弘 (内線 5231) 代表☎03-3501-1511 担当補佐 細井 友洋 (内線 5231) 直通☎03-3501-1765 担当者 田中 慎吾 (内線 5231) FAX 03-3501-7791</p>



令和 6 年度 税制改正 要望事項 ( 新設 ・ 拡充 ・ 延長 )

( 経済産業省 経済産業政策局 新規事業創造推進室 )

項 目 名	特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例、特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等（エンジェル税制）の拡充											
税 目	所得税 租税特別措置法第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2、第 37 条の 13 の 3、第 41 条の 19 租税特別措置法施行令第 25 条の 12、第 25 条の 12 の 2、第 25 条の 12 の 3、第 26 条の 28 の 3 租税特別措置法施行規則第 18 条の 15、第 18 条の 15 の 2、第 18 条の 15 の 2 の 2、第 19 条の 11											
要 望 の 内 容	<p>エンジェル税制は、令和 5 年度税制改正で、株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置を創設したが、株式譲渡益が発生した年内に投資を行う必要がある等、課題が残る。</p> <p>創業間もないスタートアップに必要なリスクマネーの供給に当たっては個人からの投資が引き続き重要であり、スタートアップに対する個人からの資金供給を促す観点から更なる利活用拡大のために必要な措置を講じる。具体的には、①株式譲渡益を元手とする再投資期間（現行は同一年内）の延長、②信託を活用して投資事業有限責任組合（LPS）に出資し、スタートアップに投資する場合等の対象化等を検討する。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: right;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">（－</td> <td style="text-align: right;">百万円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">（改正増減収額）</td> <td style="text-align: center;">（－</td> <td style="text-align: right;">百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	－	百万円	（制度自体の減収額）	（－	百万円）	（改正増減収額）	（－	百万円）
平年度の減収見込額	－	百万円										
（制度自体の減収額）	（－	百万円）										
（改正増減収額）	（－	百万円）										
延 長 新 設 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国のスタートアップ・エコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題があり、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状況にある。この内、資金面について、起業家の創出やエンジェル投資家等の個人のリスクマネーによるスタートアップへの投資を強化し、スタートアップ・エコシステムに循環させることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することが重要である。そのために、令和 5 年度税制改正で、株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置を創設したが、株式譲渡益が発生した年内に投資を行う必要がある等、課題が残る。そこでスタートアップに対する個人からの資金供給を促す観点からエンジェル税制の更なる利活用拡大のために必要な措置を講じる。具体的には、①株式譲渡益を元手とする再投資期間（現行は同一年内）の延長、②信託を活用して投資事業有限責任組合（LPS）に出資し、スタートアップに投資する場合等の対象化等を検討する。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進 7. 中小企業及び地域経済の発展</p> <p>【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日閣議決定）】 V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成 5 か年計画の推進</p> <p>2. スタートアップ育成 5 か年計画の推進 （5）スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化</p> <p>⑧スタートアップへの投資を促すための措置 令和5年度税制改正で措置した、保有する株式を売却してスタートアップに再投資する場合の優遇税制を活用し、創業者等の個人からスタートアップへの資金供給を促進する。</p> <p>⑨個人からベンチャーキャピタルへの投資促進 英国の VCT (Venture Capital Trust) では、一定の要件の下、個人から上場ベンチャーファンドに投資した際に、税優遇措置（投資時の税控除、運用益の非課税、法人税の非課税）が与えられており、年間約1兆円の個人資金が VCT に投資されている。VCT からアーリー期の未上場企業への長期投資という性質を踏まえ、流動性（VCT からの買戻し制度）や情報開示（四半期）にも配慮している。 こうした事例も参照し、投資家保護に留意しつつ、個人から上場ベンチャーファンドへの投資を促進するスキーム（日本版 VCT）の具体化について検討を行う。 具体的には、英国及びフランスの事例では投資時の税控除が大きな成功要因の一つとなっていることも踏まえ、エンジェル税制の検討等、優遇税制の投資対象に上場ベンチャーファンドを含めることも含め、個人からベンチャーキャピタルへの投資時の税控除の導入について、必要な措置を検討する。その際、信託からの投資についてもエンジェル税制の対象とすることを検討する。</p>	
		政策の達成目標	スタートアップへの投資額について、2022年度と比較して、5年後の2027年度に10倍を超える規模（10兆円規模）とする。 （スタートアップ育成5か年計画、令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）	
		租税特別措置の適用又は延長期間	期限の定めなし	
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ	
		政策目標の達成状況	令和4年の国内スタートアップの資金調達額：9,459億円 （令和5年7月14日時点、出典：INITIAL）	
		有効性	要望の措置の適用見込み	—
			要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	スタートアップの起業及び創業初期のスタートアップへの投資はリスクが非常に高く、その資金調達は極めて困難。ベンチャーキャピタル等からのまとまった資金調達までに重要な役割を果たすのがエンジェル投資家と呼ばれる個人からの投資であり、そのようなリスクを取った個人からの出資を後押しし、スタートアップの資金調達環境を整備することは非常に重要。

相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本施策は、個人からスタートアップの起業・投資を促進するものであり、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>【税制適用を受けた投資額】</p> <p>※直近5年間の実績を記載</p> <p>※令和5年3月31日時点の実績であり、過年度申請が行われた場合、変動する可能性がある。</p> <p>平成30年度：約54億円</p> <p>令和元年度：約78億円</p> <p>令和2年度：約89億円</p> <p>令和3年度：約153億円</p> <p>令和4年度：約119億円</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	平成9年度の税制創設時から種々の改正を行っており、特に、令和2年度改正において、株式投資型クラウドファンディングによる投資も税制の適用対象とするなど時代の変化に対応した制度とすることで一定の効果は見られた。引き続き税制措置によって個人からのリスクマネー供給を促進し、スタートアップの成長を支援することは重要。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

<p>これまでの 要望経緯</p>	<p>平成 9 年度 創設  平成 12 年度 拡充 (売却益圧縮の特例、対象要件の拡充)  平成 14 年度 拡充 (投資事業組合経由にも適用)  平成 15 年度 拡充 (取得費控除制度の創設、対象要件の拡充)  平成 16 年度 拡充 (経済産業大臣認定制度導入 (認定対象：投資事業有限責任組合のみ)、売却益圧縮特例の拡充)  平成 17 年度 延長 (売却益圧縮特例の延長)  平成 19 年度 延長、拡充 (売却益圧縮特例の延長、要件及び手続の拡充)  平成 20 年度 拡充、縮減 (所得控除制度創設、売却益圧縮特例の廃止)  令和 2 年度 拡充、縮減 (対象要件の拡充、経済産業大臣認定制度の認定対象の拡充 (少額電子募集取扱業者の追加)、所得控除制度の縮減、申請書類の一部削減)  令和 5 年度 拡充 (株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置の創設等、申請書類の一部削減)</p>
-----------------------	---

令和6年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 新規事業創造推進室）

項目名	個人から上場ベンチャーファンドへの投資促進に係る税制措置の創設											
税目	所得税											
要望の内容	<p>個人がミドル・レイター期を含むスタートアップに投資を行うことができる環境を整備するため、東京証券取引所のベンチャーファンド市場に上場する投資法人に対する個人からの投資等に対して、税制上の優遇措置を創設する。</p> <table border="1" data-bbox="887 831 1503 1001"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>( —</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>( —</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	( —	百万円)	(改正増減収額)	( —	百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	( —	百万円)										
(改正増減収額)	( —	百万円)										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>ミドル・レイター期を含むスタートアップに対する個人による上場ベンチャーファンドを通じた投資を促進することで、スタートアップが非上場のまま大規模な資金調達を行い、ユニコーン企業へと成長できる環境を整備することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することが重要である。</p> <p>これまで、創業期のスタートアップにおける資金調達については、エンジェル税制による優遇措置なども含めて一定の環境整備が進められているところ、ユニコーン企業として飛躍的な成長を遂げるために必要な、ミドル・レイター期の大規模な資金調達が可能な環境の整備については、資金の出し手が少なく大きな課題となっている。</p> <p>そこで、2,000兆円を超える規模の個人金融資産の一部をスタートアップ・エコシステムに振り向けることにより、ミドル・レイター期へのスタートアップの資金供給の担い手を創出することが適当である。</p> <p>ここで、個人がミドル・レイター期のスタートアップに直接投資を行うことは求められる資金量や株主管理の観点等から困難であるため、個人の資産を集約する投資ビークルを有効活用すべきであるところ、非上場企業に投資する投資法人のための市場として東京証券取引所のベンチャーファンド市場が存在する。しかし、当該ベンチャーファンド市場における上場銘柄は過去に2銘柄存在していたのみでありその役割を十分に果たしているとは言えないところ、税制上の優遇措置を新たに創設することにより、その活用を促進し、ミドル・レイター期を含めたスタートアップに対する個人からの資金調達環境を整備したい。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進</p> <p>【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日閣議決定）】</p> <p>V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成5か年計画の推進</p> <p>2. スタートアップ育成5か年計画の推進</p> <p>（5）スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化</p> <p>⑨個人からベンチャーキャピタルへの投資促進</p> <p>英国の VCT (Venture Capital Trust) では、一定の要件の下、個人から上場ベンチャーファンドに投資した際に、税優遇措置（投資時の税控除、運用益の非課税、法人税の非課税）が与えられており、年間約1兆円の個人資金が VCT に投資されている。VCT からアーリー期の未上場企業への長期投資という性質を踏まえ、流動性（VCT からの買戻し制度）や情報開示（四半期）にも配慮している。</p> <p>こうした事例も参照し、投資家保護に留意しつつ、個人から上場ベンチャーファンドへの投資を促進するスキーム（日本版 VCT）の具体化について検討を行う。</p> <p>具体的には、英国及びフランスの事例では投資時の税控除が大きな成功要因の一つとなっていることも踏まえ、エンジェル税制の検討等、優遇税制の投資対象に上場ベンチャーファンドを含めることも含め、個人からベンチャーキャピタルへの投資時の税控除の導入について、必要な措置を検討する。その際、信託からの投資についてもエンジェル税制の対象とすることを検討する。</p>
		政策の達成目標	スタートアップへの投資額について、2022年度と比較して、5年後の2027年度に10倍を超える規模（10兆円規模）とする。（スタートアップ育成5か年計画、2022年11月28日新しい資本主義実現会議決定）
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	令和4年の国内スタートアップの資金調達額：9,459億円（令和5年7月14日時点、出典：INITIAL）	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>個人によるスタートアップへの投資に対する他の税制として、エンジェル税制がある。</p> <p>エンジェル税制は、特に資金の集まりにくい創業初期のスタートアップに対する個人投資家からの投資を促進するため、設立年数等の一定要件を満たす特定新規中小企業者に投資を行った個人に対して、所得税の優遇を行うもの。</p>

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本施策は、個人から上場ベンチャーファンドを通じた、主にミドル・レイター期のスタートアップへの投資を促進するものであり、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—	

令和 6 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局産業創造課）

項 目 名	産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置の見直し及び延長		
税 目	登録免許税 租税特別措置法第 80 条第 1 項		
要 望 の 内 容	産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置について、中堅・中小規模の事業者による事業規模拡大等を目的としたグループ化を促進するための措置等を講じるとともに、適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長する。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	精査中 百万円 (▲5,000 百万円 の内数) ( ー 百万円)	



新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

戦略的・抜本的な組織再編・事業再編を強力に推進することにより、国内の過剰供給・過当競争構造を解消し、産業の新陳代謝の促進を通じた我が国産業の競争力強化を図る。

(2) 施策の必要性

グローバル化の進展やデジタル革命により不連続かつ急激に経営環境が変化中、企業がイノベーションによる付加価値の創出や生産性の向上を通じ持続的な成長を実現していくためには、既存の事業の収益性を深化しつつ、新たな成長分野を探索する所謂「両利きの経営」を目指し、貴重な経営資源をコア事業の強化や自前主義によらず将来の成長事業への投資に集中させるという不連続の事業ポートフォリオの見直しが必要とされている。

特に、既存の事業分野とは異なる新規分野への投資を行う場合には、通常、不確実性が高く、大きなリスクを伴うため、新規分野への投資資金を確保する観点からも、事業ポートフォリオの継続的な見直しを通じて資本効率が高い事業ポートフォリオへの転換を実現し、キャッシュフローの充実を図ることがこれまで以上に重要になっている。

こうした中、経済産業省では、これまで産業競争力強化法に基づく事業再編計画や各種税制措置により M&A をはじめとする事業再編を後押ししてきたが、日本企業における事業ポートフォリオ検討の必要性について認識は高まりつつあるものの、複数の事業セグメントを有する企業の利益率が世界的には未だ低く、十分に事業ポートフォリオの組替えが行われていない状況となっている。

「経済産業政策新機軸部会 中間整理（令和4年6月13日公表）」、PBR1を割る企業が東証一部上場企業の半数近くを占めるなど、企業価値を十分伸ばしきれていない現状を踏まえ、企業価値創造に向けた意識改革が必要であり、事業ポートフォリオの見直しとこれに応じた事業再編の実行を随時行うことが重要であることから、事業再編実務指針を参考に、事業ポートフォリオに関する基本的な方針や見直しの状況について検討し、公表することを企業に求めることとしている。

こうした状況を踏まえれば、引き続き我が国経営者の事業再編に係る「決断」を促すことが必要であり、再編行為に伴う登録免許税の税率軽減を措置し、事業ポートフォリオの見直しと事業再編を円滑化することで、我が国事業者の生産性向上を推進していく必要がある。

また、我が国の産業競争力をさらに加速していくためには、大企業を上回る売上高等の伸びがあるなど、日本経済・地域経済の牽引役として期待される中堅・中小企業の成長を後押しすることが重要である。このため、成長志向の中堅・中小企業が規模拡大等を目的として、複数の事業者を合併等によりグループ化し、経営効率化や経営資源の集約化によるシナジー効果を発揮していく取組を重点的に支援することが重要である。

以上の理由から、中堅・中小規模の事業者による規模拡大等を目的としたグループ化を促進するための措置等を講じるとともに、本税制の適用期限を令和9年3月31日まで延長する。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進
		政策の達成目標	認定事業再編計画に基づく政策支援を通じて、事業再編による経営資源の有効活用により、事業者の生産性の向上を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）
		同上の期間中の達成目標	令和8年度に、事業者の生産性（ROIC(投下資本利益率)）を令和5年度より2%、有形固定資産回転率（売上高/有形固定資産＋ソフトウェア）を令和5年度より5%向上させる。
	政策目標の達成状況	<p>○ROIC（投下資本利益率）の実績  2019年度（令和元年度）10.2%  2020年度（令和2年度）9.4%  2021年度（令和3年度）9.5%</p> <p>※SPEEDA 上場企業データに基づき、以下のとおり算出  ROIC＝（営業利益＋減価償却費＋研究開発費）÷（有利子負債残高＋自己資本）</p> <p>○有形固定資産回転率の実績  2019年度（令和元年度）2.84  2020年度（令和2年度）2.57  2021年度（令和3年度）2.64</p> <p>※財務省法人企業統計に基づき、以下のとおり算出  有形固定資産回転率＝売上高÷有形固定資産＋ソフトウェア</p>	
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和6年度～令和8年度 22件程度／年 ※既存制度による件数のみ
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)		現在までに産業競争力強化法に基づき主務大臣の認定を受けた事業再編計画124件のうち、123件の計画が登録免許税率の軽減措置を活用しており、活用割合が高い施策である。また、単に事業再編を行うだけでなく生産性向上や新サービス開発等の取組を実施する事業者に対して税制を適用する仕組みとしていることで、我が国産業競争力の強化に寄与しているものと考えられる。	

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	債権放棄時の資産評価時の損金算入、認定株式分配に係る課税の特例																								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																								
	要望の措置の妥当性	<p>本措置は、生産性の向上のため、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や新たな生産方式の導入などの取組を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、講ずるものである。</p> <p>本措置により、合併や分割等といった事業構造の変更に係る費用を軽減し、新たな取組等を促して生産性の向上を図ることは、我が国産業の競争力強化のための特例措置として妥当である。</p>																								
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績	<p>【登録免許税の軽減措置を利用した計画の認定件数（123件）】 （単位：件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>2014</th> <th>2015</th> <th>2016</th> <th>2017</th> <th>2018</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14</td> <td>14</td> <td>9</td> <td>16</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>19</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	14	14	9	16	8	11	11	19	21						
		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022																
14	14	9	16	8	11	11	19	21																		
<p>【事業再編計画の認定を受けた企業が営む業種（123件）】 （単位：件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>製造業</td><td>43</td></tr> <tr><td>金融業、保険業</td><td>19</td></tr> <tr><td>運輸業、郵便業</td><td>11</td></tr> <tr><td>卸売業、小売業</td><td>9</td></tr> <tr><td>電気・ガス・熱供給・水道業</td><td>8</td></tr> <tr><td>建設業</td><td>7</td></tr> <tr><td>不動産業、物品賃貸業</td><td>7</td></tr> <tr><td>生活関連サービス業、娯楽業</td><td>6</td></tr> <tr><td>情報通信業</td><td>6</td></tr> <tr><td>宿泊業、飲食サービス業</td><td>4</td></tr> <tr><td>サービス業（他に分類されないもの）</td><td>2</td></tr> <tr><td>学術研究、専門・技術サービス業</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	業種	件数	製造業	43	金融業、保険業	19	運輸業、郵便業	11	卸売業、小売業	9	電気・ガス・熱供給・水道業	8	建設業	7	不動産業、物品賃貸業	7	生活関連サービス業、娯楽業	6	情報通信業	6	宿泊業、飲食サービス業	4	サービス業（他に分類されないもの）	2	学術研究、専門・技術サービス業	1
業種	件数																									
製造業	43																									
金融業、保険業	19																									
運輸業、郵便業	11																									
卸売業、小売業	9																									
電気・ガス・熱供給・水道業	8																									
建設業	7																									
不動産業、物品賃貸業	7																									
生活関連サービス業、娯楽業	6																									
情報通信業	6																									
宿泊業、飲食サービス業	4																									
サービス業（他に分類されないもの）	2																									
学術研究、専門・技術サービス業	1																									
		<p>【減収額（見込み含む）】 （単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>2014</th> <th>2015</th> <th>2016</th> <th>2017</th> <th>2018</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,978</td> <td>14,420</td> <td>2,135</td> <td>2,468</td> <td>546</td> <td>4,236</td> <td>5,455</td> <td>3,398</td> <td>4,556</td> </tr> </tbody> </table>	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	1,978	14,420	2,135	2,468	546	4,236	5,455	3,398	4,556						
2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022																		
1,978	14,420	2,135	2,468	546	4,236	5,455	3,398	4,556																		

		※各年度の減収額は、産業競争力強化法の認定に基づく計画の認定年度別に集計したものであるため、実際に登記した時点（登録免許税が軽減される時点）が翌年度になるケースがあり得る。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	登録免許税の軽減措置を講ずることにより、合併や会社分割等に係る資本・資産に係るコストを軽減し、事業再編を促進することは我が国産業の生産性の向上に有効な手段である。昨年度までに事業再編計画の認定を受けた事業者は、124者（全省庁ベース）のうち123者が本税制措置を活用しており、産業競争力強化法に基づいて認定された事業再編計画で、令和4年度までに終了した計画（全40計画）のうち、30計画（経済産業省案件ベース）で生産性向上の基準を達成している。
	前回要望時の達成目標	令和5年度に、事業者の生産性（ROIC（投下資本利益率））を令和3年度より2%、有形固定資産回転率（売上高/有形固定資産＋ソフトウェア）を令和3年度より5%向上させる。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	事業再編計画の認定を受けた事業者は、124者（全省庁ベース）のうち123者が本税制措置を活用しており、産業競争力強化法に基づいて認定された事業再編計画で、令和2年度までに終了した計画（全40計画）のうち、30計画（経済産業省案件ベース）で生産性向上の基準を達成している。また、残りの10計画については市場環境の悪化、原材料費の高騰などの外部要因によるものであり、これらの変化によるやむを得ない計画を除けば目標を達成している。
	これまでの要望経緯	登録免許税率の軽減措置 平成25年度創設（平成26年1月～） 平成28年度2年間延長 平成30年度2年間延長 令和2年度2年間延長 令和4年度2年間延長（生産性の向上要件の見直し）  （同様の措置を講じていた産活法における要望経緯） 平成11年度 創設 平成12年度 税率引き下げ 平成13年度 2年間延長 平成15年度 5年間延長（但し平成18年以後、一部縮減） 平成19年度 措置拡充（対象計画追加） 平成20年度 2年間延長 平成21年度 1年間延長（会社分割に係る不動産移転登記に係る登録免許税のみ） 平成22年度 1年間延長 平成23年度 一部縮減（産活法改正により適用対象が一部変更されたことによる） 平成24年度 1年間延長

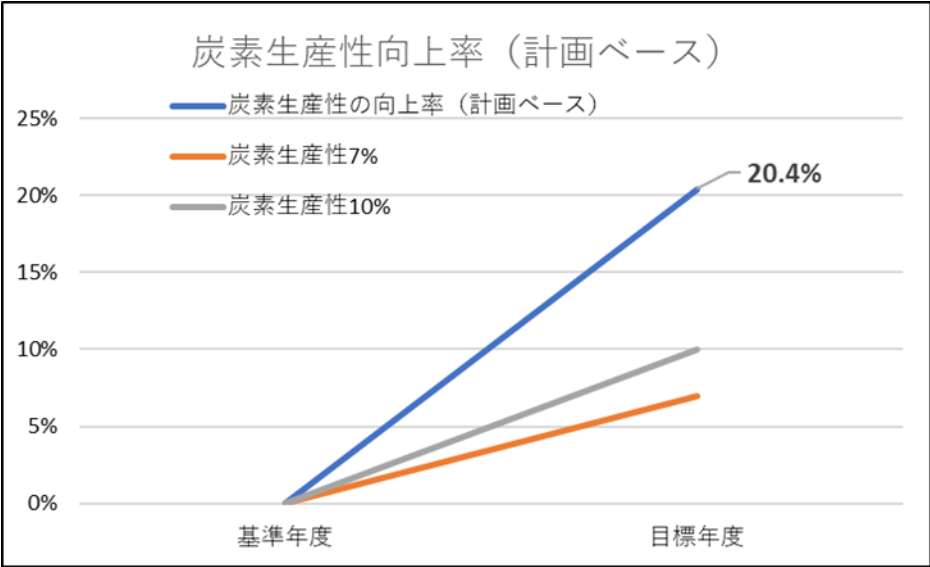
令和 6 年度 税制改正 要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（経済産業省産業技術環境局環境政策課 GX 推進企画室）

項目名	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備等 を取得した場合の特別償却又は税額控除）の拡充及び延長		
税目	所得税 租税特別措置法第十条の五の六 租税特別措置法施行令第五条の六の六 租税特別措置法施行規則五条の十二の三  法人税 租税特別措置法第四十二条の十二の七 租税特別措置法施行令第二十七条の十二の七 租税特別措置法施行規則第二十条の十の三		
要望の内容	① 大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入に関する要望 ・技術進展等の動向を踏まえて、産業競争力強化法第二条十四項に基づき省令で定める需要開拓商品の対象商品を拡充及び見直す。 ・本税制措置の適用期限を長期にわたり延長する。 ・税額控除の繰越制度を新設する。  ② 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入に関する要望 ・生産工程等の脱炭素化と付加価値向上の両立の一層の推進に向けて、産業競争力強化法におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定要件を見直す。 ・本税制措置の適用期限を長期にわたり延長する。 ・税額控除の繰越制度を新設する。		
新設・拡充又は延長を必要	(1) 政策目的 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換する GX の実現を通して、温室効果ガスを 2030 年 46%減（2013 年度比）、2050 年カーボンニュートラルの達成と産業競争力の強化の両立に向けて、大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高い投資を後押しするとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争力を強化する。  (2) 施策の必要性 足下、我が国の温室効果ガスの排出・吸収量は、2013 年度比 20.3%減少しており、2030 年 46%減、2050 年カーボンニュートラルの達成に向けて一定の進捗が見られるものの、GX を通じて目標を達成するためには、我が国の排出量の約 6 割を占める産業部門等における更なる脱炭素化と産業競争力の強化及び技術動向等を踏まえた脱炭素分野の新たな需要を開拓するための設備投資を促進する必要がある。	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 （500 百万円の内数） （ - 百万円）

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進</p> <p>○ 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日） 2050年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかねばならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。 具体的には、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、温室効果ガス削減効果の高い製品の早期の市場投入による新需要の開拓や、足下の生産工程等の脱炭素化を促進する税制措置を創設する。</p>
		政策の達成目標	GXを通して2030年度の温室効果ガス46%削減目標及び2050年カーボンニュートラルを実現する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	長期間にわたる適用期間での措置を講じる。
		同上の期間中の達成目標	2030年度46%削減目標等を達成すること。
		政策目標の達成状況	<p>2021年度の温室効果ガスの排出・吸収量は、11億2,200万トンで、2020年度比2.0%増加（+2,150万トン）、2013年度比20.3%減少（▲2億8,530万トン）。</p> <p>（出典）環境省「2021年度（令和3年度）温室効果ガス排出・吸収量」</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本税制措置の適用を受ける事業者は、エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与することが見込まれる商品の生産に専ら使用される設備または生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入について、特別償却又は税額控除措置を受けることにより、投資初年度の資金負担が軽減されるため、積極的な設備投資が促進</p>	

		<p>される。今回、本措置の対象となる商品について、近年の技術進展等の動向を踏まえて拡充・見直しを行うことで、脱炭素効果が高く、今後の市場拡大が見込まれる商品の生産・供給の拡大につなげるとともに、真に 2030 年目標等に資する炭素生産性を向上させる取組を後押しする。</p> <p>また、市場がまだ確立されていない分野や生産プロセスを大きく転換する大規模な設備投資は、検討から投資判断に至るまで、また投資判断から実際に投資が行われるまで長い期間が必要となる。他方で、現行の3年間の適用期間では十分な検討が行えない場合があることから、こうした脱炭素に係る企業の設備投資について、十分な検討期間を確保するため、適用期間を長期にわたって延長することによって、大規模な脱炭素化投資を抜本的に促進する。</p> <p>加えて、企業の決算が赤字の場合や税額控除額が法人税額の控除限度額を超える場合があることから、企業の投資判断に税メリットを考慮することが難しい。今回、税額控除の適用を繰り越し可能な措置を創設することにより、GX に積極的に投資する企業が税メリットを享受できる可能性を上げることで、大規模な脱炭素化投資を抜本的に促進する。</p>
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本税制措置の適用を受けるためには、</p> <p>① 産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受ける必要があり、</p> <p>② 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備については、①に加え、税制の適用を受ける設備自体が炭素生産性を1%以上向上させるものに限定している。</p> <p>化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減（2013年度比）、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、効果の高い設備投資、新たな需要開拓に向けた設備投資を促進する必要がある。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	令和3年度適用実績 【適用件数】6件 【減収額】約87百万円 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和5年2月国会提出))
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	① 根拠条文：租税特別措置法第四十二条の十二の七 ② 適用件数：(特別償却)0件 (税額控除)6件 ③ 適用総額：(特別償却)0円 (税額控除)約87百万円
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	 <p>炭素生産性向上率 (計画ベース)</p> <p>25% 20% 15% 10% 5% 0%</p> <p>— 炭素生産性の向上率 (計画ベース) — 炭素生産性7% — 炭素生産性10%</p> <p>基準年度 目標年度</p> <p>20.4%</p>
	前回要望時の達成目標	2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	2021年度(令和3年度)温室効果ガスの排出・吸収量については、2019年度から3.4%減少しており、2030年度目標の達成及び2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組については一定の進捗が見られる。
これまでの要望経緯	令和3年度：創設	



令和6年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課）

項目名	国内で開発された知的財産から生じる所得に対する優遇税率を適用する制度（イノベーションボックス税制）の創設					
税目	法人税					
要望の内容	我が国の研究開発拠点としての立地競争力を向上し、民間企業の無形資産投資を後押しするため、民間企業の課税所得のうち、我が国で開発した知的財産に由来する所得に対して優遇税率を適用する措置を新たに創設する。					
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td>精査中 百万円 ( - 百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>( - 百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	精査中 百万円 ( - 百万円)	(改正増減収額)	( - 百万円)	
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	精査中 百万円 ( - 百万円)					
(改正増減収額)	( - 百万円)					
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 我が国のイノベーション促進に向けて、海外と比べて遜色ない事業環境を整備し、研究開発成果の社会実装へのインセンティブを設けることで、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を向上させるとともに、特許権や著作権で保護されたソフトウェアをはじめとする無形資産への民間投資を後押しする。</p> <p>(2) 施策の必要性 民間企業が立地選択の意思決定を行う場合、税制優遇措置を含む事業環境は重要な判断基準となっている。 実際、諸外国では2000年代より欧州を中心に、研究開発成果を知財化し、その知財を社会実装することにより得られた収益に対して優遇税率を適用する、すなわち「アウトプット」に着目した税制であるイノベーションボックス税制が導入されてきている。さらに、イノベーションボックス税制は、近年では中国や韓国、インド、シンガポール等、アジア太平洋諸国においても導入・検討が進んでいる。 各国政府による誘致競争が激化する中、収益性の高い事業であればあるほど税制がないことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトが大きい。近年、我が国でも民間企業による研究開発拠点の海外シフトの動きが顕在化しており、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を強化することが急務。このため、我が国においてもイノベーションボックス税制を創設し、海外と比べて遜色ない事業環境を整備するとともに、民間企業による研究開発成果の社会実装を後押しすることで、国内投資を強力に推進する必要がある。</p>					

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定） 第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 （1）官民連携による国内投資拡大とサプライチェーンの強靱化 （略）国内投資・研究開発を大胆に促進することが不可欠である。（略）知的財産の創出等を促し、我が国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化する。</p> <p>○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日閣議決定） IV. GX・DX への投資 1. レジリエンス上の日本の優位性と国内企業立地促進・高度外国人材の呼び込み （3）横断的環境整備 ①イノベーション環境・インフラの整備 利益の源泉たるイノベーションについても国際競争が進んでおり、民間による無形資産投資を後押しする観点から、海外と比べて遜色なく知的財産の創出に向けた研究開発投資を促すための税制面の検討や、通信やコンピューティング基盤など次世代の付加価値を創造する基盤設備への投資を含めた、イノベーション環境の整備を図る。</p> <p>○ 統合イノベーション戦略 2023（令和5年6月9日閣議決定） 第1章 総論（国家的重要基盤を支援、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術。イノベーション） 2. 科学技術・イノベーション政策の3つの機軸 （3）イノベーション・エコシステムの形成 ③成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大（資金循環の活性化による研究開発投資の拡大） （略）知的財産の創出等を促し我が国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化する観点から、民間企業による知的財産の創出等に向けた研究開発投資を促すための税制を含めた施策の在り方について、引き続き検討を進める。</p>
		政策の達成目標	民間企業による知的財産によるアウトプットへのインセンティブを高め、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期限の定め無し
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
政策目標の達成状況	—		

有効性	要望の措置の適用見込み	本制度の措置により、民間企業による研究開発成果の事業化・社会実装の促進が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>英国では 2013 年にイノベーションボックス税制を導入。同国担当省庁（歳入税関庁）の報告によれば、イノベーションボックス税制の適用を受ける事業者は資本コストが引き下げられ、投資促進につながり、特許を商業化しようとすることから、結果として英国内への投資を 10%増加させる効果が示されている。</p> <p>我が国においても、イノベーションボックス税制を措置し、研究開発環境の国際的イコールフットイングを実現することで、我が国のイノベーション拠点としての競争力を強化するとともに、知的財産の創出に向けた研究開発投資の促進が見込まれる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>我が国では研究開発のアウトプットへのインセンティブとなる税制が存在しない一方、欧州及びアジア各国ではイノベーションボックスを導入し、その考え方が広がりを見せている。</p> <p>現状のままアウトプットに着目した優遇措置を我が国に導入しないとすると、収益性の高い事業を生む可能性の高い研究開発投資であればあるほど、税制がないことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトは大きくなることが想定される。</p> <p>イノベーションボックスを導入し国際的イコールフットイングを図ることにより、我が国のイノベーション環境を整備することができると考えられる。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	—	

令和 6 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課）

項 目 名	技術研究組合の所得の計算の特例の延長		
税 目	法人税 租税特別措置法第 66 条の 10 租税特別措置法施行令第 39 条の 21		
要 望 の 内 容	適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで 3 年間延長する。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	-	百万円 ( ▲100 百万円) ( - 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。

(2) 施策の必要性

技術研究組合は複数の企業・大学・研究機関等による共同研究を目的とした法人である。技術研究組合は比較的短期間で組成することが可能であるとともに、法人格を持つことで安定的な試験研究環境を保持し、中長期的な研究計画等に合意できるため、高度な共同研究を効率よく実施できる。また、研究成果の実用化に向けて技術研究組合を会社化する動きや、従来活用の少なかった半導体分野等の研究開発において活用事例が見られるなど、技術研究組合はオープンイノベーションの促進に引き続き貢献している。

技術研究組合の事業費は賦課金として組合員が負担しているが、設立後早期に大型の研究開発設備の導入が必要となり、多額の投資を行うケースが多い。その際に、賦課金（益金）の額が減価償却の額（損金）を大幅に上回ることになり、この差分に係る税負担が発生すると、研究開発の原資が減少し、円滑な事業遂行に支障が生じかねない。

技術研究組合による共同研究及び研究開発投資の促進に向けて、事業実施にあたって必要となる資産（試験研究用資産）の取得の際の税制上の措置（圧縮記帳制度）を講じることにより、技術研究組合の研究設備の取得を後押しすることが必要である。また、他の非出資制の法人形態においても同様の措置が講じられていることから、他の法人形態との税制上のイコールフットディングにより研究開発体制の自由な選択を可能とすることで、円滑な研究開発環境を整備する必要がある。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及</p> <p>○新しい資本主義グランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 (令和5年6月16日閣議決定)</p> <p>IV. GX・DX等への投資</p> <p>6. 官民連携による科学技術・イノベーションの推進 権威主義的国家による挑戦も顕在化する中で、最終的な勝者を決めるのは、科学技術の力である。科学技術・イノベーションには、感染症・地球温暖化・少子高齢化等、世界が直面する様々な社会的課題を解決する力がある。官民が連携して科学技術投資の抜本拡充を図り科学技術立国を再興する。</p> <p>○統合イノベーション戦略 2023 (令和5年6月9日閣議決定) (3)イノベーション・エコシステムの形成 ③成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大 (資金循環の活性化による研究開発投資の拡大) 第6期基本計画期間中においては、政府の研究開発投資約30兆円、官民の研究開発投資約120兆円の投資目標の達成に向けて、2023年度当初予算までを含めると、政府の科学技術関係予算は合計約21.9兆円に達し、着実に進捗しているが、し烈な国家間競争の中で更なる研究開発投資の拡大に取り組み、国際的な研究開発競争をリードする。あわせて、研究開発税制やSBI R制度、政府事業等のイノベーション化、研究成果の公共調達の促進等の政策ツールを総動員し、民間投資の誘発を図るための必要な措置を講じていく。(以下略)</p>																												
		政策の達成目標	<p>技術研究組合は、イノベーションの創出や成長性の高い成果の創出を目的に、産学官の垣根を超えた共同研究に取り組むものである。</p> <p>本制度の目標は、本税制適用期間中に技術研究組合の新設により技術研究組合の事業費を増加させることである。</p>																												
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年間)																												
		同上の期間中の達成目標	技術研究組合の新設により技術研究組合の事業費を増加させること。																												
		政策目標の達成状況	<p>○技術研究組合の新設数と事業費 令和3年度から令和5年度の技術研究組合の新設数は12件と目標(12件)を達成。他方、同期間中の事業費総額は、令和元年度に大型プロジェクトでの大規模な資産取得があったことから、前適用期間(平成30年度から令和2年度)の事業費総額よりも下回っている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>53,485</td> <td>39,464</td> <td>41,400</td> <td>37,703</td> <td>42,551</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費(百万円)</td> <td>955</td> <td>718</td> <td>726</td> <td>686</td> <td>747</td> </tr> <tr> <td>設立組合数</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>56</td> <td>55</td> <td>57</td> <td>55</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	事業費(百万円)	53,485	39,464	41,400	37,703	42,551	1組合当たり事業費(百万円)	955	718	726	686	747	設立組合数	6	3	4	6	2	組合数	56	55	57
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																										
事業費(百万円)	53,485	39,464	41,400	37,703	42,551																										
1組合当たり事業費(百万円)	955	718	726	686	747																										
設立組合数	6	3	4	6	2																										
組合数	56	55	57	55	57																										

		※令和5年3月までに設立された全組合を対象に実施した調査に基づき算出。令和5年度の設立組合数は8月末現在の実績、組合数は8月末現在における見込み。																
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○適用件数の見込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">過去の実績</th> <th rowspan="2">令和5年度 (見込み)</th> </tr> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数 (組合数)</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年3月までに設立された全組合の適用件数（経産省調査）に基づき記載。</p>	区分	過去の実績				令和5年度 (見込み)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	適用件数 (組合数)	14	12	11	15	9
	区分	過去の実績				令和5年度 (見込み)												
令和元年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度														
適用件数 (組合数)	14	12	11	15	9													
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>令和5年度に経済産業省が実施した調査によると、本税制が廃止された場合に組合運営に影響が生じると回答した組合数は21（アンケート有効対象組合数：38）あり、過半数が影響あり、と回答している。</p> <p>具体的には、「（圧縮記帳制度がなければ）賦課金収益による課税が先行し、その分の費用については、組合員にさらなる賦課金を求めることになる」、「実証研究において、必要不可欠な設備投資に大きな効果がある」、「圧縮記帳制度がなくなることで、研究の品質の犠牲もありうる」等の回答があった。</p> <p>上記の回答を踏まえると、本税制により設備投資を要する大型の研究開発投資を安定的に行うことができ、研究開発の規模・品質の維持に貢献していると認められる。</p> <p>なお、令和5年度における本税制による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果（※）を試算すると、本税制による減収額の約3.8倍となる。</p> <p>※押し上げ効果＝①押し上げ額÷②減収額  ① 押し上げ額＝各組合の損金算入額×各組合の押し上げ率  ② 減収額＝利益法人の適用額×法人税率（23.2%）</p>																	
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																
	要望の措置の妥当性	<p>制度創設後10年以上が経過しているが、現在、オープンイノベーションや研究開発投資の重要性が増している中で、協調領域においてリスクが大きい分野等の研究開発に強みを有する技術研究組合は重要な役割を担っている。最近では技術研究組合と大学等との共同研究も活発化しており、今後も技術研究組合の更なる利活用が期待される。</p>																



		<p>また、技術研究組合の研究開発の対象範囲は幅広い産業に裨益する協調領域であり、研究開発や実用化開発の基盤技術の確立を目指すものであるため、本税制措置を講じることは妥当である。</p> <p>なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上（法人税法第 46 条）で圧縮記帳が認められているが、技術研究組合は本税制により圧縮記帳が認められていることによりイコールフットイングとなっている。</p>																								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>令和元年度から令和 5 年度までの実績を踏まえると、適用件数は概ね安定して推移している。</p> <p>また、自動車、エネルギー、化学等幅広い業種で適用されており、最近では、バイオ、水素、半導体等とさらに広がりつつあり、適用者が特定の業種に偏っているということはない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度 (推計)</th> <th>令和 5 年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>14 (13)</td> <td>12 (14)</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>適用額 (百万円)</td> <td>6,608 (6,606)</td> <td>1,429 (2,453)</td> <td>609</td> <td>985</td> <td>1,129</td> </tr> <tr> <td>減収額 (百万円)</td> <td>90 (899)</td> <td>25 (334)</td> <td>124</td> <td>77</td> <td>89</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元～3 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載、算出。  ※令和 4、5 年度については、令和 5 年 3 月までに設立された全組合の適用件数（経産省調査）に基づき記載。</p> <p>（減収額算定式について）  適用額 × 法人税率（23.2%） × 係数（0.338）  係数：令和元～3 年度「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。  （各年度の利益法人の適用額 / 適用額合計の平均）</p>	区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (推計)	令和 5 年度 (見込み)	適用件数	14 (13)	12 (14)	11	15	9	適用額 (百万円)	6,608 (6,606)	1,429 (2,453)	609	985	1,129	減収額 (百万円)	90 (899)	25 (334)	124	77	89
	区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (推計)	令和 5 年度 (見込み)																				
	適用件数	14 (13)	12 (14)	11	15	9																				
	適用額 (百万円)	6,608 (6,606)	1,429 (2,453)	609	985	1,129																				
減収額 (百万円)	90 (899)	25 (334)	124	77	89																					
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>① 租税特別措置法の条項 第 66 条の 10、第 68 条の 94  ② 適用件数： 11 件（令和 3 年度）  ③ 適用額： 609 百万円（令和 3 年度）</p>																									
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>令和 5 年度に経済産業省が実施した調査によると、本税制があったことにより、技術研究組合による試験研究が円滑に実施できた等の意見が多数存在することから、本税制の存在は、「技術研究組合の新設数と事業費を増加させる」という政策目標の達成に有効であると考えるところ。</p> <p>技術研究組合の事業費について、令和 5 年度（約 412 億円）は令和 4 年度（約 377 億円）より増加する見込みである。</p>																									
前回要望時の達成目標	<p>本税制の適用期間中に技術研究組合を 12 件新設することにより、研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させること。</p>																									

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和3年度から令和5年度における技術研究組合の新設数は12件と目標を達成。他方、同期間における事業費は、令和元年度に大型プロジェクトでの大規模な資産取得があったことから、前適用期間よりも下回っている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和36年度 創設  昭和55年度 適用期限設定 (5年間)  昭和60年度 適用期限延長 (2年間)  昭和62年度 適用期限延長 (2年間)  平成元年度 適用期限延長 (2年間)  平成3年度 適用期限延長 (2年間)  平成5年度 適用期限延長 (2年間)  平成7年度 適用期限延長 (2年間)  平成9年度 適用期限延長 (2年間)  平成11年度 適用期限延長 (2年間)  平成13年度 適用期限延長 (2年間)  平成15年度 適用期限延長 (2年間)  平成17年度 適用期限延長 (2年間)  平成19年度 適用期限延長 (2年間)  平成21年度 適用期限延長 (2年間)  [平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正]  平成23年度 適用期限延長 (2年間)  試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外  平成25年度 適用期限延長 (2年間)  平成27年度 適用期限延長 (3年間)  試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外  平成30年度 適用期限延長 (3年間)  令和3年度 適用期限延長 (3年間)  試験研究用資産の範囲から鉱業権を除外</p>

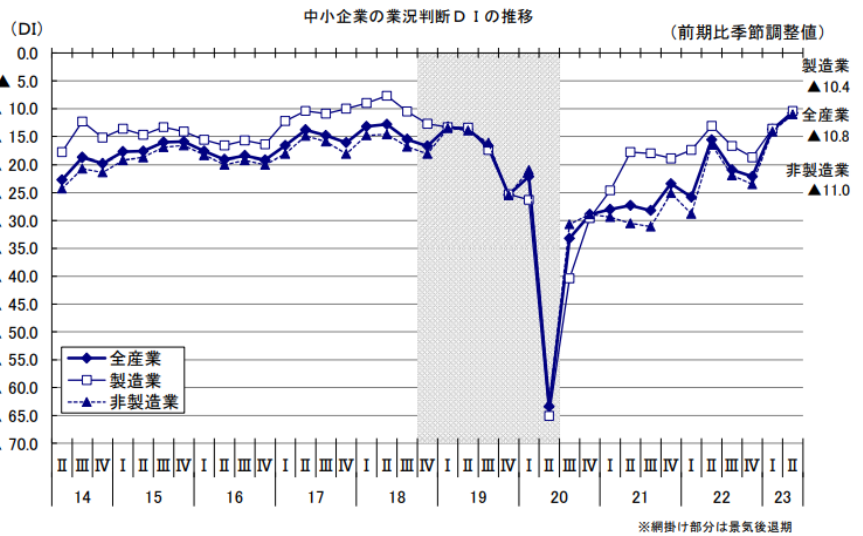
令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項目名	交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長		
税目	法人税 租税特別措置法第61条の4 租税特別措置法施行令第37条の4、第37条の5 租税特別措置法施行規則第21条の18の4		
要望の内容	<p>【要望事項】 適用期限を2年延長する。</p> <p>【制度概要】 中小法人が支出した交際費等について、定額控除限度額（800万円）までの損金算入を認める措置。</p>		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	<p style="text-align: right;">－ 百万円</p> <p style="text-align: right;">( － 百万円)</p> <p style="text-align: right;">( － 百万円)</p>

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業は我が国雇用の 7 割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。こうした中小企業の営業活動の促進を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>一般的に中小企業は、大企業と比較すると、新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られている。そのため、交際費を支出することによって、取引の拡大や事業活動の円滑化を図っており、中小企業にとって交際費は不可欠な販売促進手段となっている。</p> <p>そのため、本税制措置を延長し、地域活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化を支援することが必要である。</p>		
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>7. 中小企業及び地域経済の発展</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>本税制措置は、中小企業の経済活動の活性化を支援することを目的としており、地域の中小企業も含めて景気回復の恩恵が行き渡ることを確認するため、中小企業の業況判断D I（中小企業景況調査）の数値等を参考にする。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで（2 年間）</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>上記「政策の達成目標」に同じ。</p>

新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きが見られているものの、直近の中小企業の業況判断DIは▲10.8（令和5年4～6月）となっている。



（出典）中小企業庁「中小企業景況調査」

政策目標の達成状況

要望の措置の適用見込み

令和6年度 2,332,265社（2,348,159百万円）  
令和7年度 2,332,265社（2,348,159百万円）

有効性

要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）

交際費は取引先との関係維持・拡大、新規顧客の開拓等に必要不可欠な費用であり、交際費について、税制上の優遇を施すことで、営業活動を支援することは手段として有効である。

なお、中小企業庁が実施した委託調査では、交際費の必要性について「交際費等の支出が、経営においてメリットになっていると思う」という回答が71%となっており、交際費の支出が中小企業の事業活動にとって必要不可欠であるということが把握できる。

相当性

当該要望項目以外の税制上の措置

—

予算上の措置等の要求内容及び金額

—

上記の予算上の措置等と要望項目との関係

—

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>企業会計上、交際費は費用として処理されるものであるが、法人税においては租税特別措置により、原則として法人の支出した交際費を損金に算入することは認められていない。これは法人の無駄な支出（冗費）を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置されているものと考えられる。</p> <p>しかしながら、中小企業については、大企業と比較すると、新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られていることから、取引の拡大や事業活動の円滑化の手段として交際費を支出することが事業活動において必要不可欠なものと考えられる。このような観点から、従来から中小企業については、一定の範囲で交際費の損金算入が認められてきたものである。</p> <p>中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在であることから、本税制措置の適用期限を延長することで、中小企業の営業活動を促進し、中小企業の経済活動の活性化を支援することは妥当である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○過去5年間の交際費等支出法人数及び損金算入額（資本金1億円以下）</p> <p>平成30年度 2,327,153社(2,780,092百万円)</p> <p>令和元年度 2,337,377社(2,843,009百万円)</p> <p>令和2年度 2,330,095社(2,405,859百万円)</p> <p>令和3年度 2,376,749社(2,290,459百万円)</p> <p>令和4年度 2,332,265社(2,348,159百万円)</p> <p>(出典)平成30年度～令和3年度 国税庁「会社標本調査」 令和4年度は「会社標本調査」から推計</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>中小企業庁が実施した委託調査では、本税制措置の定額控除限度額(800万円)が小さくなった場合、9.8%の企業が交際費の支出額が減少すると回答した。また、飲食費が減少した場合に生じる悪影響として、12%の企業が「既存顧客との取引の減少」、7.7%の企業が「現状の売上・販売の減少」と回答しており、本税制措置が中小企業の売上高の増加に寄与していることが分かる。</p> <p>これらのことから、中小法人にとって必要不可欠な営業経費である交際費について定額控除限度額までの損金算入を認める本税制措置は中小企業の経営安定化や事業の活性化に寄与しており、有効な税制措置である。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>上記「政策の達成目標」に同じ。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きが見られているものの、直近の中小企業の業況判断DIは▲10.8(令和5年4~6月)となっている。 (上記「政策目標の達成状況」参照)</p>

これまでの  
要望経緯

(昭和 29 年創設)		
	対象法人 (資本金別)	損金算入限度額等
昭和 57 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円)
	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円)
平成 6 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円) × 90%
	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 90%
平成 10 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円) × 80%
	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 80%
平成 14 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 80%
平成 15 年度	1 億円超	全額損金不算入
	1 億円以下	定額控除 (400 万円) × 90%
平成 18 年度	全法人	一人当たり 5000 円以下の飲食費 (社内飲食費を除く) について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。
平成 21 年度 (経済危機 対策)	1 億円超	全額損金不算入
	1 億円以下	定額控除 (600 万円) × 90%
平成 25 年度	1 億円超	全額損金不算入
	1 億円以下	定額控除 (800 万円) (定額控除限度額までの 10%の損金不算入措置を廃止)
平成 26 年度	1 億円超	飲食費 50%まで損金算入
	1 億円以下	定額控除限度額 (800 万円) までの損金算入又は飲食費 50%まで損金算入の選択適用
平成 28 年度	2 年間の延長 (平成 29 年度末まで)	
平成 30 年度	2 年間の延長 (令和元年度末まで)	
令和 2 年度	対象法人から資本金の額等が 100 億円を超える法人を除外した上で 2 年間の延長 (令和 3 年度末まで)	
令和 4 年度	2 年間の延長 (令和 5 年度末まで)	

令和 6 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（ 経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項目名	中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長		
税目	法人税 租税特別措置法第 56 条、租税特別措置法附則第 119 条 租税特別措置法施行令第 32 条の 3、租税特別措置法施行令附則第 47 条 租税特別措置法施行規則第 21 条の 2		
要望の内容	適用期限を 3 年延長する。（令和 9 年 3 月 31 日まで） 中小企業の M&A の実態を踏まえ、手続きについて所要の見直しを行う。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 （ ▲300 百万円） （ — 百万円）	



新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>後継者不在の中小企業は依然として多く、事業承継のための M&amp;A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現するため、中小企業による M&amp;A を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>中小企業が成長するためには、単に設備投資や研究開発等を進めるだけでは足りず、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を進めることで生産性を向上させることが重要。また、後継者不在の中小企業は依然として多く、M&amp;A が全国的に活発化している中、事業承継のための M&amp;A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現することが重要。</p> <p>一方、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとっては、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することが困難なケースもある。また、事業承継を目的とした中小企業同士の M&amp;A では、当事者にとって M&amp;A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが大きい。</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）</p> <p>第 2 章 新しい資本主義の加速</p> <p>5. 地域・中小企業の活性化（中堅・中小企業の活力向上）  地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。具体的には、M&amp;A や外需獲得、イノベーションの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。</p> <p>また、GX、DX、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・生産性向上の支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する 1 万者の支援を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等を呼び込む中小企業（いわゆるゼブラ企業など）の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の人的投資等を通じた成長の促進に取り組む。</p>	
	今回の要望（租	合理性

		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年3月31日まで
		同上の期間中の達成目標	後継者不在の中小企業は依然として多く、中小企業による事業承継のためのM&Aを進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現する。
		政策目標の達成状況	中小企業同士のM&Aでは、当事者にとってM&Aになじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、本税制措置の創設当時（令和3年）から引き続き簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが存在している。そのため、本税制措置によりリスクを軽減する取組を促すことが必要。
	有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制によって中小企業によるM&Aに対する負担を軽減することで、M&Aに伴うリスクを軽減する取組を促す。これによって、先行きが不透明な中でも中小企業によるM&Aが進み、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業生産性向上が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置（登録免許税、不動産取得税の特例）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	・事業承継・事業引継ぎ推進事業（令和4年度第2次補正予算 中小企業生産性革命推進事業 2,000億円の内数） ・事業承継総合支援事業（令和4年度第2次補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 67億円の内数、令和5年度当初予算 157億円の内数）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置等では、中小企業のM&Aに向けて、譲渡/譲受企業のマッチング、M&A時の専門家の活用費用、M&A後の新分野進出に向けた取組を支援している。 他方、M&A後も含めて、中小企業がM&Aを実施することに対するリスク軽減に対する支援が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。
		要望の措置の妥当性	M&Aを図り、中小企業生産性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当。
	適用実績と効果に関連する事項	これまでの租税特別措置の適用実績	<p>【適用数】</p> <p>令和3年度 92件 令和4年度 98件 令和5年度 78件（見込み） （いずれも令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計）</p> <p>【減収額】</p> <p>令和3年度 3,287百万円 令和4年度 3,501百万円 令和5年度 2,787百万円（見込み） （いずれも令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計）</p>

	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	【適用数】 令和3年度 20件 【減収額】 令和3年度 300百万円
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	中小企業同士の M&A では、当事者にとって M&A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、創設当時から引き続き簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが存在している。そのため、本税制措置によりリスクを軽減する取組を促すことが必要。
	前回要望時 の達成目標	地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援することで、業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革を通じた生産性向上を実現する。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理由	中小企業同士の M&A では、当事者にとって M&A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、引き続きリスクが伴う状況。
	これまでの 要望経緯	令和3年度 創設

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項目名	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長			
税目	登録免許税（租税特別措置法第80条第3項、租税特別措置法施行規則第30条の2第5項）			
要望の内容	<p>【要望事項】 適用期限を2年延長する。（令和8年3月31日まで）</p> <p>【制度概要】 認定を受けた経営力向上計画に基づいて合併や会社分割等の再編・統合を行った際に発生する登録免許税を以下のとおり軽減する。</p>			
		通常税率	計画認定による軽減税率	
	不動産の所有権 移転の登記	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
		分割による移転の登記	2.0%	0.4%
		その他の原因による移転の登記	2.0%	1.6%
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ ▲17 百万円） （ — 百万円）		

(1) 政策目的

親族以外への事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することにより、経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図る。

(2) 施策の必要性

平成 29 年には、経営者年齢のピークは 60 代後半であったが、令和 4 年には、この年齢層（70 代前半）の経営者が 3 割程度減少した。

他方で、70 代以上の経営者割合は依然として大きく、コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる。

加えて、今後事業承継を本格的に検討していく 60 代経営者も、平成 29 年と同規模存在している。

このような状況において、平成 30 年に法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充され、平成 31 年に個人事業者向けの事業承継税制が創設されたところ、事業承継をより一層後押しすべく、第三者への事業承継を促す施策を講じる必要がある。

事業承継にあたり、親族以外に事業承継（事業譲渡や M&A など）し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも近年見られる。

本税制措置は平成 30 年度税制改正により創設されたものであるが、上記のような第三者への事業承継をより一層後押しするため、本税制措置の延長が必要。

経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）

第 2 章 新しい資本主義の加速

5. 地域・中小企業の活性化（中堅・中小企業の活力向上）  
地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。具体的には、M&A や外需獲得、イノベーションの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。

また、GX、DX、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・生産性向上の支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する 1 万者の支援を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等を呼び込む中小企業（いわゆるゼブラ企業など）の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の人的投資等を通じた成長の促進に取り組む。

新設・拡充又は延長を必要とする理由

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展																				
		政策の達成目標	本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。																				
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）																				
		同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ																				
	政策目標の達成状況	<p>休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあり、約5万件となっている。経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により第三者への事業承継を促進することが必要不可欠。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2013</td><td>34,800</td></tr> <tr><td>2014</td><td>33,475</td></tr> <tr><td>2015</td><td>37,548</td></tr> <tr><td>2016</td><td>41,162</td></tr> <tr><td>2017</td><td>40,909</td></tr> <tr><td>2018</td><td>46,724</td></tr> <tr><td>2019</td><td>43,348</td></tr> <tr><td>2020</td><td>49,698</td></tr> <tr><td>2021</td><td>44,377</td></tr> <tr><td>2022</td><td>49,625</td></tr> </tbody> </table> <p>（資料：東京商工リサーチ「2022年『休廃業・解散企業』動向調査」）</p>	年	件数	2013	34,800	2014	33,475	2015	37,548	2016	41,162	2017	40,909	2018	46,724	2019	43,348	2020	49,698	2021	44,377	2022
年	件数																						
2013	34,800																						
2014	33,475																						
2015	37,548																						
2016	41,162																						
2017	40,909																						
2018	46,724																						
2019	43,348																						
2020	49,698																						
2021	44,377																						
2022	49,625																						
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>【適用数】          令和6年度 2件          令和7年度 2件          （いずれも令和3年度、令和4年度認定実績を基に中小企業庁推計）</p> <p>【減収額】          令和6年度 17百万円          令和7年度 17百万円          （いずれも令和3年度、令和4年度認定実績を基に中小企業庁推計）</p>																					

	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組を行う者に対して、その課税負担を軽減するものであり、本税制措置は有効である。
相 当 性	当該要望項目 以外の税制上 の措置	中小企業の経営資源の集約化に資する税制（中小企業投資損失準備金、中小企業経営強化税制）
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	・事業承継・事業引継ぎ推進事業（令和4年度第2次補正予算 中小企業生産性革命推進事業 2,000億円の内数）  ・事業承継総合支援事業（令和4年度第2次補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 67億円の内数、令和5年度当初予算 157億円の内数）
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる本特例は移転する不動産の登録免許税の軽減措置であり、重複した措置とはなっていない。
	要望の措置 の妥当性	中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継の実現という政策目標を達成するには、全ての中小企業・小規模事業者が対象になりうる税制における措置を講ずることが適当。 また、経営者の高齢化や後継者不足等を背景にして休廃業・解散件数が増加しており、第三者への事業承継を行う必要性が強まっている中で、事業承継時の不動産移転に伴う事業者の負担を軽減することにより円滑な事業承継を可能とするための措置であり、円滑な事業承継の促進という目的に照らし妥当な措置である。
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別 措置の 適用実績	【適用件数】 令和3年度 3件 令和4年度 1件  【減収額（認定実績より推計）】 令和3年度 30百万円 令和4年度 3百万円
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組を行う者に対して、その課税負担を軽減するものであり、本税制措置は有効である。
	前回要望時 の達成目標	本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は増加傾向にあること等から目標達成に至っていない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成30年度 令和2年度 令和4年度</p>	<p>創設 2年延長 2年延長</p>



令和 6 年度 税制改正 要望事項 ( 新設・拡充・延長 )

( 経済産業省 中小企業庁 事業環境部 財務課 )

項 目 名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長		
税 目	所得税 ( 租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5 ) 法人税 ( 租税特別措置法第 67 条の 5、租税特別措置法施行令第 39 条の 28 )		
要 望 の 内 容	<p><b>【要望事項】</b> 適用期限を 2 年延長する。( 令和 8 年 3 月 31 日まで )</p> <p><b>【制度概要】</b> 中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。</p>		
	平年度の減収見込額 ( 制度自体の減収額 ) ( 改正増減収額 )	-	一百万円 ( ▲ 37, 200 百万円 ) (     - 百万円 )

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、加えて、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応に迫られていることから、中小企業の事務負担の軽減を図ることが必要。また、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることも図る。

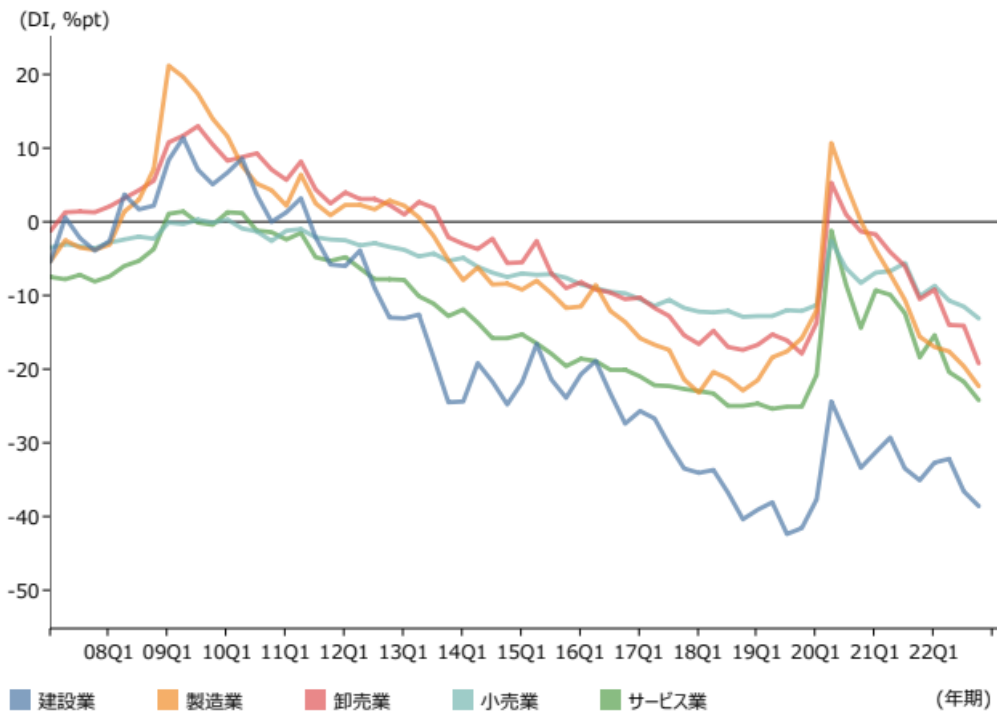
(2) 施策の必要性

中小企業は人員確保が困難な中でバックオフィスに十分な人員を割けないことが多く、また、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することは困難であることから、本税制措置により減価償却資産の管理等に係る経理事務の負担軽減を図ることは不可欠である。

中小企業庁が実施した委託調査によれば、本税制措置を利用した中小企業のうち、59.7%がパソコンを取得している。また、情報機器や情報処理ソフトウェア等の関連設備の取得も一定程度あり、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。

そのため、本税制措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、事務処理能力の向上に資する少額資産の取得を促進することによる事業効率の向上を図ることが必要不可欠である。

<参考> 中小企業の従業員数過不足 DI の推移



資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」  
 （注）従業員数過不足DIとは、従業員の今期の状況について、「過剰」と答えた企業の割合（%）から、「不足」と答えた企業の割合（%）を引いたもの。

（出典） 中小企業景況調査

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展	
	政策の達成目標	本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が27%程度、それ以外の企業における当該比率が16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20%以下の水準に到達することを目指す。	
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日まで（2年間）	
	同上の期間中の達成目標	売上高に対する販売費及び一般管理費の比率20%以下の水準に到達することを目指す。	
	政策目標の達成状況	<p>売上高に対する販売費及び一般管理費（資本金1億円未満の企業）の比率</p> <p>平成29年度 26.5%  平成30年度 27.8%  令和元年度 28.5%  令和2年度 29.7%  令和3年度 29.7%</p> <p>（参考）資本金1億円以上の企業における当該比率の状況</p> <p>平成29年度 16.0%  平成30年度 15.1%  令和元年度 16.0%  令和2年度 16.9%  令和3年度 16.5%</p> <p>（出典）財務省「法人企業統計調査（年次別）」より試算</p>	
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和6年度 法人：786,940社、個人：64,784者 令和7年度 法人：832,582社、個人：68,542者
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—	

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>—</p>	—																										
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>—</p>	—																										
	<p>要望の措置の妥当性</p> <p>中小企業は従業員数が少ないことが多く、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。</p>																											
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○主な少額減価償却資産の特例の利用業種（令和 3 年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス業</td> <td>31.0%</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>18.9%</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>8.8%</td> </tr> <tr> <td>不動産業</td> <td>8.7%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>7.3%</td> </tr> <tr> <td>料理飲食旅館業</td> <td>4.6%</td> </tr> <tr> <td>運輸通信公益事業</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td>その他の製造業</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>農林水産業</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>金属製品製造業</td> <td>1.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和 5 年 2 月国会提出）」</p>	業種	割合	サービス業	31.0%	建設業	18.9%	製造業	12.1%	小売業	8.8%	不動産業	8.7%	卸売業	7.3%	料理飲食旅館業	4.6%	運輸通信公益事業	3.1%	その他の製造業	2.4%	その他	2.2%	農林水産業	1.9%	金属製品製造業	1.8%
	業種	割合																										
	サービス業	31.0%																										
	建設業	18.9%																										
製造業	12.1%																											
小売業	8.8%																											
不動産業	8.7%																											
卸売業	7.3%																											
料理飲食旅館業	4.6%																											
運輸通信公益事業	3.1%																											
その他の製造業	2.4%																											
その他	2.2%																											
農林水産業	1.9%																											
金属製品製造業	1.8%																											
<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>①租税特別措置法の条項：第 67 条の 5          ②適用件数：665,130 件（令和 3 年度）          ③適用額：3,751 億円（令和 3 年度）</p>																											
<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本税制措置は、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることによる減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や事務処理能力・事業効率の向上を図ることを目的としているところ、本税制措置創設以降、中小企業庁が実施した委託調査によると、税務申告書類の作成等について、平均約 3 時間の事務負担の軽減につながっている。</p>																											
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は深刻な人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。</p>																											

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本税制措置による事務負担の軽減により、中小企業における間接部門にかかる費用は一定程度軽減に寄与していると考えられる。しかし、人手不足等に直面している中小企業において、人件費の増加等により、売上高に対する販売費及び一般管理費比率は20%を上回る状況であり、目標達成には至っていない。 (上記「政策目標の達成状況」参照)</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成15年度 創設</p> <p>平成18年度 損金算入額の上限を年間300万円とした上で2年間の延長（平成20年3月末まで）</p> <p>平成20年度 2年間の延長（平成22年3月末まで）</p> <p>平成22年度 2年間の延長（平成24年3月末まで）</p> <p>平成24年度 2年間の延長（平成26年3月末まで）</p> <p>平成26年度 2年間の延長（平成28年3月末まで）</p> <p>平成28年度 適用対象を従業員1,000人以下の事業者に限定した上で2年間の延長（平成30年3月末まで）</p> <p>平成30年度 2年間の延長（令和2年3月末まで）</p> <p>令和2年度 適用対象を従業員500人以下の事業者に限定した上で2年間の延長（令和4年3月末まで）</p> <p>令和4年度 対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外した上で2年間の延長（令和7年3月末）</p>	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

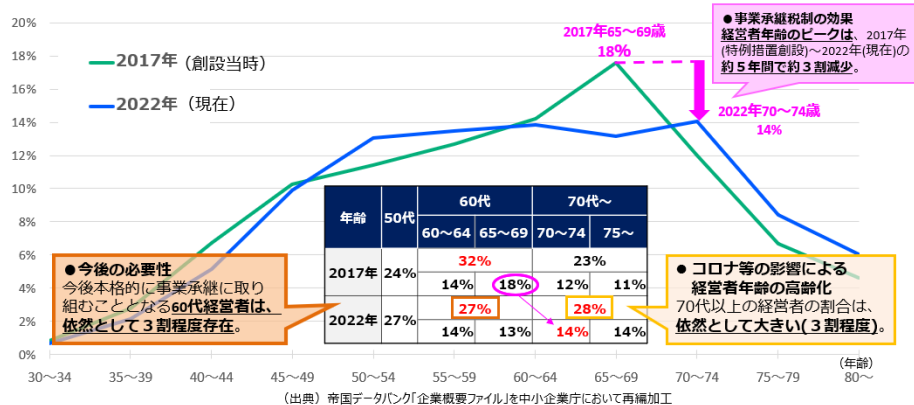
項目名	法人版及び個人版事業承継税制の見直し及び延長		
税目	相続税 贈与税 租税特別措置法第70条の6の8から第70条の7の8まで 租税特別措置法施行令第40条の7の8から第40条の8の8まで 租税特別措置法施行規則第23条の8の8から第23条の12の5まで		
要望の内容	経営者の高齢化の進展等を踏まえ、中小企業の事業承継を後押しし、生産性向上・成長を支援する観点から、非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（法人版事業承継税制）・個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（個人版事業承継税制）について、承継計画の申請期限の延長を行うとともに、本税制の適用期間における事業承継の取組等も踏まえ、円滑な事業承継の実施のために必要な措置について検討する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	ー 百万円 （▲119,000 百万円） （ー 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>経営承継の一層の円滑化により経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続に繋げ、ひいては地域経済の活力維持・発展を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>法人版事業承継税制（特例措置）の創設当時（平成 29 年）には、経営者年齢のピークは 60 代後半であったが、令和 4 年には、この年齢層（70 代前半）の経営者が 3 割程度減少した。</p> <p>他方で、70 代以上の経営者割合は依然として大きく、コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる。</p> <p>加えて、今後事業承継を本格的に検討していく 60 代経営者も、特例措置の創設時（平成 29 年）と同規模存在している。</p> <p>このような状況等を踏まえ、適用期間における事業承継の取組を後押しするためにも、法人版（特例措置）・個人版事業承継税制の承継計画の申請期限の延長を行うことが必要。加えて、中小企業の事業承継の取組を踏まえ、今後の円滑な事業承継の実施のための検討が必要。</p>			
	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展	
		政策の達成目標	相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。	
		租税特別措置の適用又は延長期間	法人版事業承継税制 （一般措置）期限の定めなし。 （特例措置）令和 9 年末まで。 個人版事業承継税制 令和 10 年末まで。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。		

法人版事業承継税制（特例措置）の創設当時（平成 29 年）には、経営者年齢のピークは 60 代後半であったが、令和 4 年には、この年齢層（70 代前半）の経営者が 3 割程度減少した。

他方で、70 代以上の経営者割合は依然として大きく、コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる。

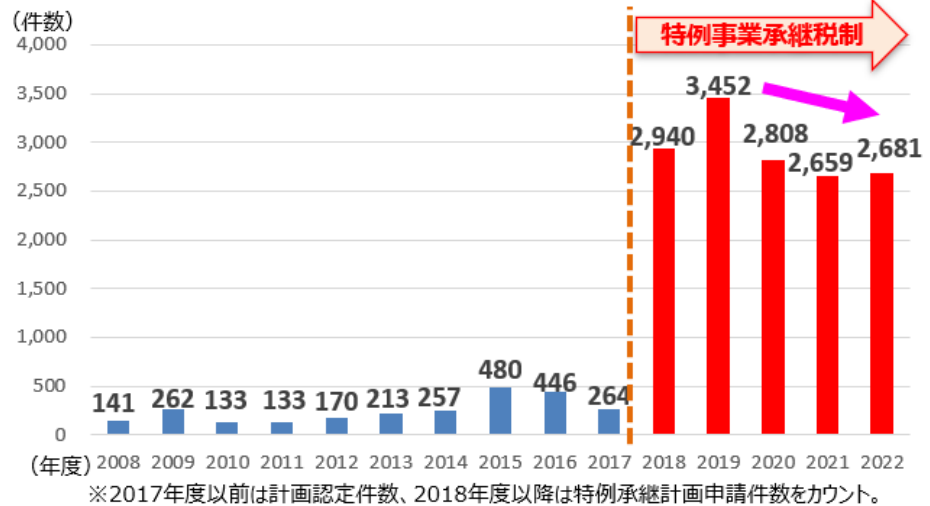
加えて、今後事業承継を本格的に検討していく 60 代経営者も、特例措置の創設時（平成 29 年）と同規模存在している。



経営者年齢の推移

政策目標の達成状況

法人版事業承継税制は、平成 30 年度の特例措置創設後に急激に活用件数が増加したものの、令和 2 年度～令和 3 年度はコロナ禍の影響で件数が減少した。



事業承継税制（法人版）の活用件数の推移

※平成 29 年度以前は計画認定件数、平成 30 年度以降は特例承継計画申請件数をカウント

有効性

要望の措置の適用見込み

制度の適用を受ける全ての中小企業者が適用対象となりうる。適用見込み約 3,000 件/年（平成 30 年度実績と同程度の水準で特例承継計画の提出があるものと仮定）



	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	制度の適用を受ける中小企業者の事務負担が軽減されること等により、制度活用により一層の促進に繋がる。
相 当 性	当該要望項目 以外の税制上 の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租特法第69条の4）</li> <li>・相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例（租特法第9条の7）</li> </ul>
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	<p>事業承継円滑化のための総合的支援策として、下記の予算措置等を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業承継・事業引継ぎ推進事業（令和4年度第2次補正予算 中小企業生産性革命推進事業 2,000億円の内数）</li> <li>・事業承継総合支援事業（令和4年度第2次補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 67億円の内数、令和5年度当初予算 157億円の内数）</li> </ul>
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	今後事業承継を本格的に検討していく経営者やコロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により事業承継の具体的な検討が遅れている経営者の状況を踏まえ、引き続き、円滑かつ早期の事業承継を実現させる必要がある。
	要望の措置 の妥当性	今後事業承継を本格的に検討していく経営者やコロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により事業承継の具体的な検討が遅れている経営者の状況を踏まえ、引き続き、円滑かつ早期の事業承継を実現させる必要がある。
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別 措置の 適用実績	<p>&lt;平成30年度&gt; 特例承継計画の申請件数：2,940件</p> <p>&lt;令和元年度&gt; 特例承継計画の申請件数：3,452件</p> <p>&lt;令和2年度&gt; 特例承継計画の申請件数：2,808件</p> <p>&lt;令和3年度&gt; 特例承継計画の申請件数：2,659件</p> <p>&lt;令和4年度&gt; 特例承継計画の申請件数：2,681件</p> <p>※令和5年8月時点</p>
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—

	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>中小企業の後継者が先代の経営者から当該中小企業の株式等の贈与・相続等を受けた場合に、一定の要件を満たしたときは、その株式等に係る贈与税・相続税が猶予及び免除されるため、後継者の税負担の軽減が図られ、事業承継に寄与する。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 14 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の創設</p> <p>平成 15 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用</p> <p>平成 16 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ</p> <p>平成 18 年度改正 物納手続の改善</p> <p>平成 19 年度改正 種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設</p> <p>平成 20 年度改正 平成 21 年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定(税制改正大綱)</p> <p>平成 21 年度改正 平成 20 年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設</p> <p>平成 22 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等</p> <p>平成 23 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等</p> <p>平成 25 年度改正 親族外承継の対象化、雇用の 5 年継続要件の見直し、贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に変更等</p>	

	<p>平成 27 年度改正 猶予継続贈与による免除規定の設置</p> <p>平成 29 年度改正 雇用要件の見直し、災害特例の創設、相続時精算課税との併用、切替確認時の中小企業要件の見直し等</p> <p>平成 30 年度改正 猶予割合・猶予対象株式数の見直し、対象者の拡充、雇用要件の弾力化、経営環境変化があった場合の免除制度、相続時精算課税制度との併用者の拡充 令和元年度改正贈与税の納税猶予における年齢要件の引下げ、資産管理型会社への該当要件の一部緩和、一定の場合における贈与税の納税湯世の免除届出の添付書類の不要、個人版事業承継税制の創設</p> <p>令和 2 年度改正 常時使用する従業員の定義の見直し</p> <p>令和 3 年度改正 後継者の役員要件の見直し、個人版事業承継税制において対象となる特定事業用資産の見直し</p> <p>令和 4 年度改正 法人版事業承継税制の特例承継計画の確認申請（提出）の期限を 1 年延長</p>
--	--

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 中小企業庁 事業環境部 金融課、経営支援部 小規模企業振興課）

項目名	新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長		
税目	印紙税（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第1項、同法施行令第8条第1項第3号・第4号、第2項第2号・5号）		
要望の内容	<p>【株式会社日本政策金融公庫等に係る措置】</p> <p>（措置対象） 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等</p> <p>（措置内容） 株式会社日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合に必要となる印紙税を非課税とするものであるが、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、所要の措置を講ずる。</p>		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
	（制度自体の減収額）	（－ 百万円）	
	（改正増減収額）	（－ 百万円）	
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援する。</p>		
	<p>(2) 施策の必要性</p> <p>新型コロナウイルス感染症によりその影響を受けた中小企業者等を支援するためには、引き続き、事業者の負担軽減を図り、個別の中小企業者等の状況にあわせて、資金需要に適切に応えていく必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
		政策の達成目標	-
		租税特別措置の適用又は延長期間	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化をふまえ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
		同上の期間中の達成目標	株式会社日本政策金融公庫等が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等への資金繰りを支援する
	有効性	政策目標の達成状況	-
		要望の措置の適用見込み	-
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれる。
		当該要望項目以外の税制上の措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和2年度予算においては下記の通り措置している。 ・株式会社日本政策金融公庫出資金：2,074,500,000千円の内数 ・危機対応円滑化業務出資金：1,080,100,000千円 令和3年度予算においては下記の通り措置している。 ・株式会社日本政策金融公庫出資金：140,300,000千円の内数 令和4年度予算においては下記の通り措置している。 ・株式会社日本政策金融公庫出資金：66,300,000千円の内数
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置等に基づいて、株式会社日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行っている。
		要望の措置の妥当性	当該措置は、新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	-
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	-
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	-
	前回要望時の達成目標	-
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	<p>当該措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の負担の軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で令和3年1月末を期限として実施された。</p> <p>令和3年度税制改正においては、令和3年1月末となっていた期限を令和4年3月末まで延長すること要望し、要望どおり延長された。</p> <p>令和4年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和5年3月末まで延長された。</p> <p>令和5年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和6年3月末まで延長された。</p>	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・**延長**）

（経済産業省経済産業政策局企業行動課）

項目名	特定の資産（被災区域の土地等）の買換え等の場合の譲渡所得に係る特例措置の延長											
税目	所得税、法人税											
要望の内容	<p>(1) 現行制度の概要                      令和6年3月31日までの期間に、以下の表の①又は②の買換えを行った場合には、資産の譲渡の日を含む事業年度において取得をし、かつ、その取得の日から1年以内にその事業の用に供する資産については、その譲渡をした資産に係る譲渡益の額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳（課税繰延割合 100%）ができる。</p>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>譲渡資産</th> <th>買換資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①</td> <td rowspan="2">被災区域（※1）である土地等</td> <td>被災区域である土地等</td> </tr> <tr> <td>被災区域ではない土地等の場合、一定の区域内（※2、※3）の土地等</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>被災区域である土地等以外の土地等</td> <td>被災区域である土地等</td> </tr> </tbody> </table>		譲渡資産	買換資産	①	被災区域（※1）である土地等	被災区域である土地等	被災区域ではない土地等の場合、一定の区域内（※2、※3）の土地等	②	被災区域である土地等以外の土地等	被災区域である土地等	
		譲渡資産	買換資産									
	①	被災区域（※1）である土地等	被災区域である土地等									
			被災区域ではない土地等の場合、一定の区域内（※2、※3）の土地等									
②	被災区域である土地等以外の土地等	被災区域である土地等										
<p>（※1）東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域                      （※2）東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要がある区域（復興特区法第4条第1項の政令で定める区域）。                      （※3）買換資産の所在が復興特区法第4条第1項の政令で定める区域内であることを市町村が証明する書類の添付が必要。                      注）特別勘定を設けた場合及び本制度の対象となる資産を交換した場合についても、同様の措置を講じる。</p>												
<p>(2) 要望の内容                      本特例措置の適用期限（令和6年3月31日）を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。</p>												
<p>【関係条文】                      ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第12条、第19条（買換えの場合）第20条（特別勘定を設けた場合）第12条、第21条（交換した場合）</p>	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>-</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ -</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ -</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	-	百万円	（制度自体の減収額）	（ -	百万円）	（改正増減収額）	（ -	百万円）		
平年度の減収見込額	-	百万円										
（制度自体の減収額）	（ -	百万円）										
（改正増減収額）	（ -	百万円）										

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>地震・津波被災地域では、産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、被災事業者等の施設・設備の復旧、事業の本格再開等を引き続き支援する必要がある。</p> <p>また、福島原子力災害被災地域では、帰還困難区域の一部で避難指示の解除や立入規制の緩和がされるなど、段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。今後、被災事業者等の事業再開等を一層加速していく必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 事業活動の状況</p> <p>企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 86% (R2.10)、宮城県 80% (R3.3)、福島県 85% (R5.6) となっており、また、中小機構仮設施設入居事業者等状況調査 (R5.3) によれば、仮設入居事業者の今後に関して (回答事業者数 82 者)、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が 7 者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者が 14 者いるという状況にある。</p> <p>② 面整備の状況</p> <p>事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和 6 年度以降、約 106.8ha の供給予定 (R5.5) となっている。また、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和 2 年 3 月時点で 72% だったところ、令和 4 年 9 月末時点では 96% と上昇しており、復興道路・復興支援道路が令和 3 年 12 月に全線開通するなど、公共インフラの復旧・復興は着実に進展している。</p> <p>企業誘致においては、企業が進出の検討を始めてから操業開始までに 2～3 年程度を要することが一般的であり、被災事業者等が事業再開する場合にも同程度の時間を要すると考えられ、令和 6 年度以降も事業再開のために事業用資産の取得等が見込まれる。</p> <p>このように、令和 6 年度以降も事業者等の施設設備等の復旧、事業の本格再開を支援し産業復興の下支えをしていくことは依然として必要であり、本特例措置を令和 8 年 3 月 31 日まで 2 年間の延長を要望する。</p>
<p>今回の要望 (租税特別措置) に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 (令和元年 12 月 20 日閣議決定) (抄)</p> <p>Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針</p> <p>2. 復興を支える仕組み</p> <p>(2) 法制度</p> <p>① 東日本大震災復興特別区域法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。</li> <li>また、その他の復興関連税制についても、過去の大規模災害における取組事例等も踏まえ、適切に延長等を行うことについて検討する。</li> </ul> <p>■令和 3 年度以降の復興の取組について (令和 2 年 7 月 17 日復興推進会議決定) (抄)</p> <p>2. 復興期間</p> <p>復興期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を含む 15 年間とした上で、令和 3 年度からの 5 年間は、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現してい</p>



		<p>く」という「第1期復興・創生期間」（平成28年度から令和2年度まで）の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさらに前に進めるべき時期であることから、「第2期復興・創生期間」と位置付ける。</p> <p>■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和3年3月9日閣議決定）（抄）</p> <p>1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>(1) 地震・津波被災地域 地震・津波被災地域においては、（中略）産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、（中略）今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。</p> <p>(2) 原子力災害被災地域 原子力災害被災地域においては、（中略）帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっている。帰還困難区域についても、（中略）段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。</p> <p>■経済産業省政策評価体系</p> <p>7. 中小企業及び地域経済の発展</p>
	政策の達成目標	被災地において事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現
	租税特別措置の適用又は延長期間	延長期間 2年間（令和6年4月1日から令和8年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県の被災12市町村の商工会議所又は商工会会員の事業再開率：86%（令和2年10月1日現在）</li> <li>・宮城県の沿岸区域の商工会議所又は商工会会員の事業再開率：80%（令和3年3月31日現在）</li> <li>・福島県の避難指示区域等所在商工会会員の事業再開率：85%（令和5年6月20日現在）</li> </ul>
有効性	要望の措置の適用見込み	令和6年度 12件 令和7年度 6件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を延長することにより、事業用資産の取得等を促進し、被災地における事業者の事業再開や完全復旧の促進、被災した事業者以外の企業の被災地への投資を促進することにより、被災地における経済的復興に資することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	復興特区税制に基づく措置（復興特区法第37条から第40条まで）

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>要望の措置の妥当性</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>本特例措置は、被災区域内の事業用資産を取得した場合又は、被災区域内の事業用資産を譲渡した場合に限定したものであるから、政策目的達成手段として妥当である。また、本特例は課税の繰り延べ措置であり、被災事業者等が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、課税公平の原則に照らし必要最小限である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年度 創設</p> <p>平成 28 年度 被災区域である土地等から買換えを行う場合、その対象区域を被災区域又は特定被災区域に限定した上で適用期限を5年間(令和3年3月31日まで)延長</p> <p>令和3年度 被災区域である土地等から被災区域ではない土地等を買換えを行う場合、その対象区域を復興特区法の東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる一定の区域に限定した上で適用期限を3年間(令和6年3月31日まで)延長</p>	

令和6年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業資金課）

項目名	第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し								
税目	法人税								
要望の内容	<p>法人（発行者以外の第三者）が継続的に保有等する暗号資産について、期末時価評価課税の見直しを行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="901 795 1487 963"> <tr> <td data-bbox="901 795 1228 851">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1228 795 1487 851">— 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 851 1228 907">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1228 851 1487 907">（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 907 1228 963">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1228 907 1487 963">（ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円								
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 Web3.0 推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 内国法人が有する暗号資産（活発な市場が存在するもの）（注）については、税制上、期末に時価評価し、評価損益（キャッシュフローを伴わない未実現の損益）は、課税の対象とされている。 こうした取扱いは、ブロックチェーン技術を用いたサービスの普及やこれを活用した事業開発等のために、暗号資産を継続的に保有するような内国法人に対して、キャッシュフローが伴わない（＝担税力がない）暗号資産についても課税がなされるものとなっていることから、所要の措置を講ずる必要がある。 （注）特定自己発行暗号資産（当該内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であってその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるもの）を除く。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進 4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定） 第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 （2）グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の加速</p> <p>（デジタルトランスフォーメーション（DX）、AIへの対応） 分散型のデジタル社会の実現に向け、利用者保護等にも配慮しつつ、Web3.0に係るトークンの利活用（※）やコンテンツ産業の活性化に係る環境整備、担い手やアイデアの裾野の拡大に必要な取組などを行う。</p> <p>※ステーブルコインやセキュリティトークンの円滑な発行・流通に向けた必要な取組を進めるほか、暗号資産・トークンを通じた資金調達の実態について調査・整理を進め、事業者の円滑な資金供給の促進に資するものについては、投資事業有限責任組合契約に関する法律（LPS法、平成10年法律第90号）上で投資対象とすることを検討する。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日） IV. GX・DX等への投資 5. DX</p> <p>（1）Web3.0の推進に向けた環境整備 ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）やDAO（分散型自律組織）等のイノベーションが到来している。ブロックチェーン技術は、自立したユーザーが直接相互につながるなど仮想空間上の多極化を通じ、従来のインターネットの在り方を変え、社会変革につながる可能性を秘めている。Web3.0の推進に向けた環境整備について、検討を進める。 暗号資産に係る税制上の取扱いについて、第三者が短期売買目的以外で暗号資産を継続的に保有する場合を、他の暗号資産の保有と区別して取り扱うことが可能かどうか、法令上・会計上の在り方を含め、速やかに検討する。</p>	
			政策の達成目標	Web3.0 推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進すること。
			租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
			同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
			政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	国内の若手起業家を含め、ブロックチェーン分野の起業家や企業が行う事業への適用が見込まれる。	
		要望の措置の効果見込		

	み(手段としての有効性)	
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	内国法人が有する暗号資産に関する現行税制を見直すものであり、予算その他の措置では代替できないため、措置として妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和6年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室、経済産業政策局産業資金課）

項目名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）								
税目	所得税								
要望の内容	<p>「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。</p> <p>1 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。</p> <p>2 損益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。</p> <p>3 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。</p> <table border="1" data-bbox="901 813 1487 981"> <tr> <td data-bbox="901 813 1230 869">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1230 813 1487 869">▲8,240 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 869 1230 925">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1230 869 1487 925">（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 925 1230 981">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1230 925 1487 981">（ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	▲8,240 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	▲8,240 百万円								
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする	<p>(1) 政策目的</p> <p>個人投資家の市場参加を促し、株式や投資信託の保有を通じて、家計から供給される成長資金が、企業の設備投資やベンチャー投資に回ることで経済成長を促し、その成長の果実が家計に分配され、家計の資産形成を促進するといった経済の好循環の維持・拡大を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>わが国における個人投資家による成長資金の供給は、株式や公募投資信託などの現物取引が主流であり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の活用は、限定的である。</p> <p>こうした中、デリバティブ取引は、個人投資家にとっても、ヘッジや分散投資といった目的で行われることで、投資手段の幅を広げ、ひいては、現物投資の拡大とあいまって、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成につながっていくことが期待されるものであり、そのための投資環境の整備（損益通算の拡大）を進めていく必要がある。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進
		政策の達成目標	金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとしつつ、投資リスクの軽減を図ることにより、証券・商品市場への個人投資家の参加を促す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	デリバティブ取引等を行う個人投資家が適用対象。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図るうえで有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本証券業協会加盟金融機関によるデリバティブ取引：93万口座（日本証券業協会調べ）</li> <li>・株式取引：1,493万口座（証券保管振替機構「株式等振替制度株式5属性別株主数」）</li> </ul>
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	予算その他の措置では投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を実現することはできないことから、税制面で整備することが妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成17年度からの継続要望。	



令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課）

項目名	特定復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の延長		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	(1) 現行制度の概要 令和6年3月31日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人が特定復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、特別償却又は税額控除ができる。		
		特別償却率	税額控除
	投資時期	R3. 4. 1～R6. 3. 31	R3. 4. 1～R6. 3. 31
	機械・装置	50%	15%
	建物・構築物	25%	8%
内容	(2) 要望の内容 本特例措置の適用期限（令和6年3月31日）を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。		
	【関係条文】 ○東日本大震災復興特別区域法第37条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条、第17条の2 ○同政令第12条の2、第17条の2	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）  （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円）  （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>地震・津波被災地域では、第2期復興・創生期間において復興事業がその役割を全うすることを目指し、総仕上げの段階に入っている。著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、投資を促進し、雇用機会の確保を十分に図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」や被災地方公共団体の要望等を踏まえ、著しい被害を受けた地域が第2期復興・創生期間においても、しっかりと産業復興に取り組めるよう、必要な措置を講ずる必要がある。</p> <p>①人口の状況</p> <p>岩手県、宮城県及び福島県における人口を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており（R5.4.1 人口推計/H22 国調人口：3県沿岸等 88%、全国平均 97%）、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。（同比、女川町 61%、南三陸町 67%、大槌町 68%、山元町 70%、山田町 73%等）</p> <p>②事業活動の状況</p> <p>企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 86%（R2.10）、宮城県 80%（R3.3）、福島県 85%（R5.6）となっており、中小機構仮施設入居事業者等状況調査（R5.3）によれば、仮設入居事業者の今後に関して（回答事業者数 82 者）、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が 7 者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者が 14 者いるという状況にある。</p> <p>③雇用の状況</p> <p>岩手県、宮城県及び福島県における従業者数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており（R3 経済センサス/H22 工業統計：3県沿岸等 86%、全国平均 97%）、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。（同比、松島町 35%、女川町 41%、田野畑村 53%、大槌町 54%、陸前高田市 62%等）</p> <p>④面整備の状況</p> <p>事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和6年度以降、約 106.8ha の供給予定（R5.5）となっている。</p> <p>また、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和2年3月時点で約7割だったところ、令和4年9月末時点では96%と上昇しており、復興道路・復興支援道路が令和3年12月に全線開通するなど、公共インフラの復旧・復興は着実に進展している。</p> <p>企業誘致においては、企業が進出の検討を始めてから操業開始までに2～3年程度を要することが一般的であり、公共インフラの復旧・復興を契機とした事業再開等は令和6年度以降も見込まれる。</p> <p>こうした被災地における経済社会情勢を踏まえると、被災地の経済活性化に必要な産業の本格的な復興については引き続き取り組まなければならない課題である。</p> <p>このため、令和6年度以降も事業者等の設備投資を支援し産業復興の下支えをすることは依然として必要であり、本特例措置を令和8年3月31日まで2年間の延長を要望する。</p>	
	今回の要望（租	合理性

		<p>区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。</p> <p>■令和3年度以降の復興の取組について（令和2年7月17日復興推進会議決定）（抄）</p> <p>2. 復興期間 復興期間は令和3年度から令和7年度までの5年間を含む15年間とした上で、令和3年度からの5年間は、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第1期復興・創生期間」（平成28年度から令和2年度まで）の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさらに前に進めるべき時期であることから、「第2期復興・創生期間」と位置付ける。</p> <p>■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和3年3月9日閣議決定）（抄）</p> <p>1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>(1) 地震・津波被災地域 地震・津波被災地域においては、（中略）産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、（中略）今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。</p> <p>(2) 原子力災害被災地域 原子力災害被災地域においては、（中略）帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっている。帰還困難区域についても、（中略）段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。</p> <p>■経済産業省政策評価体系 政策（施策）「7. 中小企業及び地域経済の発展」</p>												
	政策の達成目標	沿岸地域等（復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内。以下同じ。）において設備投資を行う事業者の増加とそれに伴う雇用機会の確保等。												
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）												
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ												
	政策目標の達成状況	令和4年度までの復興特区法第37条に基づく指定の件数は以下のとおり。 件数（令和5年3月末）（沿岸地域等に限る。） 法人 1,840件 個人 483件（合計2,323件）												
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>38件</td> <td>30件</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>20件</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>2年計</td> <td>58件</td> <td>46件（合計104件）</td> </tr> </tbody> </table>		法人	個人	令和6年度	38件	30件	令和7年度	20件	16件	2年計	58件	46件（合計104件）
		法人	個人											
令和6年度	38件	30件												
令和7年度	20件	16件												
2年計	58件	46件（合計104件）												
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を延長することにより、沿岸地域等における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物への設備投資を促進し、雇用機会の確保等に資することができる。												

相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	他の復興特区税制に基づく措置（復興特区法第 38 条、第 39 条及び第 40 条）																											
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																											
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																											
	要望の措置の妥当性	本特例措置の延長は、復興推進のため地域に集積を目指す業種かつ事業の用に供されたことのない新規の設備投資に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。																											
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	令和 4 年度までの沿岸地域等における復興特区法第 37 条に基づく指定の件数は以下のとおり。（令和 5 年 3 月末） 法人 1,840 件 個人 483 件（合計 2,323 件）																											
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																											
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、沿岸地域等において、設備投資を促進し、雇用機会の確保等に資することができる。																											
	前回要望時の達成目標	沿岸地域等において投資を行う事業者の増加																											
	前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>個人事業者の件数は見込みを達成しているが、法人は見込みを達成できていない。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、法人による機械等の新規取得が進まなかったことによるものと考えられる。</p> <p>○前回要望時の見込み（指定件数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>75 件</td> <td>13 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>60 件</td> <td>8 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td>48 件</td> <td>5 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 年計</td> <td>183 件</td> <td>26 件</td> <td>209 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○令和 3、4 年度の実績（同）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				法人	個人	合計	令和 3 年度	75 件	13 件		令和 4 年度	60 件	8 件		令和 5 年度	48 件	5 件		3 年計	183 件	26 件	209 件		法人	個人		
	法人	個人	合計																										
令和 3 年度	75 件	13 件																											
令和 4 年度	60 件	8 件																											
令和 5 年度	48 件	5 件																											
3 年計	183 件	26 件	209 件																										
	法人	個人																											

		令和3年度（実績）	48件	17件
		令和4年度（実績）	22件	6件
これまでの 要望経緯	<p>平成23年度 創設  平成26年度 適用期限を2年間延長  平成28年度 福島県以外の措置率を見直したうえ適用期限を5年間延長  平成31年度 雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限り、平成30年度までと同水準の措置率として2年間拡充  令和2年度 事項要望  令和3年度 対象地域を沿岸地域等（特定復興産業集積区域の区域内）に重点化の上、3年間延長</p>			

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課）

項目名	外国人旅行者向け消費税免税制度のあり方の検討								
税目	消費税								
要望の内容	<p><b>【制度の概要】</b>                  消費税法第8条等に基づき、輸出物品販売場（以下「消費税免税店」という。）において、外国人旅行者などの非居住者に対して、特定の物品を一定の方法で販売する場合には消費税が免除される。</p> <p><b>【要望の内容】</b>                  訪日外国人旅行消費額の更なる増加に向けて、外国人旅行者の利便性向上や免税店事業者の手続きの簡素化、国内における転売目的利用による不正対策等に資する外国人旅行者向け消費税免税制度のあり方について検討を行う。</p> <p><b>【関係条文】</b>                  （消費税）                  消費税法第8条                  消費税法施行令第18条                  消費税法施行規則第6条～第10条</p> <table border="1" data-bbox="900 833 1490 1043"> <tr> <td data-bbox="900 833 1230 893">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1230 833 1490 893">— 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="900 893 1230 954">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1230 893 1490 954">（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="900 954 1230 1043">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1230 954 1490 1043">（ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円								
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的                  外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続きの簡素化を進め、旅行消費額単価の引き上げや地方も含めた免税店数増加を通じた購入機会の拡大に繋げることで、訪日外国人旅行消費額を増加させる。</p> <p>(2) 施策の必要性                  「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定）において、訪日外国人旅行消費額を、コロナ前の水準を超えて年間5兆円とする目標を早期に達成する旨が掲げられている。                  このため、インバウンドの本格回復に向けて、訪日外国人旅行消費額の引き上げに寄与してきた外国人旅行者向け消費税免税制度について、外国人旅行者の利便性や免税店事業者の事務負担の軽減等を一層進める必要があるところ、「令和5年度税制改正大綱」（令和4年12月16日自由民主党・公明党）において「外国人旅行者の利便性や免税店の事務負担等を踏まえつつ、引き続き効果的な不正対策を検討していく。」と記載されたことを踏まえて検討する必要がある。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
		政策の達成目標	「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定） ・訪日外国人旅行消費額 早期に年間5兆円
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定） ・訪日外国人旅行消費額 早期に年間5兆円
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	本要望は、外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続きの簡素化を進めることで、訪日外国人旅行者の旅行消費額単価の引き上げや、地方も含めた免税店数の増加による購入機会の増加を通じて、外国人旅行消費額の増加に繋げるものであり、「外国人旅行者の利便性や免税店の事務負担等を踏まえつつ、引き続き効果的な不正対策を検討していく。」と記載された「令和5年度税制改正大綱」（令和4年12月16日自由民主党・公明党）の方針の実現に資する検討で、有効である。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本要望は、外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続きの簡素化を進めることで、訪日外国人旅行者の旅行消費額単価の引き上げや、地方も含めた免税店数の増加による購入機会の増加を通じて、外国人旅行消費額の増加に繋げるものであり、「外国人旅行者の利便性や免税店の事務負担等を踏まえつつ、引き続き効果的な不正対策を検討していく。」と記載された「令和5年度税制改正大綱」（令和4年12月16日自由民主党・公明党）の方針の実現に資する検討で、妥当である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>2013年：5,777店（2014年4月1日時点）  2014年：18,779店（2015年4月1日時点）  2015年：35,202店（2016年4月1日時点）  2016年：40,532店（2017年4月1日時点）  2017年：44,646店（2018年4月1日時点）  2018年：50,198店（2019年4月1日時点）  2019年：54,667店（2020年3月31日時点）  2020年：54,772店（2021年3月31日時点）  2021年：52,271店（2022年3月31日時点）  2022年：53,650店（2023年3月31日時点）</p>	
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○免税対象品目の拡大・手続簡素化（平成26年10月開始） 免税対象品目の拡大・手続簡素化により、外国人旅行消費額の大幅な拡大、消費税免税店の拡大に繋がった。</li> <li>○免税手続カウンター制度の開始（平成27年4月開始） 免税手続カウンター制度が開始され、商店街、ショッピングセンターにおける店舗の免税手続きの負担が大幅に軽減された。</li> <li>○免税販売の対象となる最低購入金額の引下げ（平成28年5月開始） 免税販売の対象となる最低購入金額の引下げにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。</li> <li>○「一般物品」と「消耗品」の合算（平成30年7月開始） 一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。</li> <li>○臨時免税店制度の創設（令和元年7月開始） 既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭り等に出店する場合において、事前の手続により免税販売を可能とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。</li> <li>○免税販売の無人化（令和3年10月1日開始） 免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売手続を行うことが出来る機器を設置した場合には、免税販売手続に必要な人員の配置等を不要とする措置を講じる。</li> </ul>	



		○免税対象者の明確化（令和5年4月1日開始）免税対象者の明確化（留学生等の免税対象からの除外）を行い、旅行者判定アプリ（デジタル庁と連携）の導入を行った。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—

令和 6 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室）

項 目 名	沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置の延長		
税 目	石油石炭税（租税特別措置法第 90 条の 4 の 3、租税特別措置法施行令第 48 条の 11）		
要 望 の 内 容	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく発電事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する天然ガス又は石炭に係る石油石炭税の免除について、適用期限（令和 6 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 9 年 3 月 31 日までとする。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （▲3,000 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

沖縄は、電力需要が小さいことや地理的・地形的制約から火力発電に依存せざるを得ないこと、供給コストの高い離島を多く抱えていること等の電力供給面における構造的不利性を抱えていることから、本措置により、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図る。

【関係条文】

○沖縄振興特別措置法（平成14年3月31日法律第14号）  
（課税の特例）

第64条

電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者が沖縄にある事業場において発電の用に供する石炭等（石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第二条第三号に規定するガス状炭化水素であつて関税込率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二七一・一・一に掲げる天然ガスに該当するもの及び同条第四号に規定する石炭をいう。）については、租税特別措置法で定めるところにより、その石油石炭税を免除する。

(2) 施策の必要性

沖縄における電気事業については、

- 1) 地理的・地形的・需要規模の制約から水力発電等の導入が困難であり、化石燃料（主に石炭、LNG）に大きく依存せざるを得ない。
- 2) 本土の電力系統と連系されておらず、本土の電力会社との電力相互融通が不可能であり、高い供給予備力が必要等の理由から設備投資負担が大きい。
- 3) 多数の離島を抱え、ユニバーサルサービスを提供するため、多額の投資が必要。（離島部門は構造的な収支不均衡）

等の容易に解決できない構造的不利性を有しており、本土と比べ電気料金が割高となっている。事業者においても電気料金の上昇抑制に努めつつ、2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、化石燃料依存度低減に取り組んでいるものの、事業者の自助努力のみで構造的不利性を克服するには限界があるため、政策的支援が必要となる。

今後、再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進により、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めていくものの、技術開発等の課題もあり、発電燃料の構造転換はすぐには実現できるものではなく、相応の時間を要する。

したがって、当面の間は石炭等の化石燃料による火力発電が基幹電源としての役割を担うことが見込まれることから、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保のためには、本措置が必要不可欠である。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源およびエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進																																										
		政策の達成目標	沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保																																										
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間の延長）																																										
		同上の期間中の達成目標	沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保																																										
	有効性	政策目標の達成状況	<p>本措置により、平成30年度から令和4年度までの5年間平均で、1kWh当たり約0.42円の電気料金の低減がなされており、電気の安定的かつ適正な供給の確保に寄与している。他方で、沖縄の電気料金は未だ他地域と比べて割高であることから、引き続き本措置を講じることが必要である。</p> <p>&lt;電気料金に与える影響&gt; (単位：百万kWh、百万円、円/kWh)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>3,142</td> <td>3,321</td> <td>3,197</td> <td>3,203</td> <td>3,305</td> </tr> <tr> <td>影響単価</td> <td>0.41</td> <td>0.43</td> <td>0.42</td> <td>0.42</td> <td>0.44</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄電力(株)及び電源開発(株)による実績報告をもとに算定</p> <p>&lt;電気料金（単価）の推移&gt; (単位：円/kWh)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄電力(株)</td> <td>23.85</td> <td>23.50</td> <td>21.62</td> <td>20.87</td> <td>24.24</td> </tr> <tr> <td>9社平均</td> <td>19.78</td> <td>19.39</td> <td>18.10</td> <td>16.68</td> <td>23.16</td> </tr> <tr> <td>単価差</td> <td>4.06</td> <td>4.11</td> <td>3.52</td> <td>4.19</td> <td>1.08</td> </tr> </tbody> </table> <p>※料金単価の算出方法：電灯・電力料収入÷各社の販売電力量（9社平均については、沖縄電力(株)を除く旧一般電気事業者9社の電灯・電力料収入(9社合計)÷販売電力量(9社合計)によって算出した加重平均）</p> <p>※出典：各社有価証券報告書から作成</p> <p>※令和4年度の単価差の縮小については、電気料金における燃料費調整制度の上限額の影響による一時的な事象</p>		H30	R1	R2	R3	R4	適用額	3,142	3,321	3,197	3,203	3,305	影響単価	0.41	0.43	0.42	0.42	0.44		H30	R1	R2	R3	R4	沖縄電力(株)	23.85	23.50	21.62	20.87	24.24	9社平均	19.78	19.39	18.10	16.68	23.16	単価差	4.06	4.11	3.52	4.19	1.08
			H30	R1	R2	R3	R4																																						
適用額	3,142	3,321	3,197	3,203	3,305																																								
影響単価	0.41	0.43	0.42	0.42	0.44																																								
	H30	R1	R2	R3	R4																																								
沖縄電力(株)	23.85	23.50	21.62	20.87	24.24																																								
9社平均	19.78	19.39	18.10	16.68	23.16																																								
単価差	4.06	4.11	3.52	4.19	1.08																																								
要望の措置の適用見込み	沖縄電力(株)、電源開発(株)の2社																																												
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置による免税分は、電気料金原価に反映されていることから、電気料金の低減を通じて電気料金の適正な水準の確保に資しており、県民負担の軽減に繋がっている。例えば、令和5年																																												

		<p>度における一般家庭のモデルケース（400kWh/月）では、月額約176円の負担軽減の効果がある。</p> <p>&lt;電気料金に与える影響&gt;  (単位：百万 kWh、百万円、円/kWh)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>R5</td> <td>R6</td> <td>R7</td> <td>R8</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>3,295</td> <td>3,236</td> <td>3,284</td> <td>3,132</td> </tr> <tr> <td>影響単価</td> <td>0.44</td> <td>0.44</td> <td>0.44</td> <td>0.42</td> </tr> </table> <p>※沖縄電力(株)及び電源開発(株)の計画をもとに算定</p>		R5	R6	R7	R8	適用額	3,295	3,236	3,284	3,132	影響単価	0.44	0.44	0.44	0.42									
	R5	R6	R7	R8																						
適用額	3,295	3,236	3,284	3,132																						
影響単価	0.44	0.44	0.44	0.42																						
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置（地方税：固定資産税）</li> <li>・ 沖縄の産業イノベーション促進地域旧産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除（国税：法人税等、地方税：法人事業税等）</li> <li>・ 沖縄の産業イノベーション促進事業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置（地方税：事業所税）</li> </ul>																								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																								
	要望の措置の妥当性	<p>本措置によって、構造的不利性に伴う供給コストを抑えることが可能となることから、本措置は手段としての的確であり、他地域との電気料金の格差を是正するための必要最小限の措置である。</p> <p>また、本措置による免税分については電気料金原価に反映されていることから、電気料金の低減を通じて県民や事業者の負担の軽減に繋がっている。</p>																								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>適用件数：2社（沖縄電力(株)、電源開発(株)）  ○適用量</p> <p>適用量：石炭 (単位：千 t)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H30</td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> <td>R4</td> </tr> <tr> <td>石炭消費量</td> <td>1,972</td> <td>2,121</td> <td>2,017</td> <td>2,023</td> <td>2,085</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>R5</td> <td>R6</td> <td>R7</td> <td>R8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石炭消費量</td> <td>2,104</td> <td>1,961</td> <td>1,995</td> <td>1,801</td> <td></td> </tr> </table> <p>※数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取  ※平成30年度～令和4年度は実績値、令和5年度～令和8年度は見込み値を記載（以下の免税額についても同様）</p>	年度	H30	R1	R2	R3	R4	石炭消費量	1,972	2,121	2,017	2,023	2,085	年度	R5	R6	R7	R8		石炭消費量	2,104	1,961	1,995	1,801	
年度	H30	R1	R2	R3	R4																					
石炭消費量	1,972	2,121	2,017	2,023	2,085																					
年度	R5	R6	R7	R8																						
石炭消費量	2,104	1,961	1,995	1,801																						

適用量：LNG (単位：千t)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
LNG消費量	238	224	234	233	242
年度	R5	R6	R7	R8	
LNG消費量	222	295	296	357	

※数値は沖縄電力(株)より聴取

※平成30年度～令和4年度は実績値、令和5年度～令和8年度は見込み値を記載(以下の免税額についても同様)

○免税額

免税額：石炭 (単位：百万円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
免税額	2,700	2,905	2,762	2,770	2,855
年度	R5	R6	R7	R8	
免税額	2,882	2,687	2,733	2,468	

※数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取

免税額：LNG (単位：百万円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
免税額	442	416	435	433	450
年度	R5	R6	R7	R8	
免税額	413	549	551	664	

※数値は沖縄電力(株)より聴取

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

—

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

本措置が存在しない場合、需要家の電気料金に免税されない分が上乗せされることになり、沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響も大きいことから、本措置を継続することが重要である。

前回要望時の達成目標

沖縄における電力の安定的かつ適正な供給の確保

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

目標に関しては概ね達成している。

これまでの 要望経緯	平成 15 年度 創設 平成 17 年度 2 年間の延長 平成 19 年度 5 年間の延長 平成 24 年度 3 年間の延長及び免税対象への LNG の追加 平成 27 年度 5 年間の延長 令和 2 年度 2 年間の延長 令和 4 年度 2 年間の延長
---------------	---

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部省エネルギー課・製造産業局生活製品課住宅産業室）

項目名	既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の拡充及び延長	
税目	所得税	
要望の内容	<p><b>【制度の概要】</b>                  一定の改修工事（耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅化）を含む増改築等を行った場合、以下の額（①+②）を工事年分の所得税額から控除する。                  ①一定の改修工事（耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅化）を行った場合、標準的な工事費用相当額の合計（耐震・省エネ<sup>※1</sup>・三世帯同居・長期優良住宅化<sup>※2</sup>：限度額 250 万円、バリアフリー：限度額 200 万円）の 10%                  ※1 省エネ：太陽光発電設備設置時は 350 万円                  ※2 長期優良住宅化：耐震及び省エネ改修を併せて行った場合は 500 万円                  ②上記工事に係る標準的な工事費相当額の合計のうち限度額超過分及びその他増改築等工事の費用に要した額の合計額分<sup>※3</sup>の 5%                  ※3 最大対象工事限度額は標準的な工事費用相当額と同額、かつ①と②の合計 1,000 万円が限度</p> <p><b>【要望の内容】</b>                  ①特例措置の適用期限を 2 年間（令和 7 年 12 月 31 日まで）延長する。                  ②子育て対応化のための改修工事を行った場合、以下ア）＋イ）の合計額を工事年分の所得税額から控除する。                  ア）子育て対応化のための改修工事について定められた標準的な工事費用相当額の合計（上限 250 万円）の 10%に相当する額                  イ）上記工事に係る標準的な工事費相当額の合計のうち限度額超過分及びその他増改築等工事の費用に要した額の合計額分<sup>※4</sup>の 5%                  ※4 最大対象工事限度額は標準的な工事費用相当額と同額、かつア）とイ）の合計 1,000 万円が限度</p> <p><b>【関係条文】</b>                  租税特別措置法第 41 条の 19 の 2、第 41 条の 19 の 3                  租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 4、第 26 条の 28 の 5                  租税特別措置法施行規則第 19 条の 11 の 2、第 19 条の 11 の 3</p>	
	平年度の減収見込額	▲279 百万円
	(制度自体の減収額)	( - 百万円)
(改正増減収額)	( - 百万円)	



<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>性能向上リフォームを推進することにより、耐震性、バリアフリー性、省エネ性等に優れた良質で次の世代に資産として承継できるような住宅ストックを形成し、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。また、子育て世代の出産・子育てへの不安・負担軽減の観点から、三世帯同居や子育てに対応した住宅を希望する者が、実際に希望を実現できるような環境整備を図る。これらを通じて、豊かな住生活の実現と経済の活性化を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国の住宅ストックは戸数的には充足する一方で、総世帯数は減少傾向にあり、ストック活用型社会への転換が求められている。このためには、性能向上リフォームの適切な実施等により、既存住宅を安全で質の高い住宅ストックに更新するとともに、家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができるよう三世帯同居に対応した優良な住宅や、家事負担の軽減等に資する子育てに対応した優良な住宅の整備・リフォームを行い、資産として次の世代に承継されていく新たな流れを創出することが重要である。</p> <p>一方、我が国の住宅投資に占めるリフォームの割合は欧州諸国と比較して小さく、「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）において、耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックの更新に取り組むこととされている。また、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）においては、子育ての担い手の多様化と世代間での助け合いを支援するため、三世帯同居しやすい環境づくりを推進するほか、子育て世帯が、必要な質や広さを備えた住宅に、世帯の状況に応じて居住できるよう支援することとされている。</p> <p>このため、既存住宅の改修を行う者に対し、適切なインセンティブを与え、性能向上リフォームを促進することで、住宅ストックの質の向上を図り、リフォーム市場を活性化していく必要がある。</p> <p>特に少子化対策については、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）に基づき抜本的な政策の強化を図ることとされており、政府としても最重要課題に位置付けている。同方針においては、既存の民間住宅ストックの活用も含めて子育て世帯の住宅支援を強化することとしている。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）において、脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成に向けた基本的な施策として「長期優良住宅の維持保全計画の実施など、住宅の計画的な点検・修繕及び履歴情報の保存を推進」「耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新」「2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充」と位置づけられている。</li> </ul>

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、「徹底した省エネルギーの推進に向け、（中略）省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修、断熱窓への改修を含むZEH・ZEB等の取組を推進する」、「子育てしやすい地方への移住や子育てを住まいと周辺環境の観点から応援する「こどもまんなかまちづくり」を推進する」と位置づけられている。
- 「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）において、「家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができるよう、三世帯同居に対応した優良な住宅の整備・リフォームに対して支援を行う」、「子育て世帯が、必要な質や広さを備えた住宅に、世帯の状況に応じて居住できるように支援する。」と位置づけられている。
- 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、「子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。」と位置づけられている。

（政策評価体系における位置づけ）

政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進

施策目標 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する

業績指標 6 既存住宅流通及びリフォームの市場規模

<耐震化>

政策目標 4 水害等災害による被害の軽減

施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する

業績指標 35 ①住宅の耐震化率

<バリアフリー>

政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現

施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する

業績指標 11 高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合

<省エネ>

政策目標 3 地球環境の保全

施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う

業績指標 23 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合

<長期優良化>

政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進

施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る

業績指標 4 認定長期優良住宅のストック数

		<p>&lt;三世同居・子育て&gt;（こども家庭庁より）          上位レベル1. こども政策の推進          中位レベル1. こども大綱等の子育て施策の推進</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円（平成30年）→14兆円（令和12年）</li> <li>・ 住宅の耐震化率 約87%（平成30年）→耐震性の不足するものをおおむね解消（令和12年）</li> <li>・ 高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%（平成30年度）→25%（令和12年度）</li> <li>・ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 6%（平成25年度）→30%（令和12年度）</li> <li>・ 認定長期優良住宅のストック数 113万戸（令和元年度）→約250万戸（令和12年度）</li> </ul>
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和6年1月1日～令和7年12月31日）
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 約13兆円（令和7年度）</li> <li>・ 耐震性の不足するものをおおむね解消（令和12年度）</li> <li>・ 高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 約21.7%（令和7年度）</li> <li>・ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 約22%（令和7年度）</li> <li>・ 認定長期優良住宅のストック数 約186万戸（令和7年度）</li> </ul>
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円（平成30年）</li> <li>・ 住宅の耐震化率 87%（平成30年）</li> <li>・ 高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%（平成30年度）</li> <li>・ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 14%（令和2年度）</li> <li>・ 認定長期優良住宅のストック数 148万戸（令和4年度）</li> </ul>

	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和6年 耐震：2,876件、バリアフリー：823件、省エネ：1,782件、三世代同居：1,306件、長期優良住宅化：50件、子育て：782件</p> <p>令和7年 耐震：2,893件、バリアフリー：828件、省エネ：1,792件、三世代同居：1,313件、長期優良住宅化：50件、子育て：787件</p>
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	耐震性、バリアフリー性、省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導することや三世代同居対応リフォームや子育て対応リフォームを促進することは、政策目標等の達成のために有効である。
相当性		当該要望項目以外の税制上の措置	既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置（固定資産税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>○住宅・建築物安全ストック形成事業（令和6年度予算概算要求額：社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の内数）</p> <p>○環境・ストック活用推進事業（省エネ関係）（令和6年度予算概算要求額：81.49億円の内数）</p> <p>○住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（令和6年度予算概算要求額：424.17億円の内数）</p>
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記措置と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、性能向上リフォーム等を推進する。
		要望の措置の妥当性	耐震性・バリアフリー性・省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導するため、また、三世代同居対応リフォームや子育て対応リフォームの促進を図るため、その工事に係る負担を税制上軽減することは効果的である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<p>《令和2年》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震 : 2,788件 ▲ 563百万円</li> <li>・バリアフリー : 926件 ▲ 102百万円</li> <li>・省エネ : 830件 ▲ 213百万円</li> <li>・三世代同居 : 1,206件 ▲ 241百万円</li> <li>・長期優良住宅化 : 59件 ▲ 8百万円</li> </ul> <p>《令和3年》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震 : 2,417件 ▲ 515百万円</li> <li>・バリアフリー : 759件 ▲ 138百万円</li> <li>・省エネ : 1,633件 ▲ 447百万円</li> <li>・三世代同居 : 1,133件 ▲ 222百万円</li> <li>・長期優良住宅化 : 82件 ▲ 10百万円</li> </ul>

		<p>《令和4年》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震 : 2,843件 (2,777件) ▲1,068百万円</li> <li>・バリアフリー : 814件 (899件) ▲147百万円</li> <li>・省エネ : 1,761件 (939件) ▲331百万円</li> <li>・三世帯同居 : 1,291件 (1,346件) ▲432百万円</li> <li>・長期優良住宅化 : 49件 (68件) ▲9百万円</li> </ul> <p>※いずれも推計値 (括弧内の数値は前回要望時の適用見込み件数)</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>租税特別措置の適用件数は堅調に推移しており、本特例措置は、性能向上リフォーム等の促進に寄与している。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円(平成30年)→14兆円(令和12年)</li> <li>・耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%(平成30年)→おおむね解消(令和12年)</li> <li>・高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%(平成30年度)→25%(令和12年度)</li> <li>・住宅ストックのエネルギー消費量の削減率(平成25年度比) 3%(平成30年)→18%(令和12年)</li> <li>・一人でも多くの若い世代の結婚や出産の希望をかなえる「希望出生率1.8」の実現</li> </ul>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円(平成30年)</li> <li>・住宅の耐震化率 約87%(平成30年)</li> <li>・高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%(平成30年度)</li> <li>・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 14%(令和2年度)</li> </ul>

		<p>・認定長期優良住宅のストック数 148 万戸（令和 4 年度）</p> <p>政策目標の達成のためには、本特例措置を延長することで、既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を広く誘導していくことが必要である。なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。</p>
<p>これまでの 要望経緯</p>		<p>●耐震 （投資型） 平成 18 年度：創設 平成 21 年度：5 年延長・拡充・減縮 平成 23 年度：拡充・減縮 平成 25 年度：4 年延長・拡充 平成 27 年度：1 年半延長 平成 28 年度：2 年半延長・拡充 令和 4 年度：2 年延長・統合</p> <p>●バリアフリー （投資型） 平成 21 年度：創設 平成 23 年度：2 年延長・減縮 平成 25 年度：5 年延長・拡充・減縮 平成 27 年度：1 年半延長 平成 28 年度：2 年半延長・拡充 令和 4 年度：2 年延長・統合</p> <p>（ローン型） 平成 19 年度：創設 平成 21 年度：5 年延長 平成 25 年度：4 年延長・減縮 平成 27 年度：1 年半延長 平成 28 年度：2 年半延長・拡充 令和 4 年度：統合</p> <p>●省エネ （投資型） 平成 21 年度：創設 平成 23 年度：2 年延長・減縮 平成 25 年度：5 年延長・拡充・減縮 平成 27 年度：1 年半延長 平成 28 年度：2 年半延長・拡充 平成 29 年度：拡充 令和 4 年度：2 年延長・統合</p> <p>（ローン型） 平成 20 年度：創設 平成 21 年度：5 年延長 平成 23 年度：拡充・減縮 平成 25 年度：4 年延長・拡充・減縮 平成 27 年度：1 年半延長</p>

平成 28 年度：2 年半延長・拡充・減縮  
平成 29 年度：拡充  
令和 4 年度：統合

●三世同居

(投資型)

平成 28 年度：創設

令和 4 年度：2 年延長・統合

(ローン型)

平成 28 年度：創設

令和 4 年度：統合

●長期優良住宅化

(投資型)

平成 29 年度：創設

令和 4 年度：2 年延長・統合

(ローン型)

平成 29 年度：創設

令和 4 年度：統合

令和 6 年度 税制改正 要望事項 ( 新設 ・ 拡充 ・ 延長 )

( 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課・製造産業局生活製品課住宅産業室 )

項 目 名	認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置の延長		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	<p><b>【制度の概要】</b> 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 2 条第 3 項に規定する低炭素建築物である住宅（同法第 16 条において低炭素建築物とみなされた特定建築物である住宅を含む。以下「認定低炭素住宅」という。）を新築等した場合に、以下のとおり税率を引き下げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有権保存登記 本則 4/1000（一般住宅の特例 1.5/1000） → 1/1000</li> <li>・ 所有権移転登記 本則 20/1000（一般住宅の特例 3/1000） → 1/1000</li> </ul> <p><b>【要望の内容】</b> 特例措置の適用期限を 2 年間（令和 8 年 3 月 31 日まで）延長する。</p> <p><b>【関係条文】</b> 租税特別措置法第 74 条の 2 租税特別措置法施行令第 42 条の 2 租税特別措置法施行規則第 26 条の 2</p>		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	( 制度自体の減収額 )	( —	百万円 )
	( 改正増減収額 )	( —	百万円 )



<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）や「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）を踏まえ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、ライフサイクルCO2排出量が少ないZEHストックを拡充する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>これまで我が国においては、「パリ協定」（2016年11月発効）における温室効果ガス排出量の削減目標（2030年度に2013年度比で26%削減）を達成するため、住宅・建築物分野を含むあらゆる分野において省エネ対策等を推進してきたところであるが、2021年4月に、2050年カーボンニュートラルと統合的で、野心的な目標として、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明した。これを受け、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）では、2030年度において温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すため、家庭部門では66%削減（2013年度比）する目標を定め、新築住宅・建築物についてはZEH、ZEB等を普及させることとしている。</p> <p>こうした中、昨年6月には「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、すべての建築物に省エネ基準の適合義務が課されるなど建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化や、建築物分野における木材利用の更なる促進に資する規制の合理化などを講じることとなった。</p> <p>また、令和4年10月には低炭素建築物の認定基準がZEH水準に引き上げられ、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備の導入が新たに必須となった。</p> <p>さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）においても、徹底した省エネルギーの推進に向けて、省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修を含むZEH・ZEB等の取組を推進することとされている。</p> <p>ZEH水準以上の性能を有し、かつ低炭素化に資する措置が講じられた認定低炭素住宅は、高い省エネ性能を確保するために建築費が上昇し、一般住宅に比べて取得費用が高くなっている。これが国民の取得意欲を阻害しないようにするため、本特例措置を延長して税負担額を抑制することで、認定低炭素住宅の普及を引き続き促進し、上記目標の達成、ひいては2050年カーボンニュートラルに向けた取組を進める必要がある。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p style="text-align: center;">合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）において、脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成に向けた基本的な施策として「2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充」と位置づけられている。</li> <li>● 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、「徹底した省エネルギーの推進に向け、（中略）省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修、断熱窓への改修を含むZEH・ZEB等の取組を推進する」と位置づけられている。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）において、「規制強化のみならず、ZEHの実証や更なる普及拡大に向けた支援等を講じていく。さらに、既存住宅の改修・建替の支援（中略）などの省エネルギー対策を総合的に促進する。」と位置付けられている。</li> <li>● 「第6次エネルギー基本計画」（令和3年10月22日閣議決定）において、「ZEHやZEBの実証や更なる普及拡大に向けた支援等を講じていく。」と位置づけられている。</li> </ul> <p>（政策評価体系における位置づけ）  政策目標 3 地球環境の保全  施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う  業績指標 23 省エネ基準を充たす住宅ストックの割合</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭部門のCO2排出量を2013年度（平成25年度）比約66%削減（2030年度（令和12年度））</li> <li>・ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 6%（平成25年度）→30%（令和12年度）</li> </ul>
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭部門のCO2排出量 約43.1%（令和7年度）</li> <li>・ 省エネ基準に適合する住宅ストック 約22%（令和7年度）</li> </ul>
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭部門のCO2排出量：2013年度（平成25年度）比24.8%削減（2021年度（令和3年度））</li> <li>・ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合：14%（令和2年度）</li> </ul>
有効性	要望の措置の適用見込み	<認定低炭素住宅（特定建築物を除く）> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有権保存登記 1,721件（令和6年度）、1,638件（令和7年度）</li> <li>・ 所有権移転登記 21件（令和6年度）、20件（令和7年度）</li> </ul> <特定建築物> 0件（令和6～7年度） ※令和8年度以降に約530件の適用見込み有。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	高度な省エネ性能を有する住宅の供給を促進するために、認定低炭素住宅の新築・取得を誘導していくことが有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定低炭素住宅に係る住宅ローン減税の拡充（租税特別措置法第41条第10項）</li> <li>・ 認定低炭素住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第41条の19の4）</li> </ul>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<認定低炭素住宅（特定建築物を除く）関連予算> 環境・ストック活用推進事業（省エネ関係） （令和6年度予算概算要求額：81.49億円の内数） 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 （令和6年度予算概算要求額：424.17億円の内数）

		<p>&lt;特定建築物関連予算&gt;  社会資本整備総合交付金等  (令和6年度予算概算要求額: 16,506億円の内数)</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>上記制度と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、認定低炭素住宅の普及を図る。  また、社会資本整備総合交付金等による、事業費等に対する国庫補助等は集約都市開発事業の施行者に対して行うものであり、本特例措置の支援対象(エンドユーザー)とは明確な区別がなされている。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>認定低炭素住宅の普及を促進するため、当該住宅の新築・取得に係る税負担の軽減を図ることは効果的である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>&lt;認定低炭素住宅&gt;  ・所有権保存登記 適用件数(見込数) ※納付額  令和元年度 2,956件 ※31,192,500円  令和2年度 3,987件(2,205件) ※42,375,400円  令和3年度 6,824件(2,398件) ※78,922,900円    ・所有権移転登記 適用件数(見込数) ※納付額  令和元年度 51件 ※548,600円  令和2年度 55件(184件) ※551,800円  令和3年度 82件(200件) ※1,030,600円  (法務省「登記統計」より)</p> <p>&lt;特定建築物&gt;  令和元年度～令和3年度 0件  ※前々回要望時の適用件数については、括弧内のとおりである。</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>認定低炭素住宅の総戸数は着実に増加してきている。本特例措置は、認定低炭素住宅の新築等を促進し、質の高い住宅ストックの形成に寄与している。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>家庭部門のCO2排出量を2013年度比約40%削減(2030年度)  住宅ストックのエネルギー消費量を平成25年度比18%削減(令和12年度)</p>

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>家庭部門のCO2排出量：2013年度（平成25年度）比24.8%削減（2021年度（令和3年度））</p> <p>目標期間を満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。なお、認定低炭素住宅は一般住宅に比べて取得費用が高いため、普及には一定の期間を要するものと考えられる。</p> <p>※前回要望時に目標として設定していた「住宅ストックのエネルギー消費量」については、令和3年10月22日の地球温暖化対策計画の変更により、「省エネ基準に適合する住宅ストックの割合」へと変更され、指標として用いられなくなったため、記載していない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成24年度 創設  平成25年度 特定建築物を適用対象に追加  平成26年度 2年間延長  平成28年度 2年間延長  平成30年度 2年間延長  令和2年度 2年間延長  令和4年度 2年間延長</p>